

官報

号外

昭和五十九年七月十三日

○第一百一回 衆議院會議録 第三十五号

昭和五十九年七月十三日(金曜日)

議事日程 第三十一号

昭和五十九年七月十三日

午後一時開議

第一 健康保険法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三分開議

○議長(福永健司君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(福永健司君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

野上徹君から、海外旅行のため、七月十四日から二十一日まで八日間、請暇の申し出がありま

す。これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と叫ぶ者あり
○議長(福永健司君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第一、健康保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長有馬元治君。

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔有馬元治君登壇〕

○有馬元治君 ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案について、社会労働

委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、一部負担金制度及び療養費制度の改正、日雇労働者健康保険の対象者に対する健康保険制度の適用、国民健康保険の退職被保険者等に係る給付と負担の合理化及び国庫補助制度の合理化等の措置を講ずることにより医療保険制度の改革を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、被用者保険本人の療養の給付等の給付率を昭和六十年度までは定率九割とし、昭和六十一年度からは定率八割に改めること、

第二に、高度の医療を提供すると認められる特定承認医療機関において療養を受けたときまたは保険医療機関において特別の病室の提供等厚生大臣の定める療養を受けたときは、特定療養費を支給することとし、この療養費については、被保険者への支給にかえて直接医療機関に支払いを行うことができることとする、

第三に、保険医療機関等の指定に当たり、その医療機関等が診療等の内容が適切を欠くおそれがあるとして厚生大臣等の指導を重ねて受けたものであるときは、指定を拒むことができるものとする等保険医療機関等に関する規定を整備すること、

第四に、日雇労働者健康保険制度を廃止し、日雇労働者を健康保険の日雇特例被保険者とするともに、その給付内容及び保険料については、就労の特性を考慮し一般の被保険者と実質的に同様とすること、

第五に、市町村が行う国民健康保険の被保険者のうち、事業所の退職者及び家族を対象に退職者医療制度を創設することとし、給付率は、退職者本人については入院、外来八割とし、家族は入院八割、外来七割とし、給付に要する費用の負担は、退職者等の支払う保険料と現役の被用者及び事業主が負担する拠出金によること、

第六に、市町村に対する国庫補助を医療費の百分の四十五から医療給付費の百分の五十に改めること、

とともに、国庫補助の財政調整機能を強化すること、

以上のほか、標準報酬等級について所要の調整を行うとともに、船員保険法、国家公務員等共済組合法等についても健康保険法に準じた改正を行うこと等であります。

本案は、去る四月三日の本会議において趣旨の説明が行われ、同日付託となり、四月五日に渡部厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十二日質疑に入り、五月九日には参考人から意見を聴取し、七月四日には公聴会を開き、また、大阪府に委員を派遣し現地において意見を聴取するとともに、七月九日には地方行政委員会、大蔵委員会、運輸委員会と連合審査会を行い、七月十二日には中曽根内閣総理大臣の出席を求め質疑を行うなど慎重かつ熱心な審査を行い、同日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、被用者保険本人の一部負担金、任意継続被保険者制度の特例、日雇特例被保険者についての療養の給付期間及び国民健康保険の被保険者の給付割合等について自由民主党・新自由民主党より修正案が提出され、討論を行い、採決の結果、本案は自由民主党・新自由民主党提出の修正案のとおり多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 討論の通告があります。順次これを許します。池端清一君。

〔池端清一君登壇〕

○池端清一君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案に対して、断固反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

私は、今回の改正案が国民の命と健康を害して暮

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案

らしを脅かし、受益者負担の名のもとに国としての社会保障の責任を放棄し、我が国社会保障の歴史に重大な汚点を残すものであって、断じて承服しがたいものであることをますます指摘せざるを得ないのであります。以下、順次反対の理由を明らかにしてまいりたいと思ひます。

その第一は、昭和二年の健康保険制度実施以来今日まで五十七年間の長きにわたって一貫して守り続けた本人十割給付という大原則を、マイナスイニングのつじつま合わせによって崩そうという点であります。

これは、まさに健康保険の根幹にかかわる大改悪と言わなければなりません。健康保険制度は、いつでもどこでも、だれもが、ひとしく医療を受けることのできる国民皆保険体制の中心に位置しております。その意味において、健康保険本人十割給付は、健康保険の家族や国民健康保険に加入している人々の給付率を改善する公的医療保険全体の目標でもあったのであります。しかるに、本改正案は、その目標に全く逆行し、このような国民共通の願いにその道を閉ざそうとするものであって、到底容認することはできないのであります。

第二に、その結果、長期医療や重病、難病に苦しむ人はますます負担が重くなり、所得の低い人はこの改悪の影響をもろに受けることになるという点であります。したがって、この改正案は、社会保障を最も必要とする人々を突き放す結果となるのであります。これでは社会保障の破壊案でなくてはなりません。

本改正案のこのような性格が顕著にあらわれているもう一つの例として、日雇労働者健康保険の問題がござります。すなわち、日雇労働者と一般の労働者との間で給付と負担の均衡を図るとしながらも、日雇健保の保険料は、政管健保の八・四割よりはるかに高い一・一割にしようというのであります。政管健保加入労働者の賃金水準と比較して六割以下という低所得の日雇労働者の保険の方が逆に高い保険料率となるといふことは、一体

どういうことでありましょうか。全く理解に苦しむところであります。ここにも本改正案の性格が端的にあらわれていると言つても決して言い過ぎではないと思ふのであります。

第三に、政府は、国民医療費の伸びを国民所得の伸び以下に、そしてまた国庫負担も大幅に抑制したいとしております。

しかし、医療保障を前進させつつ財政抑制の効果を上げる知恵を出すこそ政府の任務でなければならぬはずであります。現行の点数出来高払い方式の改革、薬剤や高度医療機器の公的コントロール、医療内容のチェックシステム等の工夫という最も安易な手段を採用した本改正案は、ただひたすら社会的弱者切り捨ての政策であつて、到底国民の納得を得られるものではないのであります。この点からも本改正案は断じて賛成できないことを申し上げておきます。

第四に、今回新たに創設された退職者医療制度についても、国の責任を明確にせず、国庫負担の導入を見送り、退職者を初めとする国民の長年にわたる願いとは全く乖離したものとされていることは、これまで到底承服しがたいところであります。退職することによって所得が低下し、使用者の負担もない人たちにこそ、所得再配分としての公的負担を必要としているにもかかわらず、国はびた一文も出さず、現役の労働者と使用者として退職者みずからの負担でやる制度を、果たして公的保険と呼べるものでありましょうか。まさに羊頭を掲げて狗肉を売るのたぐいであると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

第五に、いわゆる自民党修正案についてであります。

昨日の衆議院社会労働委員会において、自民党によつて政府原案の一部に修正が加えられました。が、しかし、その本質は政府原案と何ら変わるどころなく、これまた容認できるものではありません。医療費が三千五百円以下のときの患者負担は

定額制に修正されましたが、部分的には政府原案の一割負担よりさらに重い負担を患者に求めることになり、かえって改悪されている点があることも見逃すことはできないのであります。また修正部分には、今後の医療費の動向や財政状況等を見て、健康保険の被扶養者及び国民健康保険の給付率を現行七割から八割に引き上げるとしてあります。この程度のことは今直ちに実行すべきであります。もしそれが現段階でどうしても無理であるというならば、少なくともその実施時期を具体的に明示すべきであります。一体何年先のことになるか漠として不透明な事柄が、どうして全国の農民、自営業者そして家庭の主婦の方々の同意と共感を得ることができようでしょうか。

以上、私は、本改正案の幾つかの問題点を指摘し、本改正案に対する反対の態度を明らかにいたしました。今日多くの勤労国民は、依然として長引く不況のもとで、失業と倒産の苦しみを経験されておられます。臨調行革路線のもとで社会保障は後退の一途をたどつております。我が国は世界一の長寿国にはなつたものの、国民の七・九人に一人が病人であるとの厚生省調査でも明らかのように、国民の健康がむしろ悪化しているのであります。

中曽根総理初め政府・自由民主党の皆さん、民のかまどは決してにぎわつてはおりません。塗炭の苦しみを経験されておられるのであります。この現実のもとで、私は大砲よりもバターの道を選びます。医療のさまため金次第という世の中をつくらないために、私は断じて本改正案には賛成できないことを重ねて申し上げて、私の反対討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(福永健司君) 稲垣実男君。

○稲垣実男君登壇

○稲垣実男君 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、ただいま議題となつております健康保険法等の一部を改正する法律案及びこれに對して自由民主党・新自由国民連合が提出した修正

案につきまして、修正案及び修正案を除く原案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

我が国の平均寿命は、男性七十四・二歳、女性で七十九・七八歳となつており、急速に人口の高齢化、疾病構造の変化を及ぼし、医学技術の進歩等社会経済の変化が進み、まさに人生八十年時代を迎えております。今や国民の健康水準は世界でも最高の水準に達しております。これは健康保険制度の改善充実が大きく寄与してきたものであります。しかし、医療費は、保険料、国庫負担あるいは受診時の負担という形で、いずれにせよ国民が負担するものであります。近年の医療費の伸びを見ますと、国民所得の伸びを上回つて増加しており、このまま推移すれば将来国民の負担能力の限界を超えるおそれがあります。また、現行の医療保険制度には、給付の面で制度間、本人・家族間に格差があるなど、人生八十年時代にふさわしい公平な制度とする必要に迫られております。

したがって、二十一世紀の本格的な高齢化社会に備え、このような課題を早急に克服することを目指し、病気になる前、いつでも、だれでも、どこでも安心して医者にかかることができる医療保険制度の将来にわたる確固とした基盤づくりを進めることが急務となっております。

政府原案は、このような要請にこたえて、医療費の適正化を図るとともに、全国民的立場に立つて制度間、本人・家族間、さらに世代間における給付と負担の公平化を目指すものであります。

政府原案の主な内容についてであります。まず第一は、被用者保険本人に定率一部負担を導入し、八割給付、六十年末までは九割としたことは、医療保険制度の公平化と長期的安定を図る上で極めて適切な措置であります。

第二は、退職者医療制度の創設であります。サラリーマンなど被用者について生涯を通じた給付と負担の公平を確保し、また、若者が先輩を支え世代間の連帯を強めるといふ観点から見て、退職者の給付の改善とともに、退職者の医療費を現役

の被用者がカバーするという本制度の創設は、人生八十年時代にふさわしい時宜を得た制度と言えます。(拍手)

なお、本制度の創設等による国保財政への影響を考慮して、その国庫補助の合理化を図ることとしております。このほか、医療ニーズの高度化、多様化に対応するため、特定療養費制度を創設し、高度先端医療や差額ベッド等の差額徴収について適切に対処することとしております。

政府原案の趣旨については評価できるものの、責任政党である我が自由民主党・新自由国民連合は、国民各層また第一線で働く医療従事者の切実な要望にこたえ、主として次のような諸点について所要の修正を行うことにより、一層の内容の充実改善が図られるものと考えております。

第一に、被用者保険本人の一部負担金について、昭和六十一年四月一日以後も国会で承認を受ける日までの間は、なお引き続き一割とすることとあります。これは、激変緩和の観点から本人負担を軽減するとともに、医療費の動向等を見きわめた上で八割給付とする時期を慎重に検討しようというものであります。なお、医療費が三千五百円以下であるときは段階を設けて一部負担金を定額とすることとしており、これにより早期受診、早期治療が行われ、患者が安心して受診することができ、医療事務全般にわたる合理化も推進させることとなります。

第二に、任意継続被保険者制度に特例を設け、五十五歳以上で被用者保険の資格を喪失した者については、退職被保険者となるまでの間は二年を超えの場合でも引き続き資格を有することができるとし、退職したサラリーマン等が安心して医療が受けられるようにすることとあります。

第三に、政府は、今後の医療費の動向、国民負担の推移、財政事情等各般の状況を勘案し、健康保険制度の全般に関する検討に基づいて、被扶養者及び国保被保険者の給付割合を八割とするよう必要な措置を講ずるものとしてあります。

このほか、健康保険組合等がみずから退職者医療を実施できることとすること、政府管掌健康保険等においても、その被保険者本人の一部負担金について付加的な給付を行う道を開くこと、日雇特例被保険者に係る療養の給付期間等に関して必要な修正を行うこと等とあります。

以上の修正は、社会労働委員会でも十二分に審議を重ね最善の努力を尽くした上での結果であり、特に本人一割負担については、医療機関における事務量増への対応の必要性など諸般の事情を勘案し、医療費が三千五百円以下であるときには定額負担の形式をとっておりますが、その一部負担金の額は各段階ごとの平均医療費の約一割となっており、一部それよりも安くなる場合もあり、定率一割負担の原則は貫かれていたものであります。以上の修正によって、さらに本法案の目的の達成と円滑な実施に資するものと考えられるものであります。

このように、健康保険法等の一部を改正する法律案並びに自由民主党・新自由国民連合提出の修正案は、二十一世紀に備え医療保険制度の揺るぎない基盤づくりを行うものであり、私どももいたしましては、この修正案及び修正部分を除く原案に賛意を表するものであります。

これをもちまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) 水谷弘君。

○水谷弘君 私は、公明党・国民会議を代表して、健康保険法等の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

まず、我が国の医療と医療技術の目覚ましい発展は、科学技術の長足の進歩と医療関係者の不断の努力によることは申すまでもありませんが、特に健康保険制度が果たしてきた役割はまことに多大であったと思うのであります。しかるに今日、急速なる高齢化社会への進展、就業構造、社会構

造の多様化によってもたらされた疾病構造の変化など、健康保険制度を取り巻く環境は極めて厳しいものがあり、現行制度のまま今後永続的に対応できるとは考えられません。昭和二年以来の健康保険十割給付の大原則は社会保障制度の根幹をなしてきたものであり、今回の改革案はその根幹を揺るがす大改革である以上、慎重の上にも慎重に審議してしかるべきであると思うのであります。

今までの審議の経緯を見てもわかるように、改革案は予算のマイナスシリングに押し切られた形で、医療関係予算をどう削減するかという視点から提案されたものであることは周知の事実であります。したがって、国民の生活と健康を確保することを第一義とするのではなく、あくまで財政的見地からのみの対策であったと言わざるを得ないのであります。少なくとも二十一世紀を目指す医療保険制度の改革と言われるのであるならば、我が国の将来の医療のあるべき姿、そしてこれを支える保険制度のあり方というものを明らかにすべきであります。審議の過程で中長期ビジョンが提示され、健康づくり対策等一部評価すべきところがあるものの、特に医療保険の給付と負担の公平化については、医療保険制度の統合一元化に至るプロセス、財源対策が不明瞭であり、さらに、実施時期その他具体性に乏しく、今回の改革案との整合性がいまま一つ不徹底であることを強く指摘せざるを得ないのであります。(拍手)

次に、国民医療費の推移を見ると、五十七年度七・八％、五十八年度四・六％、五十九年度は予算推計で二・五％と、医療費の伸び率は鈍化傾向にあるのでありますから、この際、医療費の適正化対策をより進めることによって、政府の所期の目的は達成されるはずであると考えるものであります。加えて、政管健保財政は現在黒字基調となっており、国民に不安と混乱をもたらすような制度改革は何ら必要なく、性急に自己負担導入を図る根拠は極めて薄いのであります。また、政管健保の付加給付導入については別途行うことはや

むを得ないとしても、公的保険制度の中で付加給付を導入することは甚だ遺憾であり、ましてや、政管健保が黒字基調となつていゝといえ、直ちに原案修正という形で行われることは、医療保険改革という点から考えても余りにも一貫性、整合性を欠くものと言わざるを得ないのであります。

さらに、改革案が国民に医療費のコスト意識を持たせることを意図しているのであれば、問答無用の一律一割負担という乱暴な手法によらず、かねてから我が党が主張しているように、医療費通知制度、医療費の領収書発行などの徹底でその目的は十分に達成できるはずであります。

第三に、現行制度において国民皆保険の立場から救いがたい欠陥として指摘されている点は制度間の給付格差であります。

この給付格差の是正は、本来低い給付の方を高い給付の方へ引き上げるべきであり、仮に被保険者本人の十割給付を見直すとするならば、少なくとも家族の九割給付こそが大前提でなければなりません。さらに、健保本人と家族の給付に格差をつけないければならぬ合理的な理由は何らなく、これらの矛盾解決の目的のない改革案はまさに画竜点睛を欠くものであり、到底認めることができないのであります。(拍手)

第四に、診療報酬の支払いについて指摘するならば、出来高払い方式は医療供給や医学の進歩発展に寄与する反面、一部にいわれる薬づけ、検査づけ等の過剰濃厚診療とか不正請求を生ずる欠陥があることも事実であります。したがって、この際、医療費適正化対策を一層強化するとともに、国民の医療に対する信頼を回復する上からも、診療報酬のあり方について検討すべき段階ではないかと思うのであり、この点に対する政府の取り組みは不十分と言わざるを得ず、極めて遺憾であります。

第五に、診療側の意見を聞くことは必要と思われませんが、それは本法案提案前に行われるべきものであり、修正論議として国会の外で行うことは

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案

国会軽視であり、到底認めるわけにはいかないものであります。まして、それにより定率負担に加えて定額負担との折衷方式が導入され、かえって原案より複雑な内容となり、断じて容認することはできません。

第六に、高額療養費の問題であります。

高額療養費払いについて自己負担限度額が据え置かれたことは了とするものの、従来から改善が要求され、国民の最大関心事であったいわゆる暦月一人一レセプト方式の改革が全く見送られていたものであります。低所得者や重症長期入院患者ほど負担が重く、自己負担限度額の据え置きだけでは極めて不十分と言わざるを得ません。

第七に、退職者医療制度についてであります。

制度創設のこと自体は、我が党も一貫して早期実現を要求してきた経緯もあり異論はありませんが、財政調整に名をかり取りやすいところから取る財源対策に問題があるのであります。本来国は、制度創設の責任の上からも必分の国庫負担をすべきが当然であると考えたものであります。

第八に、国民健康保険に対する国庫補助の削減並びに定率部分の引き下げの問題であります。

退職者医療制度創設によって国庫負担二千三百五十五億円を削減し、その上に国庫補助率を医療費の四五％から給付費の五〇％、すなわち実質医療費の三八・五％に引き下げ、千五百四十四億円もの削減をしようとしていることはまさに重大な問題であります。国民健康保険制度の加入者は比較的所得者、老人、有病率の高い階層が多く、したがって、社会保障制度としての所得再配分機能が十二分に作動するようなシステムへの改革でなければなりません。しかるに、国保の七割給付の引き上げを行わず、退職者医療制度の創設を口実に国保財政から大幅な国庫補助の削減を行うことは、国がその責任を進んで放棄したものと云わざるを得ないのであります。

以上申し述べたとおり、今回の健保改正案は、国民の福祉向上あるいは国民の健康と命を守るに

値しない法案であり、しかも長期重症患者ほど負担が重く、病床であつて不安と苦痛に耐え一日も早く健康な日々をとおられる患者とその家族に余りにも非情なものとなり、断じて賛成できるものではありません。したがって、政府原案並びに同修正案に対し、いずれも反対することを表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) 小川泰君。

○小川泰君 私は、民社党・国民連合を代表しまして、ただいま議題となつております健康保険法等の一部を改正する法律案について、反対の討論を行うものであります。(拍手)

その第一の理由は、今回の改正案が、財政調整のつじつま合わせのため一番弱い立場にある患者に大幅な負担を強いることになるからであります。なぜ六千二百億円の国庫負担を削減しなければならぬのか。それはマイナスイ〇％シーリング設定下に予算の無理な編成をしようとしたためでありましょう。国民の命と健康な健康を守る国民医療と健保財政自体からの要請によるものとは決して言えるものではありません。かつて国鉄、米とともに三K赤字の一つとして問題となつてきた健保も、政管健保において昭和五十六年度以降は赤字に転じ、昭和四十六年度以降の累積赤字一千二百九十億円も解消され、今年に入り保険料の引き下げさえ行えるほど健全化の方向に向かつていますのであります。それにもかかわらず、昭和二年の本制度発足以来今日まで維持されてきた本人給付率原則削減を削減するという提案は、全く理解することができないのであります。

また、政府は今年四月末、我が党の強い要請によって医療保障改革にかかわる中長期ビジョンを示しましたが、それは医療問題の課題を羅列したにすぎず、具体的改革内容は示されておられません。福祉向上という国民の切実な要求を無視しているものと言わざるを得ません。自民党修正案はこの延長線上のものであり、それは到底容認でき

るものではございません。その第二は、本人給付率を九割ないし八割に引き下げること、重症患者ほど重い負担を求めることとなり、医療保険の原則に逆行するものであります。

一家の働き手であるサラリーマン勤労者本人が心ならずも病に倒れ重症で長期入院した場合、家計が大きく破綻することが危惧されます。しかも、現行償還払い制度のもとでは、月数百万、数十万円といった多額の治療費を一たん支払わなければならないケースも出てまいります。その資金の捻出に家族が途方に暮れる社会問題を引き起こすことは必至であります。

その第三の反対理由は、高額療養費制度の抜本改正を怠つたこととあります。現行制度は同一医療機関ごと、同一月ごと、受診者ごとになつていて、異なった医療機関で五万円ずつ合計十万円の負担をしても同制度の対象とならないこと、また、家族二人がおのおの五万円の負担、計十万円を負担しても制度の対象外になることなど極めて不合理な制度となつております。我が党は、個人単位を家族単位に、暦月単位を三十日単位に改めること、また無利子の融資制度の導入を強く要求しておりますが、政府がこの要求にこたえないことに強い不満を抱くものであります。さらに、血友病等長期高額医療費の難病について患者負担の軽減に努めていただきたいのであります。

第四は、退職者医療制度の創設に当たつて国庫負担の導入を見送つたこととあります。我が党は、本制度制定を強く提唱してまいりましたので、その制度について創設は評価するものの、国庫負担なしの制度は認めるわけにはまいりません。

私は、最後に、医療保険制度の一元化を図るため、昭和六十五年を目途に給付水準の統一と負担の公平化の措置を計画的に実施することを強く要請いたします。また、予防からリハビリテー

ションに至るまでの一貫した包括医療制度の確立、従来から指摘されている差額ベット料や付添看護料といった不当な保険外負担の解消とともに、僻地医療の解消、救急医療の改革を図るべきであります。医師、歯科医師、薬剤師を初め、柔道整復師、歯科技工士、レントゲン技師等の適正水準を、今後の医療需要の動向を踏まえて確保するようその養成対策を見直すとともに、看護婦、保健婦その他医療関係従事者の計画的な養成確保を図りたいのであります。

さらに、家庭医の制度化等プライマリケアの充実を図り、病院経営の安定、ナースینگホームなど中間施設の整備、医療機関と福祉施設との有機的な連携など、いつでも、どこでも、だれもが最良の医療を受けられる体制の確立と、あわせて医薬分業の推進、技術重視の診療報酬体系の確立、不正請求や過剰請求の解消及びレセプト審査の充実など、医療費のむだをなくするため政府が全力を尽くして取り組んでいただきたいことを強調いたします。

何はともあれ、本案は命にかかわる問題だけに、慎重に法案の取り扱いをも含めて再吟味されることを強く望みまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) 辻第一君。

○辻第一君 辻第一君。

○辻第一君 私は、日本共産党・革新共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。(拍手)

健康保険制度発足以来五十七年、まさに半世紀を超えて堅持されてきた本人十割給付の大原則を崩し、さらに国庫補助の大幅削減、特定療養費制度の導入による差別医療の拡大など健康保険制度の抜本的改悪である本法案に対し、広範な国民各層から強い反対の声が巻き起こっています。このことは、既に全国の四十七都道府県、八割を超え

える千六百七十の地方自治体でこの健保改悪に反対する決議や意見書が採択されていることも明らかであります。また、これまでに国会に寄せられた健保改悪反対の請願は一千万人を超え、我が党が紹介しただけでも既に五百万人を超えています。健保改悪反対はまさに国民の声であります。このような国民の大多数が反対する医療保険制度の抜本的な改悪案は、慎重の上にも慎重に審議を尽くすべきであります。にもかかわらず、修正案に対する質疑すら行わず、審議を尽くさないまま採決に至ったことは、断じて容認できないものであります。

また、本法案は、財界主導の軍拡、大企業奉仕、国民犠牲の臨調行革路線の具体化であり、本年度予算では六千二百億円の国庫負担の削減を図るなど、自民党政権が招いた今日の深刻な財政破綻を、みずからの責任を棚上げし、患者、国民に一方的に負担や犠牲を押しつけるものであり、戦車やミサイルが福祉、教育を踏みつぶす政治そのものであります。軍事費を削って、暮らし、福祉、教育の充実をという大多数の国民の声に真に向かい挑戦するものであり、断じて認めることのできないものであります。(拍手)

次に、具体的な反対理由を述べます。
まず第一に、健保本人に自己負担の導入、すなわち健保本人十割給付の原則を崩すことであります。

この結果、一家の働き手である健保本人に多額の自己負担が強いられ、直接家計に重大な打撃を与え、重い病気になれば家庭の崩壊すら招きかねない問題であります。また、健保本人の受診抑制をもたらし、病気の重症化を引き起こす危険をはらんでいます。今健保本人や家族に深刻な不安が広がっています。まさに本人十割給付の切り崩しは一家の運命を左右するほどの重大な問題ではないでしょうか。さらに、家族や国保を十割給付に近づける道を閉ざし、全体の給付率が引き下げられることとなります。五十七年間の健保の歴史で

守られてきた本人の十割給付の原則は、断じて守るべき課題であることを強く主張するものであります。(拍手)

第二に、退職者医療制度の創設を理由に、国庫補助の二千三百五十五億円という大幅な削減を行うこととあります。

今でさえ赤字に悩む市町村国保の財政は一層悪化することは火を見るより明らかであります。また、保険料の引き上げにつながることは言うまでもありません。さらに、市町村国保や国保組合が実施している上積み給付に対しペナルティーを課すことは地方自治の権限を侵すことになり、断固反対するものであります。

退職者医療制度については、共産党・革新共同はかねてから本制度の創設を要求してきました。しかし、本法案で創設される退職者医療制度は国保に対する国庫補助削減が目的であり、その結果、費用はすべて現役労働者に課せられることとなります。政府は、本制度を被用者保険制度として整理したと述べていますが、被用者保険制度の原則は国と事業主と労働者、三者によって費用を賄うこととあります。しかるに、本制度には国庫補助は一円も支出されず、制度発足によって事業主の新たな負担はゼロであります。負担増は専ら給付の切り下げによる患者、労働者の負担増で賄われるものであります。社会保険の当然のあり方から大きく逸脱する無責任な内容と言わなくてはなりません。

第三の反対の理由は、特定療養費制度が導入されることとあります。
これは、近い将来いわゆる自由診療を拡大させる道を開き、公的医療保険制度の地位を低下させ、患者の支払い能力によって医療に質的な差が出てくるという医療制度の大改悪をもたらしかねないものであります。医療の中に貧富による差別を持ち込むような問題をどうして認めることができるのでしょうか。これは憲法第二十五条にうたわれている社会保障の理念の根本を否定するもので

あり、断じて容認できないものであります。

第四に、保険医療機関に対する審査、監査の強化、再指定の条件の強化は、養分診療や医療内容の規制につながり、医療の質の低下、無気力診療を生み出すこととなります。これでどうして多くの国民に十分な医療、まともな医療を保障することができのでしょうか。

第五に、日雇健保の赤字をそっくり政管健保にかぶせるものとなっていることは、重大な問題として指摘するものであります。

なお、修正されたところは、これまで述べてまいりました本法案の基本的な問題には何ら触れていない内容のものであります。三千五百円以下の医療費への三段階定額制導入は、一割を超える患者負担を課すことも含むものであり、定率負担と基本的に変わるところがなく、修正と言うに値するものではありません。

以上、反対の理由を明らかにしてまいりました。最後に、私は、何物にもかえがたい人間の命や健康を守る医療の切り捨てであるこの健保改悪法案に怒りを込めて断固反対を表明するとともに、この健康保険制度の改悪を阻止するために、広範な国民と力を合わせ、引き続き全力を挙げて闘う日本共産党・革新共同のかたい決意を表明し、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(福永健司君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福永健司君) 採決いたします。
この採決は記名投票をもって行います。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○議長(福永健司君) 氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(福永健司君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——開鎖。

○議長(福永健司君) 投票を計算いたします。

○議長(福永健司君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長報告〕
投票総数 四百七十六
可とする者(白票) 二百五十五
否とする者(青票) 二百二十一

〔拍手〕
○議長(福永健司君) 右の結果、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

健康保険法等の一部を改正する法律案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

- | | |
|--------|--------|
| 足立 篤郎君 | 阿部 文男君 |
| 愛知 和男君 | 愛野興一郎君 |
| 青木 正久君 | 赤城 宗徳君 |
| 天野 光晴君 | 甘利 明君 |
| 有馬 元治君 | 井出 太郎君 |
| 伊藤 公介君 | 伊藤宗一郎君 |
| 伊吹 文明君 | 池田 行彦君 |
| 石川 要三君 | 石橋 一弥君 |
| 石原健太郎君 | 石原慎太郎君 |
| 糸山英太郎君 | 稲垣 実男君 |
| 稲葉 修君 | 稲村近四郎君 |
| 稲村 利幸君 | 今井 勇君 |
| 宇野 宗佑君 | 上草 義輝君 |
| 上村 一郎君 | 白井日出男君 |
| 内海 英男君 | 浦野 休輝君 |
| 江崎 真澄君 | 江藤 隆美君 |
| 衛藤征士郎君 | 根本 和平君 |
| 小此木三郎君 | 小里 貞利君 |
| 小沢 一郎君 | 小澤 潔君 |

小沢 辰男君	小淵 恵三君	澁谷 直藏君	島村 宜伸君	平沼 赳夫君	平林 鴻三君	伊藤 忠治君	池端 清一君
尾身 幸次君	越智 伊平君	白川 勝彦君	鈴木 善幸君	福家 俊一君	福島 謙二君	石橋 政嗣君	稲葉 誠一君
大石 千八君	大島 理森君	鈴木 宗男君	砂田 重民君	福田 赳夫君	福田 一君	岩垂 喜男君	上田 卓三君
大塚 雄司君	大西 正男君	住 栄作君	関谷 勝郎君	深谷 隆司君	吹田 悦君	上田 哲君	上野 建一君
大村 襄治君	太田 誠一君	田川 誠一君	田澤 勝郎君	藤井 勝志君	藤尾 正行君	小川 国彦君	小川 省吾君
奥田 敬和君	奥田 幹生君	田名部 匡省君	田中 秀征君	藤波 孝生君	藤本 孝雄君	小川 仁一君	小澤 克介君
奥野 誠亮君	加藤 弘一君	田中 龍夫君	田中 直紀君	船田 元君	古屋 亨君	大出 俊君	大原 亨君
加藤 卓二君	加藤 常太郎君	田中 六助君	田邊 國男君	堀内 耕輔君	堀之内 久男君	奥野 一雄君	岡田 春夫君
加藤 六月君	鹿野 道彦君	田原 隆君	高島 修君	堀内 光雄君	町村 信孝君	奥野 堅次郎君	岡田 万吉君
海部 俊樹君	柿澤 弘治君	高橋 辰夫君	竹内 黎一君	増岡 博之君	町村 信孝君	川俣 健二君	金子 みつ君
鍵田 忠三郎君	梶山 静六君	竹下 登君	谷 洋一君	松野 幸泰君	松永 光君	河野 正君	河上 民雄君
粕谷 茂君	片岡 清一君	谷垣 禎一君	玉置 和郎君	三池 信君	三木 武夫君	河野 正君	木島 喜兵衛君
金子 一平君	金子 原二郎君	玉沢 徳一郎君	近岡 理一郎君	三塚 博君	三原 朝雄君	小林 進君	小原 義直君
金丸 信君	亀井 静香君	中馬 弘毅君	津島 雄二君	三ツ林 弥太郎君	水野 清君	兒玉 末男君	小林 恒人君
亀岡 高夫君	唐沢 俊二君	塚原 俊平君	月原 茂皓君	三塚 博君	宮崎 茂一君	上坂 昇君	後藤 茂君
瓦 力君	木部 佳昭君	戸塚 進也君	戸井田 三郎君	宮澤 喜一君	宮下 創平君	佐藤 観樹君	左近 正男君
菊池 福治郎君	岸田 文武君	戸塚 進也君	東家 嘉幸君	武藤 嘉文君	村岡 兼造君	佐藤 詠君	佐藤 徳雄君
北川 正恭君	北口 博君	友納 武人君	中川 昭一君	村上 茂利君	村田 敬次郎君	淡沢 利久君	沢田 広君
久間 章生君	工藤 廉君	中島 秀直君	中島 源太郎君	村山 達雄君	森 清君	嶋崎 讓君	島田 琢郎君
鯨岡 兵輔君	熊谷 弘君	中西 啓介君	中野 四郎君	森 喜朗君	森山 欽司君	城地 豊司君	清水 勇君
熊川 次男君	倉成 正君	中村 喜四郎君	中村 正三郎君	森田 一君	山岡 謙蔵君	関山 信之君	関 晴正君
栗原 祐幸君	小泉 純一郎君	中村 靖君	中山 正暉君	山口 敏夫君	山崎 拓君	鈴木 強君	田中 克彦君
小坂 徳三郎君	小杉 隆君	仲村 正治君	長野 雄也君	山口 敏夫君	山下 徳夫君	田中 恒利君	田並 胤明君
小宮 山重四郎君	小山 長規君	二階 俊博君	二階 進君	山崎 武三郎君	山崎 平八郎君	高沢 寅男君	竹内 猛君
古賀 誠君	後藤 田正晴君	丹羽 兵助君	丹羽 雄哉君	山下 元利君	山本 幸雄君	富田 三夫君	土井 文君
河野 洋平君	河本 敏夫君	西田 司君	西山 敬次郎君	山中 貞則君	湯川 宏君	戸田 菊雄君	中西 續介君
高村 正彦君	國場 幸昌君	額賀 福志郎君	野上 徹君	山本 幸雄君	若林 正俊君	中村 茂君	中村 正男君
近藤 鉄雄君	近藤 元次君	野田 毅君	野田 広務君	与謝野 馨君	渡部 恒三君	永井 孝信君	野口 幸一君
左藤 恵君	佐々木 義武君	野田 昭彦君	野呂 田芳成君	綿貫 民輔君	渡辺 省一君	馬場 昇君	浜西 鉄雄君
佐藤 一郎君	佐藤 信二君	羽田 孜君	葉梨 信行君	渡辺 紘三君	渡辺 美智雄君	日野 市朗君	広瀬 秀吉君
佐藤 隆君	佐藤 文生君	橋本 龍太郎君	長谷川 峻君	渡辺 秀央君		藤田 高敏君	細谷 昭雄君
齋藤 邦吉君	坂田 道太君	畑 英次郎君	鳩山 邦夫君	佐藤 孝行君		堀 昌雄君	前川 旦君
坂本 三十三君	桜井 新君	浜田 幸一君	浜田 卓二郎君	阿部 未喜男君	天野 等君	松浦 利尚君	松前 仰君
櫻内 義雄君	笹山 登生君	浜野 剛君	林 大幹君	網岡 雄君	五十嵐 三三君	水田 稔君	武藤 山治君
志賀 節君	自見 庄三郎君	林 義郎君	原 健三郎君	井上 泉君	井上 一成君	村山 喜一君	村山 富市君
椎名 素夫君	塩川 正十郎君	原 憲君	原田 昇左右君	井上 普方君	伊藤 茂君	元信 堯君	森井 忠良君
塩崎 潤君	塩島 大君	東 力君	平泉 涉君				

否とする議員の氏名

昭和五十九年七月十三日

衆議院會議録第三十五号

朗読を省略した議長の報告

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

矢山 有作君	安井 吉典君
安田 修三君	山口 鶴男君
山下 八洲夫君	山中 未治君
山花 貞夫君	山本 政弘君
横江 金夫君	吉原 米治君
和田 貞夫君	渡部 行雄君
渡辺 嘉蔵君	渡辺 三郎君
浅井 美幸君	新井 彬之君
有島 重武君	池田 克也君
石田 幸四郎君	市川 雄一君
遠藤 和良君	小川 新一郎君
大久保直彦君	大野 深君
大橋 敏雄君	近江已記夫君
岡本 富夫君	長田 武士君
貝沼 次郎君	神崎 武法君
木内 良明君	草川 昭三君
草野 威君	小谷 輝二君
駒谷 明君	梅藤 恒夫君
齊藤 節君	斎藤 実君
坂井 弘一君	坂口 力君
柴田 弘君	竹入 義勝君
竹内 勝彦君	武田 一夫君
玉城 栄一君	鳥居 一雄君
中川 嘉美君	中村 巖君
西中 清君	沼川 洋一君
橋本 文彦君	春田 重昭君
日笠 勝之君	平石慶太郎君
福岡 康夫君	伏木 和雄君
伏屋 修治君	二見 伸明君
古川 雅司君	正木 良明君
水谷 弘君	宮崎 角治君
宮地 正介君	森田 景一君
森本 晃司君	矢追 秀彦君
越中 義彦君	山田 英介君
吉井 光昭君	吉浦 忠治君
渡部 一郎君	安倍 基雄君
青山 丘君	伊藤 英成君
稲富 稜人君	小川 泰君

○議長(福永健司君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十六分散会

大内 啓伍君	岡田 正勝君
春日 一幸君	河村 勝君
神田 厚君	木下敬之助君
小平 忠君	小沢 正義君
近藤 豊君	佐々木良作君
堀田 晋君	菅原喜重郎君
田中 肇秋君	滝沢 幸助君
玉置 一弥君	塚田 延充君
中井 治君	中野 寛成君
中村 正雄君	永末 英一君
西田 八郎君	西村 章三君
藤原哲太郎君	三浦 隆君
宮田 早苗君	横手 文雄君
米沢 隆君	和田 一仁君
渡辺 朗君	梅田 勝君
浦井 洋君	小沢 和秋君
岡崎万寿秀君	経塚 幸夫君
工藤 晃君	佐藤 祐弘君
柴田 睦夫君	瀬崎 博義君
瀬長亀次郎君	田中美智子君
津川 武一君	辻 第一君
中川利三郎君	中島 武敏君
中林 佳子君	野間 友一君
林 百郎君	東中 光雄君
不破 哲三君	藤木 洋子君
藤田 スミ君	正森 成二君
松本 善明君	三浦 久君
箕輪 幸代君	山原健二郎君
阿部 昭吾君	江田 五月君
菅 直人君	勝間田清一君
辻 一彦君	

出席國務大臣

厚生 大臣 渡部 恒三君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

三浦 久君

伏屋 修治君

辻 第一君

鈴切 康雄君

三浦 久君

伏屋 修治君

辻 第一君

鈴切 康雄君

三浦 久君

伏屋 修治君

辻 第一君

鈴切 康雄君

三浦 久君

伏屋 修治君

辻 第一君

鈴切 康雄君

三浦 久君

伏屋 修治君

辻 第一君

鈴切 康雄君

三浦 久君

伏屋 修治君

辻 第一君

鈴切 康雄君

三浦 久君

伏屋 修治君

辻 第一君

鈴切 康雄君

三浦 久君

伏屋 修治君

辻 第一君

鈴切 康雄君

外務委員

辞任

補欠

鍵田忠三郎君

近藤 元次君

今井 勇君

文教委員

辞任

補欠

伏屋 修治君

鈴切 康雄君

伏屋 修治君

社会労働委員

辞任

補欠

今井 勇君

中川 昭一君

箕輪 登君

運輸委員

辞任

補欠

橋本龍太郎君

山口 敏夫君

箕輪 登君

通信委員

辞任

補欠

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

榎本 和平君

長谷川四郎君

健康保険法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十九年二月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

健康保険法等の一部を改正する法律
(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「被保険者」の下に「(第六十九条の七ニ規定スル日雇特例被保険者(以下単ニ日雇特例被保険者ト称ス)タリシ者ヲ含ム次項、

第八条ノ二及第九条第一項ニ於テ之ニ同ジ)を加える。

第三条第一項中「被保険者」の下に「(日雇特例被保険者ヲ除ク第七條第一項、第八条、第八条ノ二、第九条第一項、第九条ノ二第二項及第四十三條第三項第二号ヲ除キ第四章迄ニ於テ之ニ同ジ)を加え、同項の表を次のように改める。

等 級	月 額	日 額	報 酬	月 額
第一級	六、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五、〇〇〇円未満	
第二級	五、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五、〇〇〇円以上 五、〇〇〇円未満	
第三級	四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五、〇〇〇円以上 六、〇〇〇円未満	
第四級	三、〇〇〇円	二、〇〇〇円	六、〇〇〇円以上 七、〇〇〇円未満	
第五級	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	七、〇〇〇円以上 八、〇〇〇円未満	
第六級	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円	八、〇〇〇円以上 九、〇〇〇円未満	
第七級	九、〇〇〇円	二、〇〇〇円	九、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満	
第八級	一〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満	
第九級	一〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満	
第一〇級	一〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満	
第一級	一〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満	
第一二級	一〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満	
第一三級	一〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満	
第一四級	一〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満	
第一五級	一〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満	
第一六級	一〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満	
第一七級	一〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満	
第一八級	一〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満	
第一九級	一〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満	

第二〇級	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第二一級	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第二二級	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第二三級	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第二四級	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第二五級	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第二六級	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第二七級	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第二八級	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第二九級	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第三〇級	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満
第三一級	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満

第八条中「報酬」の下に「第六十九條の四第二項ニ規定スル賃金及」を加える。

第九条ノ二第二項中「家族療養費」を「特定療養費、家族療養費若ハ特別療養費」に改める。

第四十三條ノ二第二項中「又ハ保険薬局ノ指定ヲ」を「若ハ保険薬局ノ指定若ハ第四十四條第一項ニ規定スル特定承認保険医療機関ノ承認ヲ」に改め、「セザルモノナルトキ」の下に「又ハ保険給付ニ関シ診療若ハ調剤ノ内容ノ適切ヲ欠ク虞アリトシテ重テ第四十三條ノ七第一項(第四十四條第十二項及第十三項、第五十九條ノ二第七項並ニ第六十九條の三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル指導ヲ受ケタルモノナルトキ」を加え、「又ハ保険薬局トシテ」を「若ハ保険薬局トシテ」に改め、同条第六項に次のただし書を加える。

第二十三條及び第二十三條ノ二第一項中「被扶養者」を「其ノ被扶養者」に改める。

但シ当該診療所又ハ薬局ガ第二項ニ規定スル要件ニ該当スル場合ニシテ都道府県知事第一項ノ指定アリタルモノト看做スコトガ不適当ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十三條第一項中「療養ノ給付」の下に「(其ノ者ノ選定ニ係ル特別ノ病室ノ提供其ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク)を加え

第七項を「第四十四條第十三項、第五十九條ノ二第七項及第六十九條の三十一」に改め、「日雇

労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）を削る。

第四十三条ノ五第二項中「トキ」の下に「其ノ他保険医又ハ保険薬剤師トシテ著シク不適当ト認ムルモノナルトキ」を加える。

第四十三条ノ六第二項中「第五十九条ノ二第七項」を「第四十四条第十三項、第五十九条ノ二第七項及第六十九条の三十一」に改める。

第四十三条ノ八第一項を次のように改める。

第四十三条第三項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際該給付ニ付次条第二項又ハ第六十三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ百分ノ二十ニ相当スル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ

第四十三条ノ八第五項中「保険医療機関」の下に「又ハ保険薬局」を加え、同条第二項から第四項までを削る。

第四十三条ノ十第一項中「保険薬局ニ対シ」を「保険薬局若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者タリシ者（本項ニ於テ開設者タリシ者等ト称ス）ニ対シ」に改め、「従業者」の下に「開設者タリシ者等ヲ含ム」を加える。

第四十三条ノ十二第一号中「第五十九条ノ二第七項」を「第四十四条第十三項、第五十九条ノ二第七項及第六十九条の三十一」に改め、「次条及第四十三条ノ十四第一項ニ於テ之ニ同ジ」を削り、同条第二号中「第五十九条ノ二第七項」を「第四十四条第十三項、第五十九条ノ二第七項及第六十九条の三十一」に改め、「第四十三条ノ十四第一項ニ於テ之ニ同ジ」を削り、同条第三号中「第五十九条ノ二第四項」を「第四十四条第十三項若ハ第五十九条ノ二第四項（此等ノ規定ヲ第六十九条の三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改め、同条第四号中「第五十九条ノ二第七項」を「第四十四条第十三項、第五十九条ノ二第七項及第六十九条の三十一」に改め、「及次

条」を削り、同条第六号中「若ハ」の下に「被保険者若ハ」を加える。

第四十三条ノ十三第一号中「第四十三条ノ六第一項」の下に「（第四十四条第十三項及第十三項、第五十九条ノ二第七項並ニ第六十九条の三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加え、同条第二号中「第四十三条ノ十第一項」の下に「（第四十四条第十三項及第十三項、第五十九条ノ二第七項並ニ第六十九条の三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加え、「同条同項」を「第四十三条ノ十第一項」に改める。

第四十三条ノ十四第一項中「第四十三条ノ六第一項」の下に「（此等ノ規定ヲ第四十四条第十三項及第十三項、第五十九条ノ二第七項並ニ第六十九条の三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加え、「又ハ」の下に「第四十三条第一項若ハ」を、「第四十三条ノ九第二項」の下に「（此等ノ規定ヲ第六十九条の三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第四十三条ノ十六第二項中「又ハ診療所」を「若ハ診療所又ハ薬局」に改め、同条第三項中「又ハ診療所」を「若ハ診療所又ハ薬局」に、「第四十三条ノ八ニ規定スル一部負担金」を「当該療養ニ要スル費用ノ額ニ第四十三条ノ八ニ規定スル一部負担金ノ割合ヲ乗ジテ得タル」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ニ於ケル一部負担金ノ算定ニ際シ療養ニ要スル費用ヲ算定スルトキハ第四十三条ノ九第二項ノ規定ノ例ニ依ル

第四十三条ノ十六の次に次の一條を加える。

第四十三条ノ十七 第四十三条第一項第五号又ハ第六号ノ給付ヲ受ケタル被保険者ハ当該給付ニ要スル費用ノ額ノ百分ノ二十ニ相当スル額ヲ一部負担金トシテ保険者ニ支払フベシ

第四十四条ノ三第一項中「受クル者」の下に「又ハ第四十四条第一項ノ規定ニ依ル療養ヲ受クル者」を加え、「一部負担金ニ相当スル」を削り、「含ム」を「含ム次項ニ於テ之ニ同ジ」又ハ

第四十四条第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額（前条第一項ノ規定ニ依リ控除セラレタル額ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ）に改め、同項の次に次の一項を加え、同条を第四十四条ノ四とする。

療養ノ給付ヲ受クル者ガ併セテ第四十四条第一項ノ規定ニ依リ第四十三条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受クルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ノ支払ヒタル一部負担金ノ額ニ第四十四条第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ加ヘタル額著シク高額ナリシトキ高額療養費ヲ支給ス

第四十四条ノ二第二項中「療養ニ要スル費用ヨリ一部負担金ニ相当スル額」を「当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第四十三条ノ八ニ規定スル一部負担金ノ割合ヲ乗ジテ得タル額」に改め、同条第二項本文を次のように改め、同条を第四十四条ノ三とする。

前項ノ療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ療養ノ給付ヲ受ケベキ場合ニ於テハ第四十三条ノ九第一項ノ費用ノ算定、特定療養費ノ支給ヲ受ケベキ場合ニ於テハ第四十四条第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル

第四十四条中「療養ノ給付」を「療養ノ給付若ハ特定療養費ノ支給（本条ニ於テ療養ノ給付等ト称ス）」に、「第四十三条第三項各号ニ掲グル病院、診療所若ハ薬局」を「保険医療機関等及特定承認保険医療機関」に、「療養ノ給付」を「療養ノ給付等」に改め、同条を第四十四条ノ二とし、同条の前に次の一條を加える。

第四十四条 被保険者（老人保健法ノ規定ニ依リ医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）ガ命令ノ定ムル所ニ依リ学校教育法（昭和二十二

年法律第二十六号）ニ基ク大学ノ附属施設タル病院其ノ他ノ高度ノ医療ヲ提供スルモノトシテ命令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スル病院若ハ診療所ニシテ都道府県知事ノ承認ヲ受ケタルモノ（以下特定承認保険医療機関ト称ス）ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ療養ヲ受ケタルトキ又ハ第四十三条第三項各号ニ掲グル病院若ハ診療所（特定承認保険医療機関ヲ除ク）若ハ薬局（以下保険医療機関等ト称ス）ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受ケタルトキハ特定療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

特定療養費ノ額ハ当該療養ニ付第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依リ定テ算定シタル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額トス但シ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

被保険者ガ特定承認保険医療機関ニ就キ療養ヲ受ケタル場合又ハ第四十三条第三項第一号若ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所（特定承認保険医療機関ヲ除ク）若ハ薬局ニ就キ同条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ保険者ハ其ノ被保険者ガ当該特定承認保険医療機関又ハ病院若ハ診療所若ハ薬局ニ対シ支払フベキ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ被保険者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者ニ代リ当該特定承認保険医療機関又ハ病院若ハ診療所若ハ薬局ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ特定承認保険医療機関又ハ病院若ハ診療所若ハ薬局ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者ニ対シ特定療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

被保険者ガ特定承認保険医療機関タル第四十三条第三項第三号ニ掲グル病院若ハ診療所ニ就キ療養ヲ受ケタル場合又ハ同号ニ掲グル病

院若ハ診療所（特定承認保険医療機関ヲ除ク）若ハ薬局（以下保険医療機関等ト称ス）ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受ケタルトキハ特定療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

特定療養費ノ額ハ当該療養ニ付第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依リ定テ算定シタル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額トス但シ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

被保険者ガ特定承認保険医療機関ニ就キ療養ヲ受ケタル場合又ハ第四十三条第三項第一号若ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所（特定承認保険医療機関ヲ除ク）若ハ薬局ニ就キ同条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ保険者ハ其ノ被保険者ガ当該特定承認保険医療機関又ハ病院若ハ診療所若ハ薬局ニ対シ支払フベキ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ被保険者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者ニ代リ当該特定承認保険医療機関又ハ病院若ハ診療所若ハ薬局ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ特定承認保険医療機関又ハ病院若ハ診療所若ハ薬局ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者ニ対シ特定療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

被保険者ガ特定承認保険医療機関タル第四十三条第三項第三号ニ掲グル病院若ハ診療所ニ就キ療養ヲ受ケタル場合又ハ同号ニ掲グル病

院若ハ診療所（特定承認保険医療機関ヲ除ク）若ハ薬局（以下保険医療機関等ト称ス）ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受ケタルトキハ特定療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

特定療養費ノ額ハ当該療養ニ付第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依リ定テ算定シタル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額トス但シ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

被保険者ガ特定承認保険医療機関ニ就キ療養ヲ受ケタル場合又ハ第四十三条第三項第一号若ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所（特定承認保険医療機関ヲ除ク）若ハ薬局ニ就キ同条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ保険者ハ其ノ被保険者ガ当該特定承認保険医療機関又ハ病院若ハ診療所若ハ薬局ニ対シ支払フベキ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ被保険者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者ニ代リ当該特定承認保険医療機関又ハ病院若ハ診療所若ハ薬局ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ特定承認保険医療機関又ハ病院若ハ診療所若ハ薬局ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者ニ対シ特定療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

被保険者ガ特定承認保険医療機関タル第四十三条第三項第三号ニ掲グル病院若ハ診療所ニ就キ療養ヲ受ケタル場合又ハ同号ニ掲グル病

院若ハ診療所（特定承認保険医療機関ヲ除ク）若ハ薬局（以下保険医療機関等ト称ス）ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受ケタルトキハ特定療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

院若ハ診療所(特定承認保険医療機関ヲ除ク)若ハ薬局ニ就キ同条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受ケタル場合ニ於テ保険者ガ其ノ被保険者ノ支払フベキ療養ニ要シタル費用ノ中特定療養費トシテ被保険者ニ支給スベキ額ニ相当スル額ノ支払ヲ免除シタルトキハ特定療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ハ第一項ニ規定スル療養ニ要シタル費用ニ付支払ヲ受ケル際当該支払ヲ為シタル被保険者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

病院又ハ診療所ハ同時に特定承認保険医療機関及保険医療機関タルコトヲ得ズ

特定承認保険医療機関ガ第四十三条ノ第三項ノ指定ヲ受ケタル場合ニ於テハ特定承認保険医療機関タルコトヲ辞シタルモノト看做ス

保険医療機関ガ第一項ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ保険医療機関タルコトヲ辞シタルモノト看做ス

第四十三条第三項第二号又ハ第三号ニ掲グル病院又ハ診療所ガ第一項ノ承認ヲ受ケタルトキハ同条第三項ノ規定ニ拘ラズ当該病院又ハ診療所ニ於テハ療養ノ給付ヲ為サズ

厚生大臣第一項ノ規定ニ依ル高度ノ医療ヲ提供スル病院若ハ診療所ノ要件ヲ定ムル命令又ハ第二項ノ規定ニ依ル定ヲ為サントスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

第四十三条第二項及第四十三条ノ二乃至第四十三条ノ十五(第四十三条ノ三第六項、第四十三条ノ五、第四十三条ノ八、第四十三条ノ九第一項及第二項、第四十三条ノ十一第二項、第四十三条ノ十三並ニ第四十三条ノ十四第一項ヲ除ク)ノ規定ハ特定承認保険医療機関並ニ特定承認保険医療機関ニ就キ受ケタル療養及之ニ伴フ特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第四十三条第二項、第四十三条ノ二、第四十三条ノ四第一項、第四十三条ノ六第一項、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第三項乃至第六項、第四十三条ノ九ノ二、第四十三条ノ十及第四十三条ノ十六第一項ノ規定ハ保険医療機関等ニ就キ受ケタル第四十三条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養及之ニ伴フ特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第四十七条中「傷病手当金」を「前二条ノ傷病手当金」に改める。

第五十五条第一項中「シタル際療養ノ給付」の下に「第四十四条第一項ノ規定ニ依ル療養」を、「関スル療養ノ給付」の下に「同項ノ規定ニ依ル療養」を、「ヨリ療養ノ給付」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を加え、同条第二項中「療養ノ給付」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を加える。

第五十六条第二項中「療養ノ給付」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を加える。

第五十九条ノ二第一項中「被扶養者」を「被保険者ノ被扶養者」に、「第四十三条第三項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局」を「保険医療機関等又ハ特定承認保険医療機関」に改め、同条第二項中「第二号」の下に「第四号及第六号」を加え、同項各号を次のように改める。

一 保険医療機関等ニ就キ第四十三条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養(同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ及同項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク)ヲ受ケル場合、其ノ療養ニ付算定シタル費用ノ額ノ百分ノ七十二ニ相当スル額

二 保険医療機関等ニ就キ第四十三条第一項第四号ニ掲グル療養(同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ除ク)ヲ受ケル場合、其ノ療養及之ニ伴フ同項第一号及至第三号ニ掲グル療養ニ付算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額

三 特定承認保険医療機関ニ就キ第四十三条

第一項第一号及至第三号ニ掲グル療養(同項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク)ヲ受ケル場合又ハ保険医療機関等ニ就キ同項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ニシテ同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ(同項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク)ヲ受ケル場合、其ノ療養ニ付算定シタル費用ノ額ノ百分ノ七十二ニ相当スル額

四 特定承認保険医療機関ニ就キ第四十三条第一項第四号ニ掲グル療養ヲ受ケル場合又ハ保険医療機関等ニ就キ同項ニ掲グル療養ニシテ同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノノヲ受ケル場合、其ノ療養及之ニ伴フ同項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ニ付算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額

五 保険医療機関等ニ就キ第四十三条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養(同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ及同項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク)及同項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ニシテ同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ(同項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク)ヲ受ケル場合、第一号及第三号ニ規定スル額ノ合算額

六 保険医療機関等ニ就キ第四十三条第一項第四号ニ掲グル療養(同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ除ク)及同項第四号ニ掲グル療養ニシテ同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ受ケル場合、第二号及第四号ニ規定スル額ノ合算額

第五十九条ノ二第三項を次のように改める。

前項第一号乃至第四号ニ規定スル療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ同項第一号及第二号ニ規定スルモノニ於テハ第四十三条ノ九第一項ノ費用ノ算定、前項第三号及第四号ニ規定スルモノニ於テハ第四十四条第二項ノ費用ノ

算定ノ例ニ依ル

第五十九条ノ二第四項中「又ハ第二号」を「若ハ第二号」に、「又ハ薬局」を「若ハ薬局又ハ特定承認保険医療機関」に改め、同条第七項中「第四十四条、第四十四条ノ二」を「第四十四条第六項、第四十四条ノ二、第四十四条ノ三」に改める。

第五十九条ノ二第二項中「療養ニ要シタル費用」を「療養ニ付前条第二項各号ノ区分ニ従ヒ同条第三項ノ規定ニ依リ算定シタル費用又ハ同条第七項ニ於テ準用スル第四十四条ノ三第二項ノ規定ニ依リ算定シタル費用」に改め、同条第二項中「第四十四条ノ三第二項」を「第四十四条ノ四第三項」に改める。

第五十九条ノ四第二項中「育児手当金」を「配偶者育児手当金」に改める。

第五十九条ノ五中「家族療養費」を「被保険者ニ対スル家族療養費」に、「又ハ配偶者分焼費」を「配偶者分焼費又ハ配偶者育児手当金」に、「日雇労働者健康保険法」を「次章に」、「埋葬料若ハ分焼費」を「特定療養費、埋葬料、分焼費若ハ育児手当金」に改める。

第五十九条ノ六中「療養ノ給付」の下に「特定療養費ノ支給」を加える。

第六十二条第二項中「療養ノ給付」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を加える。

第六十六条第一項中「療養費」を「特定療養費、療養費」に、「及育児手当金」を「育児手当金及配偶者育児手当金」に改める。

第六十七条ノ二第二項中「保険医療機関」の下に「若ハ特定承認保険医療機関」を加え、同条第三項中「支払又ハ」の下に「第四十四条第三項若ハ」を加え、「又ハ保険薬局」を「若ハ保険薬局又ハ特定承認保険医療機関」に改める。

第六十九条ノ二中「被扶養者」を「被保険者ノ被扶養者」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 日雇特例被保険者に関する特例

(用語の定義)

第六十九条の四 この章において「日雇労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの。ただし、同一の事業所において、イに掲げる者にあつては一月の期間を超え、ロに掲げる者にあつては所定の期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合(所在地の一定しない事業所において引き続き使用されるに至つた場合を除く。)を除く。イ 日々雇入れられる者
- ロ 二月以内の期間を定めて使用される者
- 二 季節的業務に使用される者。ただし、継続して四月を超えて使用されるべき場合を除く。
- 三 臨時的業務の事業所に使用される者。ただし、継続して六月を超えて使用されるべき場合を除く。

2 この章において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問はず、労働の対価として、事業主が日雇労働者に支払うすべてのものをいう。ただし、三月を超える期間ごとに支払うものを除く。

(賃金日額)
第六十九条の五 賃金日額は、次の各号によつて算定する。

- 一 賃金が日又は時間によつて定められる場合、一日における稼ぎ高によつて定められる場合その他日雇特例被保険者が使用された日の賃金を算出することができる場合には、その額

二 賃金が二日以上期間における稼ぎ高によつて定められる場合その他日雇特例被保険者が使用された日の賃金を算出することができない場合(次号に該当する場合を除く。)

- イ 前日(その前日において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者がなかつたときは、これに該当する者のあつたその直近の日)における賃金日額の平均額
- 三 賃金が二日以上期間によつて定められる場合においては、その額をその期間の総日数(月の場合は、一月を三十日として計算する。)で除して得た額
- 四 前三号の規定により算定することができないものについては、その地方において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者が一日において受ける賃金の額
- 五 前各号の二以上に該当する賃金を受ける場合においては、それぞれの賃金につき、前各号によつて算定した額の合算額
- 六 一日において二以上の事業所に使用される場合においては、初めに使用される事業所から受ける賃金につき、前各号によつて算定した額

2 前項の場合において、賃金のうち通貨以外のもので支払われるものについては、その価額は、その地方の時価により、都道府県知事が定める。

(標準賃金日額)
第六十九条の六 標準賃金日額は、日雇特例被保険者の賃金日額に基づき次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)による。

標準賃金日額の等級	標準賃金日額	賃 金 日 額
第一級	一、三三四円	一、五〇〇円未満

第 二 級	第 三 級	第 四 級	第 五 級	第 六 級	第 七 級	第 八 級	第 九 級	第 一 〇 級	第 一 一 級
二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、四〇〇円	五、七五〇円	七、二五〇円	八、七五〇円	一〇、七五〇円	一三、二五〇円	一五、七五〇円	一八、二五〇円
一、五〇〇円以上	二、五〇〇円以上	三、五〇〇円以上	五、〇〇〇円以上	六、五〇〇円以上	八、〇〇〇円以上	九、五〇〇円以上	一二、〇〇〇円以上	一四、五〇〇円以上	一七、〇〇〇円以上

2 一の年度における標準賃金日額の最高等級に対応する標準賃金日額に係る保険料の延納付日数の当該年度における日雇特例被保険者に関する保険料の総延納付日数に占める割合が百分の三を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、翌年度の十月一日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準賃金日額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、当該一の年度において、改定後の標準賃金日額の最高等級に対応する標準賃金日額に係る保険料の延納付日数の日雇特例被保険者に関する保険料の総延納付日数に占める割合が百分の一を下回つてはならない。

3 第三号ノ二第二項の規定は、前項に規定する政令の制定又は改正について準用する。

(日雇特例被保険者)
第六十九条の七 次の各号のいずれかに該当する事業所に使用される日雇労働者は、健康保険の日雇特例被保険者とする。

- 一 第十三条各号の事業所
- 二 第十四条第一項の規定による認可のあつた事業所

三 前二号に掲げる事業所以外の事業所であつて、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)第二条に定める失業対策事業又は公共事業を行うもの(適用除外)

第六十九条の八 日雇労働者は、前条各号に掲げる事業所において、引き続き二月間に通算して二十八日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき、第二十条の規定による被保険者であるとき、その他特別の事由があるときは、前条の規定にかかわらず、社会保険庁長官の承認を受けて日雇特例被保険者とならないことができる。

(日雇特例被保険者手帳)
第六十九条の九 日雇労働者は、第六十九条の七の規定によつて日雇特例被保険者となつたときは、日雇特例被保険者となつた日から起算して五日以内に、保険者に日雇特例被保険者手帳の交付を申請しなければならない。ただし、既に日雇特例被保険者手帳の交付を受け、これを所持している場合において、その日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白があるときは、この限りでない

一〇五八

該当するときは、いずれか高い金額とする。

一 当該雇特別被保険者について、その者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前二月間に通算して二十八日分以上

の保険料が納付されている場合 当該期間において保険料が納付された日に係るその者の標準賃金日額の合算額の百分の一に相当する金額

二 当該日雇特別被保険者について、その者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前六箇月に通算して七十八日分以上の保険料が納付されている場合 当該期間において保険料が納付された日に係るその者の標準賃金日額の合算額の三分の一に相当する金額

三 日雇特別被保険者で被扶養者のない者が病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき傷病手当金の額は、一日につき、前項の規定にかかわらず、同項の規定による傷病手当金の額の三分の二に相当する金額とする。

四 日雇特別被保険者に係る傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して六月（厚生大臣の指定する疾病に関しては、一年六月）をもつて限度とする。

五 日雇特別被保険者が、その疾病又は負傷につき、第六十九条の三十の規定により、療養の給付若しくは特定療養費の支給の全部を受けることができない場合又は老人保健法第三十四条の規定により、同法の規定による医療（第六十九条の十二第三項の受給資格者票（同条第五項の規定に該当するものに限る。）を有する者に対して行われるものに限る。以下この項において同じ。）の全部を受けることができない場合においては、療養の給付若しくは特定療養費の支給又は同法の規定による医療に相当する当該給付若しくは当該療養若しくは療養費の支給をこの章の規定による療養の給付若しくは特定療養費の支給又は同法の規定による医療とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

（埋葬料）

第六十九条の十六 日雇特別被保険者が死亡した場合において、その死亡の日の属する月の前二箇月に通算して二十八日以上若しくは当該月の前六箇月に通算して七十八日分以上の保険料がその者について納付されているとき、その死亡の際その者が療養の給付若しくは特定の療養費の支給を受けていたとき、又はその死亡が療養の給付若しくは特定療養費の支給を受けなくなつた日（三月以内であつたときは、その者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものに対し、埋葬料を支給する。）

二 埋葬料の額は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額とする。ただし、第一号及び第二号のいずれにも該当するときは、いずれか高い金額とする。

一 当該日雇特別被保険者について、その死亡の日の属する月の前二箇月に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合 当該期間において保険料が納付された日に係るその者の標準賃金日額の合算額の二分の一に相当する金額（その金額が第四十九条第一項の政令で定める金額に満たないときは、当該政令で定める金額）

二 当該日雇特別被保険者について、その死亡の日の属する月の前六箇月に通算して七十八日分以上の保険料が納付されている場合 当該期間において保険料が納付された日に係るその者の標準賃金日額の合算額の六分の一に相当する金額（その金額が第四十九条第一項の政令で定める金額に満たないときは、当該政令で定める金額）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 第四十九条第一項の政令で定める金額

三 第一項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合においては、埋葬を行つた者に対し、前項の規定による埋葬料の額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

（分べん費）

第六十九条の十七 日雇特別被保険者が分べんした場合において、その分べんの日の属する月の前四箇月に通算して二十八日分以上の保険料がその者について納付されているときは、分べん費を支給する。

二 分べん費の額は、分べんの日の属する月の前四箇月の保険料が納付された日に係る当該日雇特別被保険者の標準賃金日額の各月ごとの合算額の合計額が最大となるように二月を選んだ場合における当該合計額（次条第二項において「分べんの月前の標準賃金日額の合算額（二分）」という。）の四分の一に相当する金額（その金額が第五十条第一項の政令で定める金額に満たないときは、当該政令で定める金額）とする。

（出産手当金）

第六十九条の十八 分べん費の支給を受けることができる日雇特別被保険者には、分べんの日前四十二日以内及び分べんの日以後四十二日以内において労務に服さなかつた期間、出産手当金を支給する。

二 出産手当金の額は、一日につき、分べんの月前の標準賃金日額の合算額二分の百分の一に相当する金額とする。

（出産手当金と傷病手当金との調整）

第六十九条の十九 日雇特別被保険者に対し出産手当金を支給する場合においては、その期間、その者に対し傷病手当金は支給しない。ただし、傷病手当金の額が出産手当金の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

（育児手当金）

第六十九条の二十 分べん費の支給を受けることができる日雇特別被保険者には、育児手当金を支給する。ただし、分べん後引き続きその出生児を育てないときは、この限りでない。

の出生児を育てないときは、この限りでない。

二 育児手当金の額は、第五十条ノ二の政令で定める金額とする。

（産院への収容等）

第六十九条の二十一 保険者は、日雇特別被保険者を産院に収容することができる。

二 日雇特別被保険者で被扶養者のない者が産院又は病院若しくは診療所に収容されている場合に支給すべき出産手当金の額は、一日につき、第六十九条の十八第二項の規定にかかわらず、同項の規定による出産手当金の額の三分の二に相当する金額とする。

（家族療養費）

第六十九条の二十二 日雇特別被保険者の被扶養者が受給資格者票を第四十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は特定承認医療機関のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたときは、日雇特別被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

二 第六十九条の十二第二項、第四項、第五項及び第七項並びに第六十九条の十四の規定は、家族療養費の支給に準用する。

（家族埋葬料）

第六十九条の二十三 日雇特別被保険者の被扶養者が死亡したときは、日雇特別被保険者に対し、家族埋葬料を支給する。

二 日雇特別被保険者が家族埋葬料の支給を受けるには、死亡の日の属する月の前二箇月に通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月に通算して七十八日分以上の保険料が、その日雇特別被保険者について、納付されていなければならない。

三 家族埋葬料の額は、第五十九条ノ三の政令で定める金額とする。

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(配偶者分べん費)

第六十九条の二十四 日雇特別被保険者の被扶養者である配偶者が分べんしたときは、日雇特別被保険者に対し、配偶者分べん費を支給する。

2 日雇特別被保険者が配偶者分べん費の支給を受けるには、分べんの日の属する月の前二ヶ月間に通算して二十八日分以上又は当該月の前六ヶ月間に通算して七十八日分以上の保険料が、その日雇特別被保険者について、納付されていなければならない。

3 配偶者分べん費の額は、第五十九条ノ四第一項の政令で定める金額とする。

(配偶者育児手当金)

第六十九条の二十五 配偶者分べん費の支給を受けることができる日雇特別被保険者には、配偶者育児手当金を支給する。ただし、分べん後引き続きその出生児を育てないときは、この限りでない。

2 配偶者育児手当金の額は、第五十九条ノ四第二項の政令で定める金額とする。

(特別療養費)

第六十九条の二十六 次の各号のいずれかに該当する日雇特別被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)でその該当するに至つた日の属する月の初日から起算して三月(月の初日に該当するに至つた者については、二月。第三項において同じ。)を経過しないもの又はその被扶養者(同法の規定による医療を受けることができる者を除く。)が、特別療養費受給票を第四十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は特定承認保険医療機関のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたときは、日雇特別被保険者に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。ただし、当該疾病又は負傷につき、療養の給付又は特

定療養費若しくは家族療養費の支給を受けることができるときは、この限りでない。

一 初めて日雇特別被保険者手帳の交付を受けた者

二 一月間若しくは継続する二ヶ月間に通算して二十八日分以上又は継続する三月間ないし六ヶ月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されるに至つた月において日雇特別被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第六十九条の九第三項の規定により日雇特別被保険者手帳を返納した後、初めて日雇特別被保険者手帳の交付を受けた者

三 前に交付を受けた日雇特別被保険者手帳(前に二回以上にわたつた日雇特別被保険者手帳の交付を受けたことがある場合において、最後に交付を受けた日雇特別被保険者手帳)に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなつた日又は第六十九条の九第三項の規定によりその日雇特別被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を経過した後、日雇特別被保険者手帳の交付を受けた者

2 特別療養費の額は、当該療養につき算定された費用の百分の七十に相当する額とする。ただし、現に療養に要した費用の百分の七十に相当する額を超えることができない。

3 特別療養費受給票は、第一項各号のいずれかに該当する日雇特別被保険者でその該当するに至つた日の属する月の初日から起算して三月を経過していないものの申請により、保険者が交付する。

4 特別療養費受給票の様式及び交付その他特別療養費受給票に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第六十九条の二十七 特別療養費の支給は、日雇特別被保険者が第六十九条の八の規定による承認を受けたときは、その承認により日雇

特別被保険者とならないこととなつた日以後、日雇特別被保険者が第六十九条の九第三項の規定により日雇特別被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行われない。

(高額療養費及び家族高額療養費)

第六十九条の二十八 療養の給付又は特定療養費の支給を受ける日雇特別被保険者が支払つた一部負担金(第六十九条の三十一において準用する第四十四条ノ三第一項の規定により控除される額を含む。次項において同じ。)又は第六十九条の三十一において準用する第四十四条第二項に規定する厚生大臣が定めるところにより算定された費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額(第六十九条の三十一において準用する第四十四条ノ三第一項の規定により控除される額を含む。次項において同じ。)が、著しく高額であつたときは、高額療養費を支給する。

2 療養の給付を受ける日雇特別被保険者が、当該疾病又は負傷につき併せて第六十九条の十三第一項の規定により第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けるときは、前項の規定にかかわらず、その者が支払つた一部負担金の額に第六十九条の三十一において準用する第四十四条第二項に規定する厚生大臣が定めるところにより算定された費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額を加えた額が、著しく高額であつたときは、高額療養費を支給する。

3 日雇特別被保険者の被扶養者の療養につき第六十九条の三十一において準用する第五十九条ノ二第二項各号の区分に従ひ同条第三項の規定により算定された費用又は第六十九条の三十一において準用する第四十四条ノ三第二項の規定により算定された費用からその療

養に要した費用につき家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額が、著しく高額であつたときは、家族療養費の支給を受けた日雇特別被保険者に対し、家族高額療養費を支給する。

4 日雇特別被保険者又はその被扶養者の療養につき第六十九条の三十一において準用する第五十九条ノ二第三項の規定により算定された費用又は第六十九条の三十一において準用する第四十四条ノ三第二項の規定により算定された費用からその療養に要した費用につき特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額が、著しく高額であつたときは、特別療養費の支給を受けた日雇特別被保険者に対し、高額療養費又は家族高額療養費を支給する。

(支給方法)

第六十九条の二十九 日雇特別被保険者に係る療養費、特定療養費、傷病手当金、埋葬料、分べん費、出産手当金若しくは育児手当金、家族療養費、家族埋葬料、配偶者分べん費若しくは配偶者育児手当金又は特別療養費の支給を受けようとする者は、厚生省令の定めるところにより、受給要件を備えることを証明できる日雇特別被保険者手帳又は受給資格者票及びその他の書類を添えて、申請しなければならない。

(他の社会保険による給付等との調整)

第六十九条の三十 日雇特別被保険者に係る療養の給付又は療養費、特定療養費、傷病手当金、埋葬料、分べん費、出産手当金若しくは育児手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、前章の規定、本法以外社会保険各法の規定又は第五十九条ノ六に規定する法令の規定によつてこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

2 日雇特別被保険者に係る療養の給付又は療養費、特定療養費、埋葬料、分べん費若しくは有児手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、前章の規定又は本法以外ノ社会保険各法の規定によつて、この章の規定による家族療養費、家族埋葬料、配偶者分べん費又は配偶者有児手当金の支給に相当する給付があつたときは、その限度において、行わない。	3 日雇特別被保険者に係る家族療養費、家族埋葬料、配偶者分べん費又は配偶者有児手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、前章の規定又は本法以外ノ社会保険各法の規定によつて、これらに相当する給付又はこの章の規定による療養の給付若しくは療養費、特定療養費、埋葬料、分べん費若しくは有児手当金の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。	4 特別療養費の支給は、同一の疾病又は負傷につき、前章の規定、本法以外ノ社会保険各法の規定又は第五十九条ノ六に規定する法令
5 日雇特別被保険者に係る傷病手当金、埋葬料、分べん費、出産手当金又は有児手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の規定によつて、これらに相当する給付があつたときは、その限度において、行わない。	6 日雇特別被保険者に係る療養の給付又は療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の支給は、同一の疾病又は負傷につき、他の法令の規定によつて、国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給があつたときは、その限度において、行わない。	第六十九条の三十一 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる日雇特別被保険者に係る事項について準用する。

第五十九条ノ二第二項 第五十九条ノ二第三項から第五項まで 第六十条、第六十一条、第六十二条第一項及び第四項並びに第六十三条から第六十五条まで 第六十六条から第六十九条まで	家族療養費の支給 家族療養費及び特別療養費の支給 日雇特別被保険者又はその被扶養者 保険給付
第七十条中(以下老人保健拠出金ト称ス)の下に「第七十九条ノ八ノ規定ニ依ル拠出金及国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金(以下退職者給付拠出金ト称ス)を加える。」 第七十条ノ三第一項中「費用ノ中」の下に「被保険者(日雇特別被保険者ヲ除ク第七十九条ノ七ヲ除キ本章ニ於テ之ニ同ジ)ニ係ル」を、「並ニ」の下に「特定療養費、療養費」を加え、同条第二項中「医療費拠出金」の下に「(日雇特別被保険者ニ係ルモノヲ除ク)を加え、同条の次に次の一条を加える。」 第七十条ノ四 国庫ハ第七十条及前条ニ規定スル費用ノ外毎年度健康保険事業ノ執行ニ要スル費用ノ中日雇特別被保険者ニ係ル療養ノ給付並ニ特定療養費、療養費、高額療養費、家族療養費、家族高額療養費、傷病手当金、出産手当金及特別療養費ノ支給ニ要スル費用(療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ニ健康保険組合(第十三条ノ二第二項ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタル者ノ国民健康保険ヲ行フ国民健康保険ノ被保険者ヲ含ム第七十九条ノ六第二項及第三項ニ於テ之ニ同ジ)ヲ設立スル事業主以外ノ事業主ヨリ当該年度ニ納付セラレタル日雇特別被保険者ニ関スル保険料ノ総延納付日数ヲ当該年度ニ納付セラレタル日雇特別被保険者ニ関スル保険料ノ総延納付日数ニテ除シテ得タル率ヲ乗ジテ得タル額ニ前条第一項ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ補助ス	国庫ハ第七十条、前条及前項ニ規定スル費用ノ外健康保険ノ被保険者タル政府ガ拠出スベキ老人保健法ノ規定ニ依ル医療費拠出金ノ中日雇特別被保険者ニ係ルモノノ納付ニ要スル費用ニ同項ニ規定スル率ヲ乗ジテ得タル額ニ前条第一項ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ補助ス 第七十一条第一項中「老人保健拠出金」の下に「及退職者給付拠出金並ニ健康保険組合ニ於テハ第七十九条ノ八ノ規定ニ依ル拠出金」を加え、「以下之ニ同ジ」を削り、同条第二項及び第三項を削る。 第七十一条ノ二を第七十一条ノ二とし、第七十一条の次に次の一条を加える。 第七十一条ノ二 被保険者ニ関スル保険料額ハ各月ニ付各被保険者ノ標準報酬月額ニ保険料率ヲ乗ジテ得タル額トス 前項ノ規定ニ拘ラズ前月ヨリ引続キ被保険者タル者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保険料ハ之ヲ算定セズ 第七十一条ノ四第一項中「健康保険」の下に「被保険者ニ関スル」を加え、同条第二項中「ハ保険料」の下に「第七十九条ノ八ノ規定ニ依ル拠出金」を加え、「及老人保健拠出金」を「老人保健拠出金及退職者給付拠出金」に改め、同条第四項中「老人保健拠出金」の下に「又ハ退職者給付拠出金」を加える。 第七十九条第一項中「毎月」を「被保険者ニ関スル毎月」に改め、同条第二項中「保険料納入」を「被保険者ニ関スル保険料ノ納入」に改め、

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇六一

「納付シタル」の下に「被保険者ニ関スル」を加える。

第五章中第七十九条ノ二を第七十九条ノ七とし、同条の次に次の七条を加える。

第七十九条ノ八 日雇特別被保険者ノ保険ノ被保険者ハ日雇特別被保険者ニ係ル健康保険事業ニ要スル費用(老人保健拠出金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム第七十九条ノ十二於テ之ニ同ジ)ニ充ツル為第七十九条ノ規定ニ依リ保険料ヲ徴収スル外毎年度日雇特別被保険者ヲ使用スル事業主ノ設立スル健康保険組合(以下日雇関係組合ト称ス)ヨリ拠出金ヲ徴収ス

日雇関係組合ハ前項ニ規定スル拠出金(以下日雇拠出金ト称ス)ヲ納付スル義務ヲ負フ

第七十九条ノ九 前条第一項ノ規定ニ依リ日雇関係組合ヨリ徴収スル日雇拠出金ノ額ハ当該年度ノ概算日雇拠出金ノ額トス但シ前年度ノ概算日雇拠出金ノ額ガ前年度ノ確定日雇拠出金ノ額ヲ超ユルトキハ当該年度ノ概算日雇拠出金ノ額ヨリ其ノ超ユル額ヲ控除シテ得タル額トスモトシ前年度ノ概算日雇拠出金ノ額ガ前年度ノ確定日雇拠出金ノ額ニ滿タザルトキハ当該年度ノ概算日雇拠出金ノ額ニ其ノ滿タザル額ヲ加算シテ得タル額トス

第七十九条ノ十 前条ノ概算日雇拠出金ノ額ハ当該年度ノ日雇特別被保険者ニ係ル健康保険事業ニ要スル費用ノ見込額ヨリ当該年度ノ日雇特別被保険者ニ関スル保険料相当額ノ見込額ヲ控除シタル額トシテ命令ヲ以テ算定スル額ニ当該日雇関係組合ヲ設立スル事業主ヨリ前年度ニ納付セラレタル日雇特別被保険者ニ関スル保険料ノ総延納付日数ヲ前年度ニ納付セラレタル日雇特別被保険者ニ関スル保険料ノ総延納付日数ニテ除シテ得タル率ヲ乗ジテ得タル額トス

第七十九条ノ十一 第七十九条ノ九ノ確定日雇拠出金ノ額ハ前年度ノ日雇特別被保険者ニ係ル健康保険事業ニ要スル費用(老人保健拠出金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム)ヨリ前年度ノ日雇特別被保険者ニ関スル保険料相当額ヲ控除シタル額トシテ命令ヲ以テ算定シタル額ニ当該日雇関係組合ヲ設立スル事業主ヨリ前年度ニ納付セラレタル日雇特別被保険者ニ関スル保険料ノ総延納付日数ヲ前年度ニ納付セラレタル日雇特別被保険者ニ関スル保険料ノ総延納付日数ニテ除シテ得タル率ヲ乗ジテ得タル額トス

第七十九条ノ十二 合併又ハ分割ニ因リ成立シタル日雇関係組合、合併又ハ分割後存続スル日雇関係組合及解散シタル日雇関係組合ノ權利義務ヲ承継シタル健康保険組合ニ係ル日雇拠出金ノ額ノ算定ノ特例ニ付テハ老人保健法第五十八条ニ規定スル老人保健拠出金ノ額ノ算定ノ特例ノ例ニ依ル

第七十九条ノ十三 第十一條乃至第十一條ノ四及第七十九条ノ八乃至前条ニ定ムルモノノ外日雇拠出金ノ額ノ決定、納付ノ方法、納付ノ期限、納付ノ猶予其ノ他日雇拠出金ノ納付ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十九条ノ十四 第十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル者ノ国民健康保険ヲ行フ国民健康保険ノ被保険者ハ健康保険組合ト看做シテ第七十九条ノ八乃至前条ノ規定ヲ適用ス

第七十九条ノ次に次の五条を加える。

第七十九条ノ二 日雇特別被保険者ニ関スル保険料額ハ一日ニ付其ノ者ノ標準賃金日額ノ等級ニ応ジテ各号ニ定ムル額ノ合算額ヲ基準トシテ厚生大臣ノヲ定ム

一 標準賃金日額ニ政府ノ管掌スル健康保険ノ被保険者ノ保険料率(第七十一条ノ四第五項ノ規定ニ依リ其ノ保険料率ガ変更セラレタル場合ニ於テハ其ノ変更後ノ保険料率)ヲ乗ジテ得タル額

二 前号ニ定ムル額ニ百分ノ三十一ヲ乗ジテ得タル額

厚生大臣前項ノ保険料額ヲ定メントスルトキハ社会保険審議会ノ議ヲ經ルベシ

第七十九条ノ三 日雇特別被保険者ハ前条第一項第一号ノ額ノ二分ノ一ニ相当スル額トシテ厚生大臣ノ定ムル額ヲ負担シ日雇特別被保険者ヲ使用スル事業主ハ当該厚生大臣ノ定ムル額及同項第二号ノ額ニ相当スル額トシテ厚生大臣ノ定ムル額ノ合算額ヲ負担ス

前条第二項ノ規定ハ前項ノ定メヲサントスル場合ニ之ヲ準用ス

第七十九条ノ四 事業主(日雇特別被保険者ガ一日ニ於テ二以上ノ事業所ニ使用セラルル場合ニ於テハ初ニ其ノ者ヲ使用スル事業主トス本条、次条第一項及第二項並ニ第七十九条ノ六ニ於テ之ニ同ジ)ハ日雇特別被保険者ヲ使用スル日毎ニ其ノ者及自己ノ負担スベキ保険料ヲ納付スル義務ヲ負フ

前項ノ規定ニ依リ保険料ノ納付ハ日雇特別被保険者ガ提出スル日雇特別被保険者手帳ニ健康保険印紙ヲ貼付シ之ヲ消印シテ行フベシ

日雇特別被保険者手帳ヲ所持スル日雇特別被保険者ハ第六十九条ノ七各号ニ掲グル事業所ニ使用セラルル日毎ニ其ノ日雇特別被保険者手帳ヲ事業主ニ提出スベシ

事業主ハ日雇特別被保険者ヲ使用スル日毎ニ日雇特別被保険者ニ其ノ所持スル日雇特別被保険者手帳ヲ提出ヲ求ムベシ

事業主ハ第一項ノ規定ニ依リ保険料ヲ納付シタルトキハ日雇特別被保険者ノ負担スベキ保険料額ニ相当スル額ヲ其ノ者ニ支払フ賃金(第六十九条ノ四第二項ニ規定スルモノヲ謂フ)ヨリ控除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ事業主ハ其ノ旨日雇特別被保険者ニ告グベシ

第七十九条ノ五 事業主ガ前条ノ規定ニ依リ保険料ノ納付ヲ怠リシトキハ被保険者ハ其ノ調査ニ基キ其ノ納付スベキ保険料額ヲ決定シ之ヲ事業主ニ告知ス

事業主ガ正当ナル理由ナキモノト認メラルル

ニ拘ラズ前条ノ規定ニ依リ保険料ノ納付ヲ怠リシトキハ被保険者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ決定セラレシ保険料額ノ百分ノ二十五ニ相当スル額ノ追徴金ヲ徴収ス但シ決定セラレシ保険料額千円未満ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

追徴金ヲ計算スルニ当リ決定セラレシ保険料額千円未満ノ端数アルトキハ其ノ端数ハ之ヲ切捨ツ

第二項ニ規定スル追徴金ハ其ノ決定セラレシ日ヨリ十四日以内ニ被保険者ニ納付スベシ

第七十九条ノ六 事業主ハ其ノ事業所毎ニ健康保険印紙ノ受取及前条第一項ニ規定スル告知ニ係ル保険料ノ納付(本項及第三項ニ於テ受取等ト称ス)ニ関スル帳簿ヲ備ヘ付ケ其ノ受取等ノ都度其ノ受取等ノ状況ヲ記載シ且翌月末日迄日雇特別被保険者ノ保険ノ被保険者ニ其ノ受取等ノ状況ヲ報告スベシ

前項ノ場合ニ於テ健康保険組合ヲ設立スル事業主ハ併セテ当該健康保険組合ニ同項ノ報告ヲ為スベシ

前項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタル健康保険組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年度日雇特別被保険者ノ保険ノ被保険者ニ当該健康保険組合ヲ設立スル事業主ノ前年度ノ受取等ノ報告ヲ為スベシ

第八十七条に次の一号を加える。

五 第七十九条ノ四第一項ノ規定ニ違反シテ保険料ヲ納付セズ又ハ第七十九条ノ六第一項ノ規定ニ違反シテ帳簿ヲ備ヘ付ケズ若ハ同項若ハ同条第二項ノ規定ニ違反シテ報告セズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ

第八十八条ノ二の次に次の三条を加える。

第八十八条ノ二ノ二 第六十九条ノ九第一項ノ規定ニ違反シテ虚偽ノ申請ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

第八十八条ノ二ノ三 第六十九条ノ九第一項ノ

第八十八条ノ二ノ三 第六十九条ノ九第一項ノ

規定ニ違反シテ申請ヲ為サズ又ハ第七十九条ノ四第三項ノ規定ニ違反シテ日雇特別被保険者手帳ヲ提出セザリシ者ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

第八十八条ノ二ノ四 健康保険組合又ハ第七十九条ノ四第一項ニ規定スル国民健康保険ノ被保険者タル国民健康保険組合ノ役員、清算人又ハ職員第七十九条ノ六第三項ノ規定ニ違反シテ報告セズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

附則第三条第一項中「費用」の下に「老人保健拠出金及退職者給付拠出金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム」を加ヘ、「及第七十七条乃至第七十九条ノ二」を、「第七十七条乃至第七十九条、第七十九条ノ四、第七十九条ノ五第一項及第七十九条ノ七」に改メ、同条に次の一項を加ヘる。
特別保険料ハ第七十九条ノ八第一項、第七十

九条ノ十及第七十九条ノ十一ノ規定ノ適用ニ付テハ第七十一条ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ト看做ス

附則第五条第一項中「及第七十七条乃至第七十九条ノ二」を、「第七十七条乃至第七十九条及第七十九条ノ七」に改メ、「例ニ依リ」の下に「健康保険事業ニ要スル費用（老人保健拠出金、退職者給付拠出金及日雇拠出金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム）ニ充ツルヲ加ヘる」。

附則第六条中「第七十九条ノ二」を「第七十九条ノ七」に改メる。

附則第八条第一項中「老人保健拠出金」の下に「日雇拠出金若ハ退職者給付拠出金」を加ヘる。

（船員保険法の一部改正）

第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

標 準	報 酬	報 酬
等 級	月 額	日 額
第一級	六,000円	二,二五〇円
第二級	五,000円	二,〇〇〇円
第三級	四,000円	一,七五〇円
第四級	三,000円	一,五〇〇円
第五級	二,000円	一,二五〇円
第六級	一,000円	六四〇円
第七級	六〇〇円	二一〇円
第八級	四〇〇円	一四〇円
第九級	二〇〇円	七〇円
第一〇級	一〇〇円	三五〇円
第一級	三六,〇〇〇円	四,四〇〇円
第一二級	三六,〇〇〇円	四,四〇〇円

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第一三級	一三,〇〇〇円	四,五〇〇円	一六,〇〇〇円以上 一六,〇〇〇円未満
第一四級	一〇,〇〇〇円	三,〇〇〇円	一三,〇〇〇円以上 一三,〇〇〇円未満
第一五級	八,〇〇〇円	二,三〇〇円	一〇,〇〇〇円以上 一〇,〇〇〇円未満
第一六級	六,〇〇〇円	一,八〇〇円	八,〇〇〇円以上 八,〇〇〇円未満
第一七級	四,〇〇〇円	一,二〇〇円	六,〇〇〇円以上 六,〇〇〇円未満
第一八級	二,〇〇〇円	六〇〇円	四,〇〇〇円以上 四,〇〇〇円未満
第一九級	一,〇〇〇円	三〇〇円	二,〇〇〇円以上 二,〇〇〇円未満
第二〇級	五〇〇円	一五〇円	一,〇〇〇円以上 一,〇〇〇円未満
第二一級	四〇〇円	一四〇円	八〇〇円以上 八〇〇円未満
第二二級	三〇〇円	一〇〇円	六〇〇円以上 六〇〇円未満
第二三級	二〇〇円	八〇円	四〇〇円以上 四〇〇円未満
第二四級	一〇〇円	四〇円	二〇〇円以上 二〇〇円未満
第二五級	八〇円	三〇円	一六〇円以上 一六〇円未満
第二六級	六〇円	二〇円	一四〇円以上 一四〇円未満
第二七級	四〇円	一〇円	一二〇円以上 一二〇円未満
第二八級	三〇円	八円	一〇〇円以上 一〇〇円未満
第二九級	二〇円	六円	八〇円以上 八〇円未満
第三〇級	一〇円	三円	六〇円以上 六〇円未満
第三一級	五円	一円五〇分	四〇円以上 四〇円未満

第五条第一項中「権利及」の下に「特定療養費」を加ヘる。

第九条ノ三第二項中「給付又ハ」の下に「特定療養費若ハ」を加ヘる。

第二十五条ノ三第二項中「診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ」の下に「若ハ特定承認保険医療機関（同法第四十四条第一項ニ規定スル特定承認保険医療機関ヲ謂フ以下之ニ同ジ）を加ヘ、健康保険法第四十三条ノ二を同法第四十三条ノ二に改メ、同条第三項中「支払又ハ」の下に「第

二十九条第四項若ハ」を加ヘ、「又ハ保険薬局」を「若ハ保険薬局」に改メ、「同ジ」の下に「又ハ特定承認保険医療機関」を加ヘる。

第二十八条第一項中「療養ノ給付」の下に「健康保険法第四十三条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク」を加ヘる。
第二十八条ノ三第一項及び第二項を次のように改メる。
第二十八条第三項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇六四

付ヲ受クル際当該給付ニ付次条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ百分ノ二十ニ相当スル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ拘ラズ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ガ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ厚生大臣ノ定ムル額ヲ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ

第二十八條ノ三第五項中「保険医療機関」の下に「又ハ保険薬局」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

第二十八條ノ六第二項中「又ハ診療所」を「若ハ診療所又ハ薬局」に改める。

第二十八條ノ七を次のように改める。

第二十八條ノ七 第二十八條第一項第五号又ハ第六号ノ給付ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ当該給付ニ要スル費用ノ額ノ百分ノ二十ニ相当スル額ヲ一部負担金トシテ行政庁ニ支払フベシ但シ第二十八條ノ三第一項但書又ハ第二項ノ規定ニ依リ当該給付ヲ受クル場合ニ於テハ夫々此等ノ規定ノ例ニ依ル

第二十九條ノ三を次のように改め、同条を第二十九條ノ五とする。

第二十九條ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付及特定療養費又ハ療養費ノ支給ニ関シテハ第二十八條ノ三、第二十八條ノ六第二項若ハ第二十八條ノ七ノ規定ニ依リ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額(前条第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額療養費ニ相当スル額ヲ除ク)又ハ第二十九條第二項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セララル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額(前条第一

項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額療養費ニ相当スル額ヲ除ク)ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ支払フコトヲ得

前項ノ規定ハ第二十八條ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ノ給付及特定療養費又ハ療養費ノ支給ニ関シテ準用ス

第二十九條ノ二第二項中「受クル者」の下に「又ハ第二十九條第一項ノ規定ニ依ル療養ヲ受クル者」を加え、「一部負担金ニ相当スル」を削り、「含む」を「含む本条及次条ニ於テ之ニ同じ」又ハ第二十九條第二項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額(前条第一項ノ規定ニ依リ控除セラレタル額ヲ含む本条及次条ニ於テ之ニ同じ)に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第二十九條ノ四とする。

療養ノ給付ヲ受クル者ガ併セテ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ健康保険法第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受クルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ノ支払ヒタル一部負担金ノ額ニ第二十九條第二項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セララル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ加ヘタル額著シク高額ナリシトキハ高額療養費ヲ支給ス

第二十九條ノ二第二項中「療養ニ要スル費用ヨリ第二十八條ノ三ニ規定スル一部負担金ニ相当スル額」を「当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第二十八條ノ三ニ規定スル一部負担金ノ割合ヲ乗ジテ得タル額」に改め、「シタル額」の下に「(同条第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額)」を加え、同条第二項本文を次のように改め、同条を第二十九條ノ三とする。

前項ノ療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ療養ノ給付ヲ受ケベキ場合ニ於テハ第二十八條ノ四第一項ノ費用ノ算定、特定療養費ノ支給ヲ受ケベキ場合ニ於テハ第二十九條第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル

第二十九條中「療養ノ給付ヲ」を「療養ノ給付若ハ特定療養費ノ支給(本条ニ於テ療養ノ給付等ト称ス)ヲ」に、「第二十八條第三項第一号若ハ第二号ニ掲グル病院、診療所若ハ薬局を、保険医療機関等及特定承認保険医療機関」に、「療養ノ給付」を「療養ノ給付等」に改め、同条を第二十九條ノ二とし、同条の前の一條を加える。

第二十九條 被保険者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)又ハ被保険者タリシ者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ特定承認保険医療機関ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ療養ヲ受ケタルトキ又ハ第二十八條第三項第一号若ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所(特定承認保険医療機関ヲ除ク)若ハ薬局(以下保険医療機関等ト称ス)ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ健康保険法第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受ケタルトキハ特定療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付テノ支給ス

特定療養費ノ額ハ当該療養ニ付健康保険法第四十四條第二項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ定ムル例ニ依リ算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額トス但シ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル特定療養費ノ額ニ付テハ同項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額トシ、第二十八條ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ特定療養費ノ額ニ付テハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ同条第二項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ

厚生大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス第一項ノ場合ニ於テハ行政庁ハ其ノ療養ヲ受ケタル者ガ当該特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ニ対シ支払フベキ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ特定療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ハ第一項ニ規定スル療養ニ要シタル費用ニ付支払フ受クル際当該支払フ為シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

第二十八條第三項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所ガ健康保険法第四十四條第一項ノ承認ヲ受ケタルトキハ第二十八條第三項ノ規定ニ拘ラズ当該病院又ハ診療所ニ於テハ療養ノ給付ヲ為サズ

健康保険法第四十三條ノ二、第四十三條ノ七、第四十三條ノ九第四項乃至第六項、第四十三條ノ十並ニ本法第二十八條第二項、第二十八條ノ二、第二十八條ノ四第三項、第二十八條ノ六及第二十八條ノ七ノ規定ハ保険医療機関等ニ就キ受ケタル健康保険法第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養及之

ニ伴フ特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス
第三十条第二項第二号中「療養ノ給付」の下に「及第二十九條第一項ニ規定スル療養」を加ふる。

第三十一条第一項中「開スル療養ノ給付」の下に「又ハ第二十九條第一項ニ規定スル療養」を、「其ノ給付」の下に「若ハ療養」を、「相当スル療養ノ給付」の下に「又ハ第二十九條第一項ニ規定スル療養」を加ふる。

第三十一条第二項及び第二項中「第二十八條第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局」を「保険医療機関等又ハ特定承認保険医療機関」に改め、同条第三項中「第二号」の下に「第四号及第六号」を加え、同項各号を次のように改める。

一 保険医療機関等ニ就キ第二十八條第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養（健康保険法第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ及第二十八條第一項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク）ヲ受クル場合、其ノ療養ニ付算定シタル費用ノ額ノ百分ノ七十二ニ相当スル額

二 保険医療機関等ニ就キ第二十八條第一項第四号ニ掲グル療養（健康保険法第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ除ク）ヲ受クル場合、其ノ療養及其ノ療養ニ伴フ第二十八條第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ニ付算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額

三 特定承認保険医療機関ニ就キ第二十八條第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養（同項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク）ヲ受クル場合又ハ保険医療機関等ニ就キ同項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ニシテ健康保険法第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ（第二十八條第一項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク）ヲ受クル場合、其ノ療養ニ付算定シタル費用ノ額

ノ百分ノ七十二ニ相当スル額

四 特定承認保険医療機関ニ就キ第二十八條第一項第四号ニ掲グル療養ヲ受クル場合又ハ保険医療機関等ニ就キ同号ニ掲グル療養ニシテ健康保険法第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ受クル場合、其ノ療養及其ノ療養ニ伴フ第二十八條第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ニ付算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額

五 保険医療機関等ニ就キ第二十八條第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養（健康保険法第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ及第二十八條第一項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク）及同項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ニシテ同法第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ（第二十八條第一項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク）ヲ受クル場合、第一号及第三号ニ規定スル額ノ合算額

六 保険医療機関等ニ就キ第二十八條第一項第四号ニ掲グル療養（健康保険法第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ除ク）及第二十八條第一項第四号ニ掲グル療養ニシテ同法第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ受クル場合、第二号及第四号ニ規定スル額ノ合算額

第三十一条第二項を次のように改める。
前項第一号乃至第四号ニ規定スル療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ同項第一号及第二号ニ規定スルモノニ於テハ第二十八條ノ四第一項ノ費用ノ算定、前項第三号及第四号ニ規定スルモノニ於テハ第二十九條第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル

第三十一条ノ二第七項中「第二十九條、第二十九條ノ二」を「第二十九條第六項、第二十九條ノ二、第二十九條ノ三」に改める。
第三十一条ノ三第一項中「療養ニ要シタル費用」を「療養ニ付前条第三項各号ノ区分ニ從ヒ

同条第四項ノ規定ニ依リ算定シタル費用又ハ同条第七項ニ於テ準用スル第二十九條ノ三第二項ノ規定ニ依リ算定シタル費用」に改め、同条第二項中「第二十九條ノ二」を「第二十九條ノ四第三項」に改める。
第三十三條第二項中「育児手当金」を「配偶者育児手当金」に改める。

第五十條ノ九第一項第三号中「療養ノ給付」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を加え、同項第四号中「療養ノ給付」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を、「其ノ給付」の下に「又ハ当該特定療養費ノ支給ニ係ル療養」を加え、同条第二項中「開シ療養ノ給付」の下に「特定療養費ノ支給」を加ふる。

第五十一条第一項中「療養ノ給付又ハ」の下に「特定療養費」を加ふる。
第五十二条中「療養ノ給付」の下に「若ハ特定療養費ノ支給」を加ふる。
第五十三条第一項中「期間療養ノ給付」の下に「特定療養費」を加え、同条第二項中「療養ノ給付」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を加ふる。

第五十六條ノ三「配偶者分擔費」の下に「配偶者育児手当金」を加え、「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）を、健康保険法第四章の二に改め、「療養ノ給付」の下に「若ハ特定療養費ノ支給」を、「分擔費」の下に「育児手当金」を加ふる。

第五十八條第一項中「療養ノ給付」の下に「特定療養費」を、「配偶者分擔費」の下に「配偶者育児手当金」を加え、同条第三項中「付療養ノ給付」の下に「又ハ第二十九條第一項ニ規定スル療養」を、「於ケル療養ノ給付」の下に「特定療養費」を加え、同条第四項中「（以下）老人保健提出金ト称ス」の下に「及国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依リ提出金（以下）退職者給付提出金ト称ス」を加ふる。
第五十九條ノ二第一項中「前条第五項」を「第五十九條第四項」に改め、同条を第五十九條ノ二ノ二とする。

二ノ二とする。

第五十九條第一項中「老人保健提出金」の下に「及退職者給付提出金」を加え、同条第五項第一号中「千分ノ二百十五」を「災害保険料率」を「千分ノ九十二年金保険料率及災害保険料率」に改め、同項第二号中「千分ノ百九十六」を「災害保険料率」を「千分ノ七十一」年金保険料率及災害保険料率」に改め、同項第四号中「千分ノ百二十五」を「年金保険料率」に改め、同条第六項中「療養ノ給付」の下に「特定療養費」を、「配偶者分擔費」の下に「配偶者育児手当金」を加え、「及老人保健提出金」を、老人保健提出金及退職者給付提出金」に改め、同条第八項中「老人保健提出金」の下に「又ハ退職者給付提出金」を加え、「第六項」を「第五項」に改め、同条第九項中「第六項」を「第五項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第十項及び第十一項中「第五項第一号」を「第四項第一号」に改め、同条第十二項中「第九項」を「第八項」に改め、同条第十四項及び第十三項を削り、同条の次に次の一条を加ふる。

第五十九條ノ二 前条第四項ノ年金保険料率ハ老齡、職務外ノ事由ニ因リ障害若ハ死亡又ハ脱退ニ關スル保險給付ニ要スル費用ノ予想額並ニ予定運用収入及國庫負担ノ額ニ照シ將來ニ亘リ財政ノ均衡ヲ保ツコトヲ得ルモノタルベク且少クとも五年毎ニ此ノ基準ニ從ヒ再計算サルベキモノトス

年金保険料率ハ当分ノ間千分ノ百二十五トス前項ノ年金保険料率ハ其ノ率ガ第一項ノ基準ニ適合スルニ至ルマデノ間段階的ニ引上ゲラルベキモノトス

第五十九條ノ三「第五十九條第五項」を「第五十九條第四項」に改める。
第六十條第一項第一号中「千分ノ百三」を「千分ノ四十・五」に、「第五十九條第九項又ハ第十一項」を「第五十九條第八項又ハ第十項」に改め、「得タル額」の下に「ト標準報酬月額ニ年金保険料率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ乗ジテ得タル額

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

トノ合算額を加え、同項第二号中「千分ノ九十
三・五」を「千分ノ三十一」に改め、「第五十九
第九項」を「第五十九条第八項」に改め、「得タル
額」の下に「ト標準報酬月額ニ年金保険料率ノ二
分ノ一ニ相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算
額」を加える。

附則第十二項及び第十三項中「第五十九条ノ
二」を「第五十九条ノ二ノ二」に改める。
附則第十八項中「第五十九条第七項及第八項」

目次中「第五章 費用(第六十九条―第八十一条)を

十一條)
險等保険者の拠出金(第八十一条の二―第八十一条の九)
職者医療関係業務(第八十一条の十一―第八十一条の十二)」に改める。

改め、同号に次のただし書を加える。
ただし、同法第六十九条の七の規定によ
る日雇特例被保険者を除く。

改め、同号に次のただし書を加える。
ただし、健康保険法第六十九条の七の規
定による日雇特例被保険者の同法の規定に
よる被扶養者を除く。

第六条第五号中「日雇労働者健康保険法(昭和
二十八年法律第二百七号)第八條」を「健康保険
法第六十九条の九」に、「日雇労働者健康保険被
保険者手帳」を「日雇特例被保険者手帳」に、「日
雇労働者健康保険印紙」を「健康保
険印紙」を「健康保険印紙」に、「第七條」を「第六十九
条の八」に、「同法の規定による被保険者」を「同
法第六十九条の七の規定による日雇特例被保険
者」に、「第八條第三項」を「第六十九条の九第三
項」に改める。

第八條の次に次の一條を加える。
(退職被保険者等)
第八條の二 市町村が行う国民健康保険の被保

を「第五十九条第六項及第七項」に改める。
附則第十九項中「第五十九条第九項」を「第五
十九条第八項」に、「同条第五項」を「同条第四項」
に改める。

附則第二十項中「第五十九条第九項」を「第五
十九条第八項」に改める。
(国民健康保険法の一部改正)

第三條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百
九十二号)の一部を次のように改正する。

「第五章 費用等

第一節 費用の負担(第六十九条―第八
第二節 退職被保険者等に係る被用者保
第三節 社会保険診療報酬支払基金の退

險者(老人保健法(昭和五十七年法律第八十
号)の規定による医療を受けることができる
者を除く)のうち、次に掲げる法令に基づ
る者又は退職を支給事由とする年金たる給付
を受けることができる者であつて、これらの
法令の規定による被保険者若しくは組合員で
あつた期間(当該期間に相当するものとして
政令で定める期間を含む。)又はこれらの期間
を合算した期間(以下この項において「年金保
險の被保険者等であつた期間」という。)が二
十年(その受給資格期間たる年金保険の被保
険者等であつた期間が二十年未満である当該
年金たる給付を受けることができる者にあつ
ては、当該年金たる給付の区分に応じ政令で
定める期間)以上であるか、又は四十歳に達
した月以後の年金保険の被保険者等であつた
期間が十年以上であるものは、退職被保険者
とする。ただし、当該年金たる給付の支給が
その者の年齢を事由としてその全額につき停
止されている者については、この限りでな
い。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百

十五号)

二 船員保険法

三 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他
の法律において準用する場合を含む。)

四 国家公務員等共済組合法

五 国家公務員等共済組合法の長期給付に関
する施行法(昭和三十三年法律第二百十九
号)

六 地方公務員等共済組合法

七 地方公務員等共済組合法の長期給付等に
関する施行法(昭和三十三年法律第百五十
三号)

八 私立学校教職員共済組合法

九 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十
三年法律第九十九号)

十 地方公務員の退職年金に関する条例

十一 旧令による共済組合等からの年金受給
者のための特別措置法(昭和二十五年法律
第二百五十六号)

2 市町村が行う国民健康保険の被保険者であ
つて、次の各号のいずれかに該当するもの
は、退職被保険者の被扶養者とする。ただし、
老人保健法の規定による医療を受けることが
できる者を除く。

一 退職被保険者の直系尊属、配偶者(届出
をしていないが事実上婚姻関係と同様の事
情にある者を含む。以下この項において同
じ。)その他三親等内の親族であつて、その
退職被保険者と同じ世帯に属し、主として
その者により生計を維持するもの

二 退職被保険者の配偶者で届出をしていな
いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
の父母及び子であつて、その退職被保険者
と同じ世帯に属し、主としてその者によ
り生計を維持するもの

三 前号の配偶者の死亡後における父母及び
子であつて、引き続きその退職被保険者と
同一の世帯に属し、主としてその者により

生計を維持するもの

第三十六條第一項中(昭和五十七年法律第八
十号)を削り、「療養の給付」の下に(その者の
選定に係る特別の病室の提供その他の厚生大臣
が定める療養に係るものを除く。を加える。
第三十九條第四項中「二年」を「二年」に改め、
「ものであるとき」の下に「その他国民健康保険
医又は国民健康保険薬剤師として著しく不適当
であると認めるとき」を加える。

第四十二條第一項を次のように改める。

第三十六條第五項の規定により療養取扱機
関について療養の給付を受ける者は、その給
付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該
給付につき第四十五條第二項又は第三項の規
定により算定した額に当該各号に掲げる割合
を乗じて得たる額を、一部負担金として、当該
療養取扱機関に支払わなければならない。

一 次号又は第三号に掲げる者以外の被保険
者 十分の三

二 退職被保険者 十分の二

三 退職被保険者の被扶養者

イ 第三十六條第一項第一号から第三号ま
でに定める給付(同項第四号に定める給
付に伴うものを除く。)を受ける場合 十
分の三

ロ 第三十六條第一項第四号に定める給付
(同号に定める給付に伴う同項第一号か
ら第三号までに定める給付を含む。)を受
ける場合 十分の二

第四十五條第六項中「前項」を「前各項」に改
め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に
次の二項を加える。

6 前項の規定による委託を受けた国民健康保
険団体連合会は、当該委託を受けた審査に関
する事務のうち厚生大臣の定める診療報酬請
求書の審査に係るものを、民法第三十四条の
規定により設立された法人であつて、審査に
関する組織その他の事項につき厚生省令で定

める要件に該当し、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生大臣が指定する者に委託することができる。

7 前項の規定により厚生大臣の定める診療報酬請求書の審査に係る事務の委託を受けた者は、当該診療報酬請求書の審査を厚生省令で定める要件に該当する者に行わせなければならない。

第四十六条第一項中「ときは、療養取扱機関」の下に「若しくは療養取扱機関の開設者若しくは管理者、国民健康保険医、国民健康保険薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）を、「従業者」の下に「開設者であつた者等を含む。」を加える。

第五十条第一項中「第四十条」の下に「（第五十条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）を」とし、「とき」の下に「又は第三十六条第一項の規定により療養を定めようとするとき」を加える。

第五十二条第一項中「当該給付に要する費用の額の十分の三に相当する額を」を「第四十二条第一項各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額」に改める。

第五十三条を次のように改める。

（特定療養費）

第五十三条 保険者は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の付属施設である病院その他の高度の医療を提供するものとして厚生省令で定める要件に該当する病院若しくは診療所であつて都道府県知事の承認を受けたもの（以下「特定承認療養取扱機関」という。）のうち自己の選定するものについて療養を受けたとき、又は療養取扱機関のうち自己

の選定するものについて第三十六条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。

2 特定療養費の額は、当該療養につき健康保険法第四十四条第二項の規定による厚生大臣の定めにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付について第四十四条第一項各号の措置がとられるべきときは、当該措置がとられたものとした場合の額とする。）を控除した額とする。

3 被保険者が特定承認療養取扱機関について療養を受け、又は療養取扱機関について第三十六条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けたときは、保険者は、その世帯主又は組合員が当該特定承認療養取扱機関又は療養取扱機関に支払うべき療養に要した費用について、特定療養費として世帯主又は組合員に対し支給すべき額の限度において、世帯主又は組合員に代わり、当該特定承認療養取扱機関又は療養取扱機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、世帯主又は組合員に対し特定療養費の支給があつたものとみなす。

5 特定承認療養取扱機関又は療養取扱機関は、第一項に規定する療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に対し、厚生省令の定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

6 病院又は診療所は、同時に特定承認療養取扱機関及び療養取扱機関たることができな

い。

7 特定承認療養取扱機関が第三十七条第一項の申出を受理したときは、特定承認療養取扱機関たることを辞したものとみなす。

8 療養取扱機関が第一項の承認を受けたときは、療養取扱機関たることを辞したものとみなす。

9 厚生大臣は、第一項の規定による厚生省令を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

10 第三十六条から第五十一条まで（第三十六条第一項、第三十七条第五項、第三十九条、第四十二条から第四十四条まで、第四十五条第一項及び第二項、第四十七条第二項、第五十条第一項並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、特定承認療養取扱機関並びに特定承認療養取扱機関について受けた療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的調整等は、政令で定める。

11 第三十六条第二項から第六項まで、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第三項から第七項まで、第四十六条、第四十八条並びに第四十九条の規定は、療養取扱機関について受けた第三十六条第一項に規定する厚生大臣の定める療養及びこれに伴う特定療養費の支給並びに当該療養取扱機関について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的調整等は、政令で定める。

第五十四条第一項中「療養の給付を」を「療養の給付若しくは特定療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を」に改め、「療養取扱機関」の下に「及び特定承認療養取扱機関」を加え、「療養の給付」を「療養の給付等」に改め、同条第二項中「療養取扱機関」の下に「又は特定承認療養取扱機関」を加え、「療

養の給付」を「療養の給付等」に改め、同条第三項中「療養に要する費用の額から、その額に一部負担金の」を「当該療養について算定した費用の額から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる」に改め、同条第四項中「療養に要する費用の額の算定については、」を「療養に要する費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては」に改め、「の規定を」の下に「特定療養費の支給を受けるべき場合においては第五十三条第二項の規定を」を加え、「こゝを」を「こゝを」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（退職被保険者等に係る特例療養費）

第五十四条の二 市町村は、退職被保険者又はその被扶養者が療養取扱機関について療養の給付を受け、その際、当該給付に要する費用の額に第四十二条第一項第一号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として当該療養取扱機関に支払つた場合において、退職被保険者又はその被扶養者である旨が記載された被保険者証を提出しなかつたことがやむを得ない理由によるものと認めるときは、同項第二号又は第三号の区分に従い、既に支払われた一部負担金の額から当該給付に要する費用の額に同項第二号又は第三号に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額を、特例療養費として支給するものとする。

第五十五条第一項中「現に療養の給付」の下に「若しくは第五十三条第一項に規定する療養」を、「から療養の給付」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「療養の給付」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同条第一号中「日雇労働者健康保険法」を「健康保険法第四章の二」に改め、「療養の給付」の下に「若しくは特定療養費」を加え、同条第三項中「療養の給付」の下に「又は特定療養費の支給を加え、日雇労働者健康保険法の規定」を「健康保険法第四章の二の規定」に、「日雇

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇六八

労働者健康保険法第十七条の四第一項を「健康保険法第六十九条の二十六第一項」に改める。

第五十六条第一項中「療養の給付」の下に「又は特定療養費の支給を加え、日雇労働者健康保険法を削り、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「療養費」を「特定療養費又は療養費」に改め、同条第三項中「被保険者が療養取扱機関の下に」又は特定承認療養取扱機関を加え、代つて療養取扱機関を「代わつて療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関」に改め、同条第四項中「療養取扱機関」の下に「又は特定承認療養取扱機関」を加える。

第五十七条中「及び療養費」を「並びに療養費及び特例療養費」に、「又は療養費」を「療養費又は特例療養費」に改める。

第五十七条の二第一項中「療養の給付」の下に「特定療養費の支給」を加える。

第五十九条から第六十三条までの規定中「療養の給付」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第六十五条第二項中「療養取扱機関」の下に「又は特定承認療養取扱機関」を加え、同条第三項中「療養取扱機関」の下に「又は特定承認療養取扱機関」を、「費用の支払」の下に「又は第五十三条第三項の規定による支払」を加える。

第五章 費用を「第五章 費用等」に改める。

第五章第六十九条の前に次の節名を付する。

第一節 費用の負担

第七十条を次のように改める。

第七十条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、療養の給付並びに特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金(以下「老人保健医療費拠出金」という。)の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の四十を負担する。

一 第四十二条第一項第一号に掲げる被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に七分の十を乗じて得た額に、すべての市町村の前号に掲げる額の合算額をすべての市町村の第四十二条第一項第一号に掲げる被保険者に係る療養の給付に要する費用の額並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の額に算定した費用の額の合算額で除して得た率を乗じて得た額

2 第四十三条第一項又は第五十二条第二項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び都道府県又は市町村が被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとして、同項第一号及び第二号に掲げる額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部を負担の措置が講ぜられないものとして、政令で定めるところにより算定した同項第一号及び第二号に掲げる額に相当する額とする。

第七十二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、第七十条第一項各号に掲げる額(同条第二項の規定を適用して算定する額を含む。)の合算額の見込額の百分の十に相当する額とする。

第七十二条の二 市町村が負担する費用のうち、退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに特定療養費

費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額から、退職被保険者等に係る保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。)に相当する額の合算額を控除した額(以下「被用者保険等拠出対象額」という。)については、政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)が市町村に対して交付する療養給付費交付金をもつて充てる。

2 前項の療養給付費交付金は、第八十一条の規定により基金が徴収する療養給付費拠出金をもつて充てる。

(療養給付費交付金の減額)

第七十二条の三 厚生大臣は、市町村の退職被保険者等に係る国民健康保険事業の運営に関し、市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合又は市町村が支出すべきでない経費を不当に支出した場合においては、政令の定めるところにより、基金に対し、前条第一項の規定により当該市町村に対して交付する同項の療養給付費交付金の額を減額することとを命ずることができる。

2 前項の規定により減額する額は、不当に確保しなかつた額又は不当に支出した額を超えないことができる。

第七十三条を次のように改める。

(組合に対する補助)

第七十三条 国は、政令の定めるところにより、組合に対し、療養の給付並びに特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十二を補助することができる。

二 老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に七分の十を乗じて得た額に、すべての組合の前号に掲げる額の合算額をすべての組合の療養の給付に要する費用の額並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の額につき算定した費用の額の合算額で除して得た率を乗じて得た額

2 第四十三条第一項又は第五十二条第二項の規定により一部負担金の割合を減じている組合及び組合員の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとして、同項第一号及び第二号に掲げる額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部を負担の措置が講ぜられないものとして、政令の定めるところにより算定した同項第一号及び第二号に掲げる額に相当する額とする。

3 国は、第一項の補助をする場合において、政令の定めるところにより、組合の財政力等を勘案して、同項の補助の額を増額することができる。

4 前項の規定により増額することができる補助の額の総額は、第一項各号に掲げる額(第二項の規定を適用して算定する額を含む。)の合算額の見込額の百分の十五に相当する額の範囲内の額とする。

第七十四条中「及び前二条」を「第七十二条及び前条」に改める。

第七十六条中「費用」の下に「含み、第八十一条の二第一項の規定により厚生大臣が定める組合にあつては、同条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用を、健康保険法第七十九条ノ十四に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を」を加え、「(昭和二十五年法律第二百二十六号)」を削る。

第七十八条中「徴収金」の下に「(第八十一条の二第一項に規定する拠出金を除く。)」を加える。
第五章中第八十一条の次に次の二節を加える。

第二節 退職被保険者等に係る被用者 保険等保険者の拠出金

(拠出金の徴収及び納付義務)

第八十一条の二 基金は、第八十一条の十第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)ごとに、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、第六条第三号に規定する共済組合及び健康保険法第十三条ノ二第二項の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする組合であつて厚生大臣が定めるもの(以下「被用者保険等保険者」という。以下「拠出金」という。)を徴収する。

2 被用者保険等保険者は、拠出金を納付する義務を負う。

(療養給付費拠出金の額)

第八十一条の三 前条第一項の規定により被用者保険等保険者から徴収する療養給付費拠出金の額は、当該年度の概算療養給付費拠出金の額とする。ただし、前々年度の概算療養給付費拠出金の額が前々年度の確定療養給付費拠出金の額を超えるときは、当該年度の概算療養給付費拠出金の額からその超える額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算療養給付費拠出金の額が前々年度の確定療養給付費拠出金の額に満たないときは、当該年度の概算療養給付費拠出金の額にその満たない額を加算して得た額とする。

(概算療養給付費拠出金)

第八十一条の四 前条の概算療養給付費拠出金の額は、被用者保険等保険者ごとの当該年度の

標準報酬総額(健康保険法の規定による被保険者又は船員保険法の規定による被保険者にあつては、被保険者ごとのこれらの法律に規定する標準報酬月額額の当該年度の合計額の総額とし、第六条第三号に規定する共済組合にあつては、組合員ごとの同号に規定する法律に規定する俸給、給料又は標準給与の月額の当該年度の合計額の総額を、組合にあつては、組合員ごとのこれらの報酬に相当するものとして厚生省令で定めるもの)の当該年度の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。以下同じ。の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額に概算拠出率を乗じて得た額とする。

2 前項の概算拠出率は、厚生省令で定めるところにより、当該年度の各市町村における被用者保険等拠出対象額の見込額の合計額を当該年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率とする。

(確定療養給付費拠出金)
第八十一条の五 第八十一条の三の確定療養給付費拠出金の額は、各被用者保険等保険者の前々年度の標準報酬総額に確定拠出率を乗じて得た額とする。

2 前項の確定拠出率は、厚生省令で定めるところにより、前々年度の各市町村における被用者保険等拠出対象額の合計額を前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

(事務費拠出金の額)
第八十一条の六 第八十一条の二第一項の規定により各被用者保険等保険者から徴収する事務費拠出金の額は、厚生省令で定めるところにより、当該年度における第八十一条の十第一項に規定する基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額に前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額を前々年度の

被用者保険等保険者の標準報酬総額の合計額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(通知等)

第八十一条の七 市町村は、厚生省令で定めるところにより、基金に対し、各年度における被用者保険等拠出対象額その他厚生省令で定める事項を通知しなければならない。

2 市町村は、前項の規定による通知の事務を第四十五条第五項に規定する者に委託することができる。

(老人保健法の準用)

第八十一条の八 老人保健法第五十八条から第六十二条まで、第七十九条第三項及び第四項並びに第八十条の規定は、拠出金に関して準用する。この場合において、これらの規定中「被保険者」とあるのは、「被用者保険等保険者」と読み替へるものとする。

(社会保険審議会の意見聴取等)

第八十一条の九 厚生大臣は、被用者保険等保険者の拠出金等に関する重要事項について、社会保険審議会の意見を聴くものとする。

2 社会保険審議会は、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)第二条の規定にかかわらず、前項の規定により意見を求められた事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生大臣に文書をもつて建議することができる。

第三節 社会保険診療報酬支払基金の 退職者医療関係業務

(基金の業務)

第八十一条の十 基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十三条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 被用者保険等保険者から拠出金を徴収すること。

二 市町村に対し第七十二条の二第一項の療

養給付費交付金を交付すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する業務は、退職者医療関係業務という。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)
第八十一条の十一 第七十二条の三第一項に規定する命令は、社会保険診療報酬支払基金法第二十二條の規定の適用については、同法第二十一条第一項に規定する命令とみなし、退職者医療関係業務は、同法第二十三条第二項の規定の適用については、同法第十三条に規定する業務とみなす。

(老人保健法の準用)
第八十一条の十二 老人保健法第六十五条から第七十六条まで及び第七十八条の規定は、基金の退職者医療関係業務に関して準用する。この場合において、同法第六十五条中「被保険者」とあるのは、「被用者保険等保険者」と、同法第六十七条中「被保険者」とあるのは、「被用者保険等保険者」と、「加入者数」とあるのは、標準報酬総額」と、「第六十四条第一項第一号」とあるのは、「国民健康保険法第八十一条の十第一項第一号」と、同法第七十一条第一項中「業務(第六十四条第二項に規定する業務を除く。次項及び次条第一項において同じ。）」とあるのは「業務」と、同条第三項中「第六十四条第一項第二号に掲げる業務又は同条第二項」とあるのは「国民健康保険法第八十一条の十第一項第二号」と、同法第七十六条第一項中「第六十五条」とあるのは「国民健康保険法第八十一条の十二において準用する第六十五条」と読み替へるものとする。

第八十一条の十三 第八十一条の十の下に「若しくは特定承認療養取扱機関を加え、同条第二項中「療養取扱機関」の下に「又は特定承認療養取扱機関」を加える。

第九十一条第一項中「徴収金」の下に「拠出金

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

を除く。」を加える。

第百十條第二項中「保険者の行う」を削る。

第百十四條第二項中「療養の給付」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第百二十條中「受理」の下に「特定承認療養取扱機関の承認」を加える。

第百二十一條中「療養取扱機関」の下に「若しくは特定承認療養取扱機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 職務上前項の秘密を知得した第四十五條第七項の規定により厚生大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う者又はこれを行つていた者が、正当な理由なしに、その秘密を漏らしたとき、前項と同様とする。

第百二十一條の次に次の一條を加える。

第百二十一條の二 次の各号のいづれかに該当する場合、その違反行為をした健康保険法による保険者たる健康保険組合、第六條第三号に規定する共済組合又は組合の役員、清算人又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十一條の八において準用する老人保健法第七十九條第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第八十一條の十二において準用する老人保健法第六十七條の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出したとき。

2 第八十一條の十二において準用する老人保健法第七十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金

に処する。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第四條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)」を削り、「基いて」を「基づいて」に改める。

第十三條第二項中「療養の給付」を「療養」に改める。

第十四條第一項中「第三項の審査」の下に「(厚生大臣の定める診療報酬請求書の審査を除く。)」を加える。

第十四條の六を次のように改める。

第十四條の六 基金は、第十四條第一項に規定する厚生大臣の定める診療報酬請求書について第十三條第一項第三号、第二項及び第三項の審査を行うため、主たる事務所に、特別審査委員会を設けるものとする。

2 第十四條第二項及び第三項並びに第十四條の二から前条までの規定は、特別審査委員会について準用する。この場合において、第十四條第二項中「幹事長」とあるのは「理事長」と、同条第三項、第十四條の三第一項及び第十四條の四中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第十四條の二中「従たる事務所の幹事」とあるのは「理事」と、第十四條の五中「幹事」とあるのは「理事」と、それぞれ読み替へるものとする。

第三章第十四條の六の次に次の一條を加える。

第十四條の七 第十四條から前条までに定めるもののほか、審査委員会及び特別審査委員会に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第十六條第一項中「二月」を「三月」に改める。

第二十三條の二中「審査委員」の下に「理事」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。ただし、第一條中健康保険法第三條第一項の改正規定(同項の表に係る部分に限る。)、第二條中船員保険法第四條第一項の改正規定、同法第五十九條の改正規定(年金保険料率に係る部分に限る。)、同法第五十九條の次に一條を加える改正規定、同法第六十條の改正規定(年金保険料率に係る部分に限る。)、同法附則第十八條から第二十條までの改正規定並びに附則第八條から第十一條までの規定は同年十月一日から、第一條中健康保険法第四十三條ノ十四條を加える改正規定(同法第四十四條第十一項に係る部分に限る。)、第三條中健康保険法第五十條第一項の改正規定、同法第五十三條の改正規定(同法第九項に係る部分に限る。)、及び同法第五十條第八章第八十一條の次に二節を加える改正規定(第八十一條の九から第八十一條の十二までに係る部分に限る。))並びに附則第六十條(社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)第十四條の改正規定に限る。))の規定は公布の日から施行する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 昭和五十九年十月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十條の規定による被保険者の資格を有する者を除く。)(のうち、同年七月一日から同年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者又は同法第三條第四項の規定により同年八月若しくは

同年九月から標準報酬が改定された者であつて、同年同月の標準報酬月額が六万四千円以下であるものの標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の健康保険法(以下「新健保法」という。))第三條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬額は、昭和五十九年十月一日から昭和六十年九月三十日までの標準報酬とする。

第三條 新健保法第四十三條ノ八第一項及び第四十三條ノ十七(これらの規定を準用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。))に規定する一部負担金の割合は、これらの規定にかかわらず、昭和六十一年三月三十一日までの間は百分の十とする。

第四條 新健保法第四十四條第二項(同項の規定を準用し、又は同項の規定の例による場合を含む。))に規定する特定療養費の割合は、同項の規定にかかわらず、昭和六十一年三月三十一日までの間は百分の九十とする。

第五條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る健康保険法の規定による療養費の額については、なお従前の例による。

第六條 新健保法第七十九條ノ二及び第七十九條ノ三の規定にかかわらず、昭和六十年九月三十日までの間における日雇特別被保険者に関する保険料額並びに日雇特別被保険者及びその事業主の負担すべき額は、一日につき、日雇特別被保険者の標準賃金日額の等級に応じ次の表に定めるところとする。

標準賃金日額の等級		保険料額	日雇特別被保険者の負担すべき額	事業主の負担すべき額
第一級	第二級			
二二〇円	一七〇円		五五円	六五円
			八〇円	九〇円

第三級	二七〇円	一二五円	一四五円
第四級	三九〇円	一八〇円	二二〇円
第五級	五二〇円	二四〇円	二八〇円
第六級	六五〇円	三〇〇円	三五〇円
第七級	八〇〇円	三六五円	四三五円
第八級	九八〇円	四五〇円	五三〇円
第九級	一二一〇円	五五五円	六五五円
第一〇級	一、四四〇円	六六〇円	七八〇円
第一一級	一、六七〇円	七六五円	九〇五円

第七条 昭和五十九年度の概算日雇拠出金に関する新健康保険法第七十九条ノ十の規定の適用については、同条中「前年度ニ納付セラレタル日雇特例被保険者ニ関スル保険料」とあるのは、「昭和五十八年度ニ納付セラレタル旧日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)ノ規定ニ依ル保険料」とする。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 昭和五十九年十月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続きこの法律による改正前の船員保険法(以下「旧船保法」という。)第十七条の規定による被保険者の資格を有する者のうち、同年九月の標準報酬月額が六万四千円以下である者又は四十四万円である者(報酬月額が四十五万五千円未満である者を除く。)については、同年十月からの標準報酬を改定する。

第九条 船員保険法第四十一条の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第三条ノ二の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより当該標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。

厚生大臣は、前項の規定による政令の制定又

は改正について立案を行う場合には、社会保険審議会の意見を聴くものとする。

第三 第一項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、船員保険法第四十一条中「区分」とあるのは、「区分健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号) 附則第九条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ区分」とする。

第四 前項の規定は、年金たる保険給付の額の計算及び年金たる保険給付に要する費用に係る保険料の徴収に關しては、適用しない。

第十条 昭和五十九年十月一日以後の被保険者であつた期間を有する者の平均標準報酬月額又は最終標準報酬月額を計算する場合における当該被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額については、この法律による改正後の船員保険法(以下「新船保法」という。)第四条第一項の規定を適用せず、旧船保法第四条第一項の規定の例による。

2 昭和五十九年十月一日以後における新船保法第三十四条第三項の規定による老齢年金の支給、新船保法第三十八条第一項若しくは第二項の規定による老齢年金の支給の停止、新船保法

第三十九条ノ二の規定による通算老齢年金の支給又は新船保法第三十九条ノ五第一項若しくは第二項の規定による通算老齢年金の支給の停止については、これらの規定中「標準報酬」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号) 第二条の規定による改正前の第四条第一項の規定による標準報酬」とする。

3 昭和五十九年十月一日以後における船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号) 附則第十七条第一項の規定による特例老齢年金の支給、厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号) 第十六条第一項の規定による新船保法第三十四条第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の支給の停止、厚生年金保険及び船員保険交渉法第十九条の三第二項の規定による通算老齢年金の支給の停止又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号) 附則第十四条の規定による通算老齢年金の支給については、船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号) 附則第十七条第一項第四号、厚生年金保険及び船員保険交渉法第十六条第一項及び第十九条の三第二項並びに通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百八十二号) 附則第十四条の規定による通算老齢年金の支給については、「健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号) 第二条の規定による改正前の船員保険法第四条第一項の規定による標準報酬」とする。

第十一 昭和五十九年十月以降の月分の保険料(次項に規定するものを除く。)の額の計算については、新船保法第五十九条第二項中「保険料率ヲ乗ジテ得タル額」とあるのは、「第四項第一号又ハ第二号ニ掲グル保険料率ヨリ第五十九条ノ二第二項ニ定ムル率ヲ控除シタル率ヲ乗ジテ得タル額ト年金標準報酬月額(健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第

号) 第二条ノ規定ニ依ル改正前ノ第四条第一項ノ規定ニ依ル標準報酬月額ヲ調フ以下同ジ)ニ第五十九条ノ二第二項ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額」と、新船保法第六十条第一項中「標準報酬月額二年金保険料率」とあるのは「年金標準報酬月額二年金保険料率」とする。

2 新船保法第二十条の規定による被保険者に係る昭和五十九年十月以降の月分の保険料の額の計算については、新船保法第四十一条中「左ノ区分」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号) 第二条ノ規定ニ依ル改正前ノ区分」とする。

第十二 新船保法第二十八条ノ三第一項及び第二十八条ノ七に規定する一部負担金の割合は、これらの規定にかかわらず、昭和六十一年三月三十一日までの間は百分の十とする。

第十三 新船保法第二十九条第二項に規定する特定療養費の割合は、同項の規定にかかわらず、昭和六十一年三月三十一日までの間は百分の九十とする。

第十四 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る船員保険法の規定による療養費の額については、なお従前の例による。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十五 法の改正による改正後の国民健康保険法(以下「新国保法」という。)第八条の二に規定する者が施行日前に受けた療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。

第十六 第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える市町村については、新国保法第七十条の規定にかかわらず、国は、当分の間、政令で定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の範囲内において、同条の規定により当該市町村について負担すべき額を減額することができる。

一 当該年度における新国保法第七十二条の二第一項の療養給付費交付金の額から当該年度における同項に規定する退職被保険者等に係

る療養の給付、特定療養費及び療養費の支給に要する費用の額の百分の四十に相当する額を控除した額について、当該退職被保険者等に係る一部負担金の割合が新国保法第四十二条第一項第一号に掲げる被保険者に係る一部負担金の割合に等しいものとして政令で定めるところにより算定した額

二 当該年度における新国保法第四十二条第一項第一号に掲げる被保険者に係る療養の給付、特定療養費及び療養費の支給に要する費用の額並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額の七十分の十を乗じて得た額の合算額の百分の四十に相当する額から当該年度における新国保法第七十条に規定する額を控除した額

2 新国保法第七十条第二項の規定は、前項各号に掲げる額の算定について準用する。

3 新国保法第七十二条第二項に規定する調整交付金の総額は、当分の間、同項の規定により算定される額と第一項の規定により減額される額の見込額の総額の合算額とする。

(日雇労働者健康保険法の廃止)

第十七条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二十七号)は、廃止する。

(日雇労働者健康保険法の廃止に伴う経過措置)

第十八条 施行日前に旧日雇労働者健康保険法(以下「旧日雇健保法」という。)の規定によつてした処分及び旧日雇健保法の規定に基づき発行した文書等のうち次の表の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げるものとみなす。

旧日雇健保法第四十二条第二項の規定による都道府県知事の決定

旧日雇健保法第七十条に規定する社会保険庁長の承認

旧日雇健保法第八十二条第二項の規定により交付した日雇労働者健康保険被保険者手帳

旧日雇健保法の規定により納付された保険料の額に対応する賃金日額の等級に対応する給付基礎日額

旧日雇健保法第十條第四項の規定により押印した日雇労働者健康保険受給資格者票

旧日雇健保法第十七條の四第二項の規定により交付した特別療養費受給票

新健保法第六十九条の五第二項の規定による都道府県知事の決定

新健保法第六十九条の八に規定する社会保険庁長官の承認

新健保法第六十九条の九第二項の規定により交付した日雇特別被保険者手帳

新健保法第六十九条の六第一項に規定する同一の等級(特例第一級)に対応する給付基礎日額については、第一級の標準賃金日額

新健保法第六十九条の十二第三項の規定による表示をした受給資格者票

新健保法第六十九条の二十六第三項の規定により交付した特別療養費受給票

2 旧日雇健保法第六條の規定によつて被保険者となつた者の旧日雇健保法第八條第一項に規定する日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付の申請については、なお従前の例による。この場合において、その申請は、新健保法第六十九条の九第一項に規定する申請とみなす。

第十九条 施行日前に旧日雇健保法の規定によつてした保険給付は、新健保法の相当する規定に

よつてした保険給付とみなす。

2 施行日前に給付事由が生じた旧日雇健保法の規定による保険給付(以下「旧保険給付」という。)については、附則第二十八條の規定によるものほか、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧日雇健保法の規定による療養の給付又は家族療養費、特別療養費若しくは高額療養費の支給に係る療養に要した費用

に關する旧日雇健保法第十條第五項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局の請求については、なお従前の例による。

第二十條 この法律の施行の際現に疾病又は負傷に關して旧日雇健保法の規定による療養の給付(療養費の支給を含む。)以下この条において同じ。又は家族療養費の支給を受けている者であつて、当該疾病(その原因となつた疾病又は負傷を含む。)又は負傷について療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日(その開始の日以前に当該疾病(その原因となつた疾病又は負傷を含む。)又は負傷につき旧日雇健保法の規定による特別療養費の支給が行われたときは、当該特別療養費の支給の開始の日。以下この条において同じ。)から起算して五年を経過しないものに對しては、新健保法第六十九条の十二第二項(第六十九条の二十一第二項において準用する場合を含む。)の規定に該當しない場合において、当該療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算して五年を経過するまでの間、当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關し、新健保法第六十九条の十二第一項若しくは第六十九条の十三第一項又は第六十九条の二十二第二項の規定による療養の給付若しくは特定療養費の支給又は家族療養費の支給を行うものとする。

をえんだ場合における当該合算額の七百八十分の六」と、新健保法第六十九条の十八第二項中「分べんの月前の標準賃金日額の合算額二月分の百分の一」とあるのは「分べんの日の属する月の前四月間の保険料が納付された日のうちからその納付された日に係る当該日雇特別被保険者の標準賃金日額の合算額が最大となるように二十八の日を選んだ場合における当該合算額の二百八十分の六」とする。

第二十二條 詐欺その他不正の行為によつて旧保険給付を受けた者からの当該旧保険給付に要した費用の全部又は一部の徴収、当該旧保険給付に關し虚偽の証明又は不正な健康保険印紙のちよう付若しくは消印をした事業主及び被保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をした保険医に對する徴収金を納付すべきことの命令並びに詐欺その他不正の行為によつて旧日雇健保法の規定による療養の給付に關する費用の支払又は旧日雇健保法第十七條第三項(旧日雇健保法第十七條の六において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けた旧日雇健保法第十條第五項第一号に掲げる保険医療機関及び保険薬局からのその支払つた額の返還及びその額に百分の十を乗じた額の支払については、なお従前の例による。

第二十三條 施行日前の期間に係る旧日雇健保法の規定による保険料に係る決定及び追徴金の徴収並びに当該保険料その他旧日雇健保法の規定による徴収金に係る督促、滞納処分及び延滞金の徴収については、なお従前の例による。

第二十四條 旧日雇健保法の規定(これらの規定の例によることとされる場合を含む。)による処分であつて、旧日雇健保法第三十九条第一項及び第四十条に規定するものについての不服申立て及び当該処分取消しの訴えについては、なお従前の例による。

第二十五條 旧日雇健保法の規定(これらの規定の例によることとされる場合を含む。)に係る日

雇労働者健康保険の施行に關し必要な旧日雇健康保険法第四十四条から第四十八条までにおいて規定する事項については、なお従前の例による。

第二十六条 施行日前に行われた旧日雇健康保険の規定による療養の給付又は家族療養費、特別療養費若しくは高額療養費の支給に係る療養に要する費用のうち、施行日の属する月の末日までに旧日雇健康保険法第十五条第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局が当該療養に關し請求したものに係る国庫の負担については、なお従前の例による。

2 旧日雇健康保険の規定による日雇労働者健康保険の保険者が老人保健法の規定により納付すべきであった提出金であつて施行日の属する月の末日までに納付するものに係る国庫の負担については、なお従前の例による。

第二十七条 旧日雇健康保険の規定により納付された保険料は、新健康保険の規定により納付された日雇特別被保険者に関する保険料とみなす。

第二十八条 旧保険給付のうち傷病手当金、出産手当金及び高額療養費の支給は、新健康保険法第七十条ノ四第一項の規定の適用については、同項に規定する傷病手当金、出産手当金及び高額療養費又は家族高額療養費の支給とみなす。

第二十九条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 施行日前に行われた旧日雇健康保険の規定による療養の給付及びこれに相当する給付の費用については、この法律による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第一条中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)」とあるのは、「健康保険法(大正十一年法律第七十号)、旧日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)」と読み替えて、同法の規定を適用する。

(厚生保険特別会計法の一部改正)
第三十一条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)ノ規定ニ依ル提出金」の下に「及国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)ノ規定ニ依ル提出金」を加え、「日雇労働者健康保険事業(同法ノ規定ニ依ル提出金ノ納付ヲ含ム以下ニ同ジ)」を削る。

第二条中「日雇健康勘定」を削る。

第三条中「一般会計ヨリノ受入金」を「一般会計及郵政事業特別会計ヨリノ受入金、健康保険法(大正十一年法律第七十号)ノ規定ニ依ル提出金」に改め、「老人保健法ノ規定ニ依ル提出金」の下に「国民健康保険法ノ規定ニ依ル提出金」を、「保健施設費」の下に「福祉施設費」を加える。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条中「保健施設費又ハ」を「保健施設費、福祉施設費又ハ」に改め、「日雇労働者健康保険事業ノ保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツル為ノ日雇健康勘定ヨリノ受入金」を削り、「日雇労働者健康保険事業及厚生年金保険事業」を「厚生年金保険事業」に改め、「日雇労働者健康保険事業ノ保健施設費及福祉施設費」を削る。

第七条ノ二を削る。

第九条中「日雇健康勘定」を削る。

第十条第二項中「及老人保健法ノ規定ニ依ル提出金」を「老人保健法ノ規定ニ依ル提出金及国民健康保険法ノ規定ニ依ル提出金」に、「又ハ保健施設費」を「保健施設費又ハ福祉施設費」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十二条第二項及び第十三条中「日雇健康勘定」を削る。

第十八条ノ二中「日雇健康勘定」及び「日雇

労働者健康保険事業」を削る。

第十八条ノ五を次のように改める。

第十八条ノ六中「並ニ日雇健康保険事業ノ保健施設費及福祉施設費」を削る。

第十八条ノ八第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「(大正十一年法律第七十号)」を削り、同条第五項中「前三項」を第二項乃至前項に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

政府ハ健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)以下五十九年改正法ト称ス。附則第三十二条第五項ノ規定ニ依リ健康勘定ニ帰属シタル五十九年改正法附則第三十一条ノ規定ニ依ル改正前ノ第二条ニ規定スル日雇健康勘定(以下旧日雇健康勘定ト称ス)ノ昭和五十九年度末ニ於ケル借入金及健康勘定ニ於テ生ジタル旧日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)ニ基ク日雇労働者健康保険事業ニ係ル損失ニ相当スル額トシテ政令ヲ以テ定ムルモノニ係ル債務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

第十八条ノ九の次に次の一項を加える。

第十八条ノ十 政府ハ旧日雇労働者健康保険法ニ基ク日雇労働者健康保険事業ニ係ル損失ノ額トシテ政令ヲ以テ定ムルモノニ対応スル借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支払ノ財源ニ充ツルタメ当分ノ間一般会計ヨリ予算ニ定ムル金額ヲ限り健康勘定ニ繰入ルコトヲ得

(厚生保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 厚生保険特別会計の日雇健康勘定の昭和五十九年四月一日に始まる会計年度は、施行日の前日に終わるものとする。

2 厚生保険特別会計の日雇健康勘定の昭和五十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の決算

に關しては、なお従前の例による。

3 附則第十九条第二項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされた旧保険給付に要する費用及び旧日雇労働者健康保険法第十條第五項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局の請求に対する支払に要する費用は、厚生保険特別会計の健康勘定の歳出とし、附則第二十二條、第二十三條及び第二十六條の規定によりなお従前の例によることとされた費用の徴収、納付の命令並びに返還及び支払に係る金額、保険料、追徴金、徴収金及び延滞金並びに国庫負担金は、同勘定の歳入とする。

4 厚生保険特別会計の日雇健康勘定の昭和五十九年度の出納の完結の際同勘定に所屬する積立金の額に相當する金額は、厚生保険特別会計法第七條第一項の規定により同会計の健康勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

5 この法律の施行の際厚生保険特別会計の日雇健康勘定に所屬する権利義務は、同会計の健康勘定に歸屬するものとする。

6 前項の規定により健康勘定に歸屬する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ同勘定の歳入及び歳出とする。

(船員保険特別会計法の一部改正)

第三十三条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「提出金」の下に「及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による提出金」を加える。

第三条中「共済組合(以下「共済組合」という)からの受入金」の下に「積立金からの受入金」を、「規定による提出金」の下に「国民健康保険法の規定による提出金」を加える。

第六条中「及び老人保健法の規定による提出金」を「老人保健法の規定による提出金及び国民健康保険法の規定による提出金」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

この会計の積立金は、船員保険事業の経営上の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第三十四条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条 第四号を次のように改める。

四 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十九条ノ四第一項の規定により保険料を納付するとき。

第二条第二項中「日雇労働者健康保険法第三十一條第二項」を「健康保険法第七十九条ノ四第二項」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 この法律による改正前の印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三十一條第一項第五号に掲げる健康保険印紙の売りさばきの管理及び手続(買戻しに係るものに限る。)については、なお従前の例による。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第三十六条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「日雇労働者健康保険印紙」を「健康保険印紙」に、「日雇健康勘定」を「健康勘定」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 この法律による改正後の郵政事業特別会計法第四十条の規定の適用については、旧日雇健康法第三十一條第二項に規定する健康保険印紙は、新健康法第七十九条ノ四第二項に規定する健康保険印紙とみなす。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第三十八条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「第十一條第三項、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十五條」を「第十一條第四項」に改める。

(精神衛生法及び結核予防法の一部改正)

第三十九條 次に掲げる法律の規定中、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)を削る。

一 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第三十二條の四第一項

二 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十七條第一項

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第四十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中、「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十九條」を削る。

第三條中、「日雇労働者健康保険法第三十九條」を削る。

第十九條中、「日雇労働者健康保険法第三十九條」及び「日雇労働者健康保険法第四十條」を削る。

第三十條第一項中、「日雇労働者健康保険」を削る。

第三十二條第一項中、「日雇労働者健康保険法第三十九條第一項」を削り、同條第二項中、「日雇労働者健康保険法第四十條」を削り、同條第五項中、「日雇労働者健康保険法第三十四條第三項」を削る。

第四十六條中「三万円」を「二十万円」に改める。

第四十七條中「一万円」を「十万円」に改める。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正に伴う経過措置)

第四十一條 社会保険審査官は、この法律による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法(以下この条において「新審査会法」という。)第一條第一項の規定にかかわらず、同項に規定するもののほか、附則第二十四條の規定によりなお従前の例によることとされた旧日雇健康法第三十九條第一項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

2 前項の審査請求に関する新審査会法第三條の規定の適用については、同條中「健康保険法第八十條」とあるのは、「健康保険法第八十條、旧日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十九條」とする。

3 社会保険審査会は、新審査会法第十九條の規定にかかわらず、同條に規定するもののほか、附則第二十四條の規定によりなお従前の例によることとされた旧日雇健康法第三十九條の規定による再審査請求及び旧日雇健康法第四十條の規定による審査請求の事件を取り扱う。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)

第四十二條 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條の二第一項ただし書中、「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)」を削り、「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)」を「若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)」(以下この条において「社会保険各法」という。)

に、「国民健康保険法による」「社会保険各法による」に、「同法」を「当該社会保険各法」に改め、同條第五項中「国民健康保険の被保険者」を「社会保険各法の規定による被保険者又は組合員」に改め、「国民健康保険法による療養取扱機関である」を削り、「同法」及び「同法第四十二條

第一項」を「当該社会保険各法」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第四十三條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第九條第四号中「及び日雇労働者健康保険法」を削る。

別表第一中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二第五号中「及び日雇労働者健康保険法」及び「又は日雇労働者健康保険法」を削る。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四條 この法律による改正後の社会保険労務士法(以下「新労務士法」という。)第三條第一項、第五條第五号、第八條第四号及び第九號の規定並びに別表第二の適用については、これらの規定及び同表に規定する労働社会保険諸法令には、当分の間、旧日雇健康法を含むものとする。

2 新労務士法第九條第四号の規定は、昭和六十年において行われる社会保険労務士試験から適用し、昭和五十九年において行われる社会保険労務士試験については、なお従前の例による。

3 新労務士法別表第二第五号の適用については、当分の間、同号の免除資格者の欄の2中「健康保険法」とあるのは、「健康保険法又は旧日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)」とする。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第四十五條 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第二項中「保険医療機関」の下に「又は第五十五條の二第一項に規定する特定承認保険医療機関」を加え、同條第三項中「又は保険薬局」を「若しくは保険薬局又は第五十五條の二第一項に規定する特定承認保険医療機関が」「又は保険薬局」を「若しくは保険薬局又は

は特定承認保険医療機関に改める。
第五十一条第一号中「療養の給付」の下に、「特定療養費」を加える。

第五十四条第一項中「及び第五十六条」を「から第五十六条まで」に改め、「療養の給付」の下に「(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に係るものを除く。)」を加える。

第五十五条第一項第三号中「(大正十一年法律第七十号)」を削り、同条第二項中「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、「療養を」を「療養の給付」に、「一部負担金(以下「一部負担金」という。))」に相当する金額を「金額を一部負担金として」に、「一部負担金を」を「金額を一部負担金として」に改め、同条第三項中「保険医療機関」の下に「又は保険薬局」を加え、「一部負担金の支払」を「前項に規定する一部負担金の支払」に、「一部負担金の全部」を「当該一部負担金の全部」に改め、同条第四項中「一部負担金」を「第二項に規定する一部負担金」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前条第一項第五号又は第六号に掲げる療養の給付を受けた組合員は、健康保険法第四十三条ノ十七の規定の例により算定した金額を一部負担金として組合に支払うものとする。
第五十五条の次に次の一条を加える。

(特定療養費)

第五十五条の二 組合員が健康保険法第四十四条第一項に規定する特定承認保険医療機関(以下「特定承認保険医療機関」という。))から療養を受けたとき、又は前条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局(特定承認保険医療機関を除く。以下「保険医療機関等」という。))から健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費を支給する。

2 特定療養費の額は、当該療養について健康

保険法第四十四条第二項の規定により厚生大臣が定めるところにより算定される算定の例により算定した費用の額の百分の八十に相当する金額とする。ただし、現に療養に要した費用の額の百分の八十に相当する金額を超えることができない。

3 組合員が特定承認保険医療機関である前条第一項第一号に掲げる医療機関から療養を受けた場合又は同号に掲げる医療機関若しくは薬局(特定承認保険医療機関を除く。))から健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けた場合において、組合員がその組合員の支払うべき療養に要した費用のうち特定療養費として組合員に支給すべき金額の支払を免除したときは、組合員に対して特定療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が特定承認保険医療機関(前条第一項第一号に掲げる医療機関を除く。))から療養を受けた場合又は同項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関若しくは薬局(特定承認保険医療機関を除く。))から健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けた場合には、組合員は、その組合員が当該特定承認保険医療機関又は当該医療機関若しくは薬局に支払うべき療養に要した費用について特定療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該特定承認保険医療機関又は当該医療機関若しくは薬局に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し特定療養費を支給したものとみなす。

6 特定承認保険医療機関又は保険医療機関等は、第一項に規定する療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならぬ。

7 前条第一項第一号又は第二号に掲げる医療

機関が健康保険法第四十四条第一項の承認を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該医療機関においては療養の給付を行わない。

第五十六条第一項中「前条の規定により療養の給付を」を「療養の給付若しくは特定療養費の支給(以下この項において「療養の給付等」という。))」に、「同条第一項各号に掲げる医療機関及び薬局を」を「保険医療機関等及び特定承認保険医療機関に、」を「療養の給付に」を「療養の給付等」に改め、同条第二項中「前条第一項第二号」を「第五十五条第一項第二号」に改め、同条第三項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を」を「当該療養について算定した費用の額からその額に健康保険法第四十三条ノ八の規定による一部負担金の割合を乗じて得た額に、」を「これを」を「超える」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項の療養についての費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には第五十五条第五項の療養に要する費用の額の算定、特定療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

第五十六条の二 第一項中「療養の給付を受けた組合員の支払った一部負担金」を「療養の給付(療養の給付に代えて行われた療養費の支給を含む。次項において同じ。))を受けた組合員又は特定療養費の支給(特定療養費の支給に代えて行われた療養費の支給を含む。))を受けた組合員の支払った第五十五条第二項若しくは第六項に規定する一部負担金」に改め、「一部負担金に相当する」を削り、「含む。」を含む。次項において同じ。又は第五十五条の二第二項の規定により算定した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額(前条第三項の規定により控除された金額を含む。次項において同

じ。))に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 療養の給付を受けた組合員が併せて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その組合員が支払った一部負担金の額に第五十五条の二第二項の規定により算定した費用の額からその療養に要した費用について特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額を加えた額が著しく高額であるときは、高額療養費を支給する。
第五十七条第一項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に、「第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局」を「保険医療機関等又は特定承認保険医療機関」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第二号」の下に、「第四号及び第六号」を加え、同項各号を次のように改める。

一 保険医療機関等から第五十四条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養(健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養及び第五十四条第一項第四号に掲げる療養に伴う療養を除く。))を受ける場合(第五号に掲げる場合を除く。))その療養について算定した費用の額の百分の七十に相当する金額

二 保険医療機関等から第五十四条第一項第四号に掲げる療養(健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を除く。))を受ける場合(第六号に掲げる場合を除く。))その療養及びその療養に伴う第五十四条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養について算定した費用の額の百分の八十に相当する金額
三 特定承認保険医療機関から第五十四条第一項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる療養(同項第四号に掲げる療養に伴う療養を除く。))を受ける場合又

は保険医療機関等から同項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するもの(第五十四条第一項第四号に掲げる療養に伴う療養を除く。)を受ける場合(第五号に掲げる場合を除く。)その療養について算定した費用の額の百分の七十に相当する金額

四 特定承認保険医療機関から第五十四条第一項第四号に掲げる療養を受ける場合又は保険医療機関等から同号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するものを受ける場合(第六号に掲げる場合を除く。)その療養及びその療養に伴う第五十四条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養について算定した費用の額の百分の八十に相当する金額

五 保険医療機関等から第五十四条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養(健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養及び第五十四条第一項第四号に掲げる療養に伴う療養を除く。)及び同項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するもの(第五十四条第一項第四号に掲げる療養に伴う療養を除く。)を受ける場合 第一号及び第三号に規定する金額の合算額

六 保険医療機関等から第五十四条第一項第四号に掲げる療養(健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を除く。)及び第五十四条第一項第四号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するものを受ける場合 第二号及び第四号

に規定する金額の合算額

第五十七条第六項中「及び第五項」を、「第五十五條の二第六項及び第七項」に、「療養に要する費用の一部負担金に相当する金額を、当該療養について算定した費用の額からその額に健康保険法第四十三条ノ八の規定による一部負担金の割合を乗じて得た額に改め、同条第二項第二号の下に、「第四号及び第六号」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は薬局」を「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」に、「代り」を「代わり」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号から第四号までに規定する療養についての費用の額の算定に関しては、同項第一号及び第二号に規定するものにあつては第五十五條第五項の療養に要する費用の額の算定、前項第三号及び第四号に規定するものにあつては第五十五條の二第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

第五十八條中「若しくは保険薬局」を、「保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」に、「若しくは」を「若しくは」に、「当たらなければ」を「当たらなければ」に改める。

第五十九條第一項中「療養の給付」の下に「特定療養費」を加え、「その他健康保険又は」を「健康保険の被保険者(健康保険法第六十九條の七に規定する日雇特別被保険者を除く。）」及び「に改める。

第六十條第一項中「療養費若しくは家族療養費」を「特定療養費、療養費、高額療養費若しくは家族療養費に改め、同条第二項中「療養の給付又は」の下に「特定療養費若しくは」を加え、「行なわれる」を「行われる」に、「行なわれない」を「行われない」に改める。

第六十條の二第二項中「療養に要した費用の額」を「療養につき第五十七條第三項の規定によ

り算定した費用の額」に改め、同条第二項中「第五十六條の二第二項」を「第五十六條の二第三項」に改める。

第六十四條第三項中「若しくは療養費」を「特定療養費若しくは療養費」に改める。

第六十五條の見出しを「(日雇特別被保険者に係る給付との調整)」に改め、同条中「又は家族埋葬料」を「育児手当金又は家族埋葬料」に、「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)」を「健康保険法第四章の二」に、「又は分べん費」を「又は特定療養費、分べん費、育児手当金」に改める。

第八十一條第二項並びに第八十七條第一項及び第二項中「療養の給付」の下に「特定療養費」を加える。

第九十九條第二項第一号中「拠出金」の下に「及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による拠出金」を加える。

第一百十七條第一項中「若しくは保険薬局から」を「保険薬局若しくは特定承認保険医療機関若しくは当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者(以下「開設者であつた者等」という。))から」に、「若しくは保険薬局の」を「保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の」に改め、「従業者」の下に「(開設者であつた者等を含む。))」を加え、「若しくは保険薬局に」を「保険薬局若しくは特定承認保険医療機関に」に改める。

第一百二十條及び第一百二十三條中「第二十九條ノ三」を「第二十九條ノ五」に改める。

第一百二十六條の五第二項中「拠出金」の下に「及び国民健康保険法の規定による拠出金」を加え、同条第四項第四号中「その他健康保険又は」を「健康保険の被保険者(健康保険法第六十九條の七に規定する日雇特別被保険者を除く。))及び」に改める。

附則第十四條の二第二項中「拠出金」の下に「及び国民健康保険法の規定による拠出金」を加える。

「及び国民健康保険法の規定による拠出金」を加える。

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十六條 この法律による改正後の国家公務員等共済組合法第五十五條の二第二項に規定する特定療養費の割合は、同項の規定にかかわらず、昭和六十一年三月三十一日までの間は百分の九十とする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四十七條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改める。

第四十九條第二項中「保険医療機関」の下に「又は第五十七條の二第二項に規定する特定承認保険医療機関」を加え、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条第三項中「又は保険薬局が」を「若しくは保険薬局又は第五十七條の二第二項に規定する特定承認保険医療機関が、又はは保険薬局に」を「若しくはは保険薬局又は特定承認保険医療機関に」に改める。

第五十三條第一号中「療養の給付」の下に「特定療養費」を加える。

第五十五條の二中「次条第一項又は」の下に「第五十七條の二」を加え、「療養費」を「特定療養費、療養費」に、「行なわれる」を「行われる」に、「行なわれない」を「行われない」に改める。

第五十六條第一項中「及び第五十八條」を「から第五十八條まで」に改め、「療養の給付」の下に「(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養に係るものを除く。))」を加える。

第五十七條第一項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「大正十一年法律第七十号」を削り、同条第二項中「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、「一部負担金(以下「一部負担金」という。))に相当する金額を」を「金額を一部負担金として、」に、「一部負担金を」を「当該一

部負担金を「に改め、同条第三項中「保険医療機関」の下に「又は保険薬局」を加え、「一部負担金の支払」を「前項に規定する一部負担金の支払」に、「一部負担金の全部」を「当該一部負担金の全部」に改め、同条第四項中「一部負担金」を「第二項に規定する一部負担金」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前条第一項第五号又は第六号に定める給付を受けた組合員は、健康保険法第四十三条ノ十七の規定の例により算定した金額を一部負担金として組合に支払うものとする。
第五十七條の次に次の一條を加える。
(特定療養費)

第五十七條の二 組合員が健康保険法第四十四條第一項に規定する特定承認保険医療機関(以下「特定承認保険医療機関」という。)から療養を受けたとき、又は前条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局(特定承認保険医療機関を除く。以下「保険医療機関等」という。)から健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費を支給する。

2 特定療養費の額は、当該療養について健康保険法第四十四條第二項の規定により厚生大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額の百分の八十に相当する金額とする。ただし、現に療養に要した費用の額の百分の八十に相当する金額を超えることができない。

3 組合員が特定承認保険医療機関である前条第一項第一号に掲げる医療機関から療養を受けた場合又は同号に掲げる医療機関若しくは薬局(特定承認保険医療機関を除く。)から健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けた場合において、組合員がその組合員の支払うべき療養に要した費用のうち特定療養費として組合員に支給すべき

金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し特定療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が特定承認保険医療機関(前条第一項第一号に掲げる医療機関を除く。)から療養を受けた場合又は同項第二号若しくは同項第三号に掲げる医療機関若しくは薬局(特定承認保険医療機関を除く。)から健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けた場合は、組合は、その組合員が当該特定承認保険医療機関又は当該医療機関若しくは薬局に支払うべき療養に要した費用について特定療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該特定承認保険医療機関又は当該医療機関若しくは薬局に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し特定療養費を支給したものとみなす。

6 特定承認保険医療機関又は保険医療機関等は、第一項に規定する療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならぬ。

7 前条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関が健康保険法第四十四條第一項の承認を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該医療機関においては療養の給付を行わない。

第五十八條第一項中「前条の規定により療養の給付」を「療養の給付若しくは特定療養費の支給(この項において「療養の給付等」という。)」に、「同条第一項各号に掲げる医療機関及び薬局」を「保険医療機関等及び特定承認保険医療機関」に、「療養の給付」を「療養の給付等」に改め、同条第二項中「前条第一項第二号又は第三号」を「第五十七條第一項第二号又は第三号」に改め、同条第三項中「療養に要する費用から

一部負担金に相当する金額」を「当該療養について算定した費用の額からその額に健康保険法第四十三條ノ八の規定による一部負担金の割合を乗じて得た額」に、「こゝろ」を「こゝろ」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項の療養についての費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には第五十七條第五項の療養に要する費用の額の算定、特定療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

第五十八條の二第一項中「療養の給付を受けた組合員の支払つた一部負担金」を「療養の給付(療養の給付に代えて行われた療養費の支給を含む。次項において同じ。)を受けた組合員又は特定療養費の支給(特定療養費の支給に代えて行われた療養費の支給を含む。)を受けた組合員の支払つた第五十七條第二項若しくは第六項に規定する一部負担金」に改め、「一部負担金に相当する」を削り、「含む。」を含む。次項において同じ。又は第五十七條の二第二項の規定により算定した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額(前条第三項の規定により控除された金額を含む。次項において同じ。)」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 療養の給付を受けた組合員が併せて健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その組合員が支払つた一部負担金の額に第五十七條の二第二項の規定により算定した費用の額からその療養に要した費用について特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額を加えた金額が著しく高額であるときは、高額療養費を支給する。

第五十九條第一項中「第三項及び第四項」を

「第四項及び第五項」に、「第五十七條第一項各号に掲げる医療機関又は薬局」を「保険医療機関等又は特定承認保険医療機関」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「費用」を「費用の額」に改め、「第二号」の下に「第四号及び第六号」を加え、同項各号を次のように改める。

一 保険医療機関等から第五十六條第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養(健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養及び第五十六條第一項第四号に掲げる療養に伴う療養を除く。)を受ける場合(第五号に算定した費用の額の百分の七十に相当する金額

二 保険医療機関等から第五十六條第一項第四号に掲げる療養(健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養を除く。)を受ける場合(第六号に掲げる療養を除く。)その療養及びその療養に伴う第五十六條第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養について算定した費用の額の百分の八十に相当する金額

三 特定承認保険医療機関から第五十六條第一項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる療養(同項第四号に掲げる療養に伴う療養を除く。)を受ける場合又は保険医療機関等から同項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するもの(第五十六條第一項第四号に掲げる療養に伴う療養であつて健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するものを除く。)を受ける場合(第五号に掲げる場合を除く。)その療養について算定した費用の額の百分の七十に相当する金額

四 特定承認保険医療機関から第五十六条第一

項第四号に掲げる療養を受ける場合又は保険医療機関等から同号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するものを受ける場合(第六号に掲げる場合を除く。)

その療養及びその療養に伴う第五十六条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養について算定した費用の額の百分の八十に相当する金額

五 保険医療機関等から第五十六条第一項第一

号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養(健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養及び第五十六条第一項第四号に掲げる療養を除く。)

及び同項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するもの(第五十六条第一項第四号に掲げる療養に伴う療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するものを除く。)

を受ける場合 第一号及び第三号に掲げる金額の合算額

六 保険医療機関等から第五十六条第一項第

四号に掲げる療養(健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を除く。及び第五十六条第一項第四号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するものを受ける場合 第二号及び第四号に掲げる金額の合算額

第五十九条第六項中「第五十七条第一項及び

第五項を」第五十七条第一項、第五十七条の二第六項及び第七項に、「療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を」当該療養について算定した費用の額からその額に健康保険法第四十三条ノ八の規定による一部負担金の割合を乗じて得た額に改め、「同条第二項第二号」の下に、「第四号及び第六号」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は薬局」を「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号から第四号までに規定する療養

についての費用の額の算定に関しては、同項第一号及び第二号に規定するものにあつては第五十七条第五項の療養に要する費用の額の算定、前項第三号及び第四号に規定するものにあつては第五十七条の二第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

第六十条中「若しくは保険薬局」を「保険薬局

若しくは特定承認保険医療機関」に改める。

第六十一条第一項中「療養費」を「特定療養

費、療養費」に、「その他健康保険又は」を「健康保険の被保険者(健康保険法第六十九条の七に規定する日雇特例被保険者を除く。)

及び」に改める。

第六十二条中「療養の給付又は」の下に「特定療養費」を加え、「行なわれない」を「行わない」に改める。

第六十二条の二第一項中「療養に要した費用の額」を「療養について第五十九条第三項の規定

により算定した費用の額」に改め、同条第二項

中「第五十八条の二第二項」を「第五十八条の二第三項」に改める。

第六十六条第三項中「若しくは療養費」を「特

定療養費若しくは療養費」に改める。

第六十七条の見出しを「日雇特例被保険者に

係る給付との調整」に改め、同条中「又は家族埋葬料」を「育児手当金又は家族埋葬料」に、「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)」を「健康保険法第四章の二」に、「又は分べん費」を「又は特定療養費、分べん費、育児手当金」に改める。

第八十六条第二項並びに第九十二条第一項及

び第二項中「若しくは療養費」を「特定療養費若しくは療養費」に改める。

第一百十三条第二項第一号中「提出金」の下に

「及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による拠出金」を加える。

第一百三十六条第一項中「第二十九条ノ三」を

「第二十九条ノ五」に改め、同条第二項中「第二十九条ノ三」を「第二十九条ノ五」に、「行なう」を「行う」に改める。

第一百三十九条中「第二十九条ノ三」を「第二十

九条ノ五」に改める。

第一百四十四条の二第二項中「拠出金」の下に

「及び国民健康保険法の規定による拠出金」を加え、同条第四項第四号中「その他健康保険又は」を「健康保険の被保険者(健康保険法第六十九条の七に規定する日雇特例被保険者を除く。)

及び」に改める。

表の第八十六条第二項及び第九十二条第一項の

項中「若しくは療養費」を「特定療養費若しくは療養費」に改める。

第一百四十四条の二十八第一項中「若しくは保

険薬局から」を「保険薬局若しくは特定承認保険医療機関若しくは当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)

から」に、「若しくは保険薬局の」を「保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の」に改め、「従業者」の下に「開設者であつた者等を含む。」を加え、「若しくは保険薬局に」を「保険薬局若しくは特定承認保険医療機関に」に改める。

附則第十四条の三第一項中「拠出金」の下に

「及び国民健康保険法の規定による拠出金」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十八条 この法律による改正後の地方公務員等共済組合法第五十七条の二第二項に規定する特定療養費の割合は、同項の規定にかかわらず、昭和六十一年三月三十一日までの間は百分の九十とする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第四十九条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「拠出金」の下に「及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による拠出金」を加える。

第二十五条第一項の表第二百六条の五第二項の項中「提出金」の下に「及び国民健康保険法の規定による提出金」を加える。

第二十五条の二第一項中「第五十六条第一項」を「第五十五条の二第一項、第五十六条第一項」に、「療養費」を「特定療養費、療養費」に改める。

第四十六条第一項中「保健給付についての」を「療養に関する保健給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該給付に係る療養を行つた保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」に、「第五十五条第四項の規定による支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、同条第一項第三号」を「第五十五条第一項第三号」に、「に對して」を「又は同法第五十五条の二第一項に規定する特定承認保険医療機関をいう。以下この条において同じ。」若しくは当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者に対して」に、「同号の規定による療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局について」を「当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関について」に改め、同条第二項中「若しくは保険薬局」を「保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」を、「又は保険薬局」を、「保険薬局又は特定承認保険医療機関」に改める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)
第五十条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「療養の給付又は」の下に「特定療養費、」を加え、「行つ」を「行はか、これらの給付又は支給にあわせて、これらに準ずる給付又は支給を行うことができる」に改め、同条第二項中「療養の給付」を「給付又は支給に係る療養」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
第五十一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第二項中「療養の給付若しくは」の下に「特定療養費若しくは」を加え、「療養の給付又は」の下に「特定療養費若しくは」を加える。
第四十五條第三項中「療養の給付又は」の下に「特定療養費若しくは」を加える。

(所得税法の一部改正)
第五十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)
第五十三條 旧日雇健保法の規定により被保険者として負担した保険料は、この法律による改正後の所得税法第七十四條第二項並びに地方税法第三十四條第一項第三号及び第三百十四條の二第一項第三号の社会保険料とみなして、これらの法律の規定を適用する。

(租税特別措置法の一部改正)
第五十四條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第一号中、「日雇労働者健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)を削り、「健康保険法、日雇労働者健康保険法」を「健康保険法、国民健康保険法」に、「家族療養費を支給し、負担し、又は支払うべき被扶養者に係る療養を含むものとする」を「特定療養費又は家族療養費を支給することとされる被保険者若しくは組合員又は被扶養者に係る療養のうち、当該特定療養費の額又は家族療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分を含む」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第五十五條 旧日雇健保法の規定による療養の給付(旧日雇健保法の規定によつて家族療養費を支給すべき被扶養者に係る療養を含む)は、この法律による改正後の租税特別措置法第二十六條第一項及び第六十七條第一項の適用については、同法第二十六條第一項に規定する社会保険診療とみなす。

(地方税法の一部改正)
第五十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項ただし書中、「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)」を削り、「健康保険法、日雇労働者健康保険法」を「健康保険法、国民健康保険法」に、「家族療養費を支給し、負担し、又は支払うべき被扶養者に係る療養を含むものとする」を「特定療養費又は家族療養費を支給することとされる被保険者若しくは組合員又は被扶養者に係る療養のうち、当該特定療養費の額又は家族療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額とし

てこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分を含む」に改める。

第七十二條の十七第一項ただし書、第二百六十二條第一項第三号及び第六百七十二條第一項第三号中、「日雇労働者健康保険法」を削る。

第七百三條の四第二項中「国民健康保険税」を「国民健康保険税のうち国民健康保険法第八條の二に規定する被保険者(以下本節において「退職被保険者等」という。)以外の国民健康保険の被保険者(以下本節において「一般被保険者」という。)に係る国民健康保険税」に改め、同項第一号中「療養の給付及び」を「一般被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付並びに特定療養費及び」に、「療養の給付についての」を「当該療養の給付についての」に、「百分の六十五」を「百分の七十五」に改め、同条第四項中「對する課税額」の下に「のうち一般被保険者に係る課税額を加え、」世帯主」を「一般被保険者である世帯主」に、「国民健康保険の被保険者」を「一般被保険者」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、一般被保険者(第十八項の規定により国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主を除く。)と退職被保険者等(第十八項の規定により国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主を除く。)とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

第七百三條の四第五項中「所得割総額」を「第三項の所得割総額」に改め、「総所得金額及び山林所得金額の合計額」の下に「(第十三項におい

- 「基礎控除後の総所得金額等」という。」を加え、同条第八項中「控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額」の下に「(第十四項において「各種控除後の総所得金額等」という。を、「において同じ。」の額の下に「(第十四項において「市町村民税所得割額」という。を加え、同条第九項中「資産割総額」を「第三項の資産割総額」に改め、同条第十項中「世帯主であつてその」を「世帯主の属する」に、「この場合における」を「この場合において、」に、「世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者」を「一般被保険者である世帯主及びその世帯に属する一般被保険者」に、「国民健康保険の被保険者(世帯主を除く。を「一般被保険者(世帯主を除く。に、「とする。を」とし、第十二項の規定の適用については、同項中「退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等」とあるのは、「その世帯に属する退職被保険者等(世帯主を除く。とする。に改め、同項を同条第十八項とし、同条第九項の次に次の八項を加える。
- 10 第四項の被保険者均等割額は、第三項の被保険者均等割総額を一般被保険者の数にあん分して算定する。
- 11 第四項の世帯別平等割額は、第三項の世帯別平等割総額を一般被保険者が属する世帯の数にあん分して算定する。
- 12 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち退職被保険者等に係る課税額は、当該市町村における一般被保険者に係る国民健康保険税についての第三項の表の上欄に掲げる標準課税総額の区分に応じ、退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額(退職被保険者等(第十八項の規定により国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主を除く。と一般被保険者(第十八項の規定により国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主を除く。とが同一の世帯に属する場合にあつては、所得割額、資産割額又は被保険者均等割額の合算額)とする。
- 13 前項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第三項の所得割総額を当該市町村における一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合算額で除して得た率を乗じて算定する。
- 14 第八項の規定に基づいて第四項の所得割額の算定を行っている市町村においては、前項の規定にかかわらず、第十二項の所得割額は、当該退職被保険者等に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額に、第三項の所得割総額を当該市町村における一般被保険者に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。
- 15 第十二項の資産割額は、当該退職被保険者等に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に、第三項の資産割総額を当該市町村における一般被保険者に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。
- 16 第十二項の被保険者均等割額又は世帯別平等割額は、第十項又は第十一項の規定により算定した額と同額とする。
- 17 第四項又は第十二項の課税額(一般被保険者(第十八項の規定により国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主を除く。と退職被保険者等(第十八項の規定により国民健康保険の被保険者とみなされる世帯主を除く。とが同一の世帯に属する場合)には、第四項の課税額と第十二項の課税額との合算額)は、三十五万円を超えないことができる。
- (地方税法の一部改正に伴う経過措置)
- 第五十七条 法人の事業税の課税標準の算定に当たつての旧日雇健保法の規定に基づく療養の給付(旧日雇健保法の規定によつて家族療養費を支給すべき被扶養者に係る療養を含む。以下この項及び次項において同じ。)につき支払を受けた金額の益金の額への算入及び当該給付に係る経費の損金の額への算入については、なお従前の例による。
- 2 個人の事業税の課税標準の算定に当たつての前項の療養の給付につき支払を受けた金額の総収入金額への算入及び当該給付に係る経費の必要経費への算入については、なお従前の例による。
- 3 旧日雇健保法の規定により保険給付として支給を受けた金品に対する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税の賦課については、なお従前の例による。
- 4 この法律による改正後の地方税法第七百三条の四の規定は、昭和六十年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- (地方財政法の一部改正)
- 第五十八条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
- 第十条第八号の三中「療養の給付」の下に「特定療養費」を加える。
- 第十条の四第七号中「日雇労働者健康保険」を削る。
- (老人保健法の一部改正)
- 第五十九条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
- 第六条第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項第一号中「被保険者」を「被保険者」に改め、同号に次のただし書を加える。
- ただし、同法第六十九条の七の規定による日雇特例被保険者を除く。
- 第六条第三項第五号中「被扶養者」を「被扶養者」に改め、同号に次のただし書を加える。
- ただし、健康保険法第六十九条の七の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
- 第六条第三項第六号中「日雇労働者健康保険法第八号」を「健康保険法第六十九条の九」に、「日雇労働者健康保険被保険者手帳」を「日雇特例被保険者手帳」に、「日雇労働者健康保険印紙」を「健康保険印紙」に、「第七号」を「第六十九条の八」に、「同法の規定による被保険者」を「同法第六十九条の七の規定による日雇特例被保険者」に、「第八号第三項」を「第六十九条の九第三項」に改める。
- 第三十一条第一項中「ときは、保険医療機関

等」の下に「若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医等その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）を、「従業者」の下に「開設者であつた者等を含む。」を加える。

第三十五条の見出しを「健康保険法の規定による日雇特例被保険者等に関する取扱い」に改め、同条中「日雇労働者健康保険法」を「健康保険法」に、「被保険者」を「日雇特例被保険者」に、「第十条第四項に規定する」を「第六十九条の十二第三項の」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「第十七条の四第一項に規定する」を「第六十九条の二十六第一項の」に改める。

第六十八条中「社会保険診療報酬支払基金法第十三条に規定する」を「その他」に改める。

附則第三条中「健康保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第号）」による改正前の健康保険法に改める。

（社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正）

第六十条 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「日雇労働者健康保険事業」を削る。

第三条第一項第一号及び第二号中「日雇労働者健康保険」を削る。

第七条中「日雇労働者健康保険事業」を削る。

第十四条第一項第二号を次のように改める。

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第一項の規定による定め、同法第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項の規定による命令、同法第四十四条第

一項の規定による高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定める命令、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ二第二項の規定による命令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十六条第一項の規定による定め並びに同法第四十条及び第五十三条第一項の規定による厚生省令に関する事項

第十四条第二項中「指定の取消」を「指定の取消し、特定承認保険医療機関の承認及び承認の取消し」に、「登録の取消」を「登録の取消し」に、「する外」を「するほか」に、「申出の受理の取消」を「申出の受理の取消し、同法第五十三条第一項に規定する承認及び同条第十項において準用する同法第四十八条に規定するその承認の取消し」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第六十一条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条八十一号及び第八十六号中「日雇労働者健康保険」を削り、同条第九十七号を次のように改める。

九十七 削除

第六十六条第六号中「療養に要する費用」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ九第一項の療養に要する費用及び同法第四十四条第二項に規定する療養についての費用」に改め、同条第六十七号及び第七十一号中「日雇労働者健康保険」を削る。

第十一条中「日雇労働者健康保険事業」を削る。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

医療保険制度の改革を図るため、一部負担金制度及び療養費制度の改正、日雇労働者健康保険の対象者に対する健康保険制度の適用、国民健康保険の被保険者である退職被保険者等に係る給付と負担の合理化、国民健康保険の国庫補助制度の合理化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一部負担金制度及び療養費制度の改正、日雇労働者健康保険の対象者に対する健康保険制度の適用、国民健康保険の退職被保険者等に係る給付と負担の合理化及び国庫補助制度の合理化等の措置を講ずることにより医療保険制度の改革を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

（一）健康保険法の改正

1 被保険者は、療養の給付を受けるに際して、その療養の給付に要する費用の百分の二十（昭和六十一年三月三十一日までの間は百分の十）に相当する額を一部負担金として保険医療機関又は保険薬局に支払うものとする。

2 被保険者が特定承認保険医療機関（大学

の附属施設である病院等）で療養を受けたとき又は保険医療機関等で被保険者の選定する特別の病室の提供等の療養を受けたときは、被保険者は、特定療養費を支給することとし、特定療養費の額は、厚生大臣が定めるところにより算定した費用の百分の八十（昭和六十一年三月三十一日までは百分の九十）に相当する額とするものとする。

3 特定承認保険医療機関又は保険医療機関等は、2の療養に要した費用につき支払いを受ける際に、被保険者に対し領収証を交付しなければならないものとする。

4 保険医療機関等の指定に当たり、その医療機関等が診療等の内容が適切を欠くおそれがあるとして厚生大臣又は都道府県知事の指導を重ねて受けたものであるときは、指定を拒むことができるものとする等保険医療機関等に関する規定を整備するものとする。

5 標準報酬月額の下限を六万八千円（現行三万円）とするともに、上限については、現在政令で定められている額四十七万円までの等級を規定するものとする。

6 日雇特例被保険者に関する事項

ア 日雇特例被保険者の範囲は、日々雇い入れられる者等現行の日雇労働者健康保険法の被保険者の範囲と同様とし、日雇特例被保険者に対する保険給付の支給要件等は、その就労の特性を踏まえて一般の被保険者と実質的に同様とするものとする。

イ 国庫は、政府管掌健康保険の事業所の日雇特別被保険者に係る療養給付費等の費用について、一般の被保険者と同様の補助を行うものとする。

ウ 保険料率は、標準賃金日額の等級に応じ、政府管掌健康保険の保険料率を乗じて得た額(労使折半で負担)及びその保険料率に百分の三十一を乗じて得た額(事業主負担)を合算した額とするものとする。

エ 政府は、日雇特別被保険者を使用する事業主の設立する健康保険組合から日雇拠出金を徴収するものとする。

(二) 船員保険法の改正

一部負担金、療養費、標準報酬等の事項について、健康保険法と同様の改正を行うものとする。

(三) 国民健康保険法の改正

1 退職被保険者等に係る医療の給付等

ア 市町村が行う国民健康保険の被保険者(老人保健法対象者を除く。)のうち、厚生年金保険法等の被用者年金保険に基づく老齢年金等の受給者であつて一定の要件を備えるものを退職被保険者とし、その配偶者等を被扶養者として、療養の給付等を行うものとする。

イ 退職被保険者等が療養の給付等を受けるに際して、退職被保険者は療養に要する費用の十分の二を、その被扶養者は十分の三(入院の場合は十分の二)を一部負担金として療養取扱機関に支払うものと

すること。

ウ 社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)は、市町村が負担する費用のうち退職被保険者等の療養の給付に要する費用の額(一部負担金の額を控除した額)から退職被保険者に係る保険料等を控除した額を療養給付費交付金として市町村に交付するものとする。

エ 療養給付費交付金は、基金が徴収する療養給付費拠出金(被用者保険等被保険者の当該年度の標準報酬総額等に厚生大臣の定める率を乗じて得た額)をもつて充てるものとする。

2 療養費制度及び国民健康保険医の登録等について、健康保険法と同様の改正を行うものとする。

3 国は、市町村に対し、退職被保険者等以外の被保険者に係る療養の給付に要する費用(一部負担金の額を控除した額及び特定療養費等に要する費用の額の合算額等の百分の四十を負担するもの)とともに、調整交付金等の国庫補助制度について所要の整備を行うものとする。

(四) 社会保険診療報酬支払基金法の改正

厚生大臣の定める診療報酬請求書について審査を行うための特別審査委員会を社会保険診療報酬支払基金の主たる事務所に設ける等の改正を行うものとする。

(四) 施行期日等

1 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行するものとする。ただし、健康保

険法の標準報酬等級区分の変更等の規定は昭和五十九年十月一日から、その他特に定める規定は公布の日から施行するものとする。

2 日雇労働者健康保険法を廃止し、日雇労働者健康保険事業に係る累積債務の処理に関する規定を整備するものとする。

3 国家公務員等共済組合法等について、健康保険法の改正に準じて改正するものとする。

4 その他所要の整備を行うものとする。

二 議案の修正議決理由

医療保険制度の改革を図るため、必要な改正措置を講ずることは、時宜に適應するものと認めらるが、なお、被用者保険本人の一部負担金、任意継続被保険者制度の特例、健康保険組合等からの療養給付費拠出金、日雇特別被保険者についての療養の給付期間及び国民健康保険の被保険者の給付割合等について、自由民主党・新自由国民連合橋本龍太郎君外四名より修正案が提出され、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に伴つて要する医療保険制度に係る昭和五十九年度一般会計予算(厚生省所管)の支出については、健康保険等の被保険者本人に係る一部負担金の改正による支出減は二百九十三

億円、退職者医療制度の創設及びこれに伴う国民健康保険の国庫補助の改正等による支出減は三千八百九十九億円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、一般会計予算(厚生省所管)において一月当たり約五百四十億円の支出増の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して渡部厚生大臣より「やむを得ない。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和五十九年七月十二日

社会労働委員長 有馬 元治

衆議院議長 福水 健司殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「被保険者」の下に「(第六十九条の七ニ規定スル日雇特別被保険者(以下単ニ日雇特別被保険者ト称ス)タリシ者ヲ含ム次項、第八条ノ二及第九条第一項ニ於テ之ニ同ジ)」を加える。

第三条第一項中「被保険者」の下に「(日雇特別被保険者ヲ除ク第七條第一項、第八条、第八条ノ二、第九条第一項、第九条ノ二第二項及第四十三條第三項第二号ヲ除キ第四章迄ニ於テ之ニ同ジ)」を加え、同項の表を次のように改める。

標 準	報 酬	報 酬	月 額
等 級	月 額	日 額	月 額
第一級	六〇,〇〇〇円	二,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円未満
第二級	五〇,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第三級	四〇,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第四級	三〇,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第五級	二〇,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第六級	一〇,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第七級	九,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第八級	八,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第九級	七,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第一〇級	六,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第一級	五,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第一二級	四,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第一三級	三,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第一四級	二,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第一五級	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第一六級	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第一七級	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第一八級	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第一九級	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第二〇級	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第二一級	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第二二級	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満
第二三級	一,〇〇〇円	一,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円以上 一〇〇,〇〇〇円未満

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第二四級	一〇〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円以上 二〇〇,〇〇〇円未満
第二五級	一〇〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円以上 二〇〇,〇〇〇円未満
第二六級	一〇〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円以上 二〇〇,〇〇〇円未満
第二七級	一〇〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円以上 二〇〇,〇〇〇円未満
第二八級	一〇〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円以上 二〇〇,〇〇〇円未満
第二九級	一〇〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円以上 二〇〇,〇〇〇円未満
第三〇級	一〇〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円以上 二〇〇,〇〇〇円未満
第三一級	一〇〇,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	一〇〇,〇〇〇円以上 二〇〇,〇〇〇円未満

第八条中「報酬」の下に「第六十九条の四第二項ニ規定スル賃金及」を加える。

第九条ノ二第二項中「家族療養費」を「特定療養費、家族療養費若ハ特別療養費」に改める。

第十条中「厚生大臣」の下に「及社会保険庁長官」を加える。

第十一条第一項及び第三項中「第七十九条ノ二」を「第七十九条ノ七」に改める。

第十二条中「昭和五十九年法律第六十七号」を加える。

第二十一条第一号に次のただし書を加える。

但シ次号ニ該当スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一条第一号の次に次の一を加える。

一ノ二 五十五歳ニ達シタル後六十歳ニ達スル前ニ被保険者トナリタル者ガ六十歳ニ達シタルトキ（其ノ者ガ六十歳ニ達スル前ニシテ被保険者ノ資格ヲカリセバ国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八條の二ニ規定スル退職被保険者トナルベキトキハ其ノトキ）但シ被保険者トナリタル日ヨリ起算シテ二年ヲ経過セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二条中「健康保険」の下に「（日雇特例被

保険者ノ保険ヲ除ク）を加える。

第二十三条及び第二十三条ノ二第一項中「被扶養者」を「其ノ被扶養者」に改める。

第二十四条ノ二中「社会保険庁長官」の下に「前条第一項ノ規定ニ依リ」を加える。

第四十三条第一項中「療養ノ給付」の下に「（其ノ者ノ選定ニ係ル特別ノ病室ノ提供其ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）」を加える。

第四十三条ノ三第二項中「又ハ保険薬局ノ指定ヲ」を「若ハ保険薬局ノ指定若ハ第四十四条第一項ニ規定スル特定承認保険医療機関ノ承認ヲ」に改め、「セザルモノナルトキ」の下に「又ハ保険給付ニ関シ診療若ハ調剤ノ内容ノ適切ヲ欠ク虞アリトシテ重テ第四十三條ノ七第一項（第四十四條第十二項及第十三項、第五十九條ノ二第七項並ニ第六十九條の三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ指導ヲ受ケタルモノナルトキ」を加え、「又ハ保険薬局トシテ」を「若ハ保険薬局トシテ」に改め、同条第六項に次のただし書を加える。

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇八四

但シ当該診療所又ハ薬局ガ第二項ニ規定スル要件ニ該当スル場合ニシテ都道府県知事第一項ノ指定アリタルモノト看做スコトガ不適当ト認めルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十三条ノ四第二項中「第五十九条ノ二第七項」を「第四十四条第十三項、第五十九条ノ二第七項及第六十九条の三十一」に改め、「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）」を削る。

第四十三条ノ五第二項中「トキ」の下に「其ノ他保険医又ハ保険薬剤師トシテ著シク不適当ト認めルトキナルトキ」を加える。
都道府県知事保健医又ハ保険薬剤師ノ登録ヲ拒ムニハ地方社会保険医療協議会ノ議ニ依ルコトヲ要ス

第四十三条ノ六第二項中「第五十九条ノ二第七項」を「第四十四条第十三項、第五十九条ノ二第七項及第六十九条の三十一」に改める。

第四十三条ノ八第一項を次のように改める。
第四十三条第三項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就テ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際当該給付ニ付次条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ百分ノ二十ニ相当スル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ

第四十三条ノ八第五項中「保険医療機関」の下に「又ハ保険薬局」を加え、同条第二項から第四項までを削る。

第四十三条ノ八の次に次の一条を加える。
第四十三条ノ八ノ二 前条第一項ノ規定ニ依リ一部負担金ヲ支払フ場合ニ於テハ当該一部負担金ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス

第四十三条ノ十第一項中「保険薬局ニ対シ」を「保険薬局若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者タリシ者（本項ニ於テ開設者タリシ者等ト称ス）ニ対シ」に改め、「従業者」の下に「開設者タリシ者等ヲ含ム」を加える。

第四十三条ノ十二第一号中「第五十九条ノ二第七項」を「第四十四条第十三項、第五十九条ノ二第七項及第六十九条の三十一」に改め、「次条及第四十三条ノ十四第一項ニ於テ之ニ同ジ」を削り、同条第二号中「第五十九条ノ二第七項」を「第四十四条第十三項、第五十九条ノ二第七項及第六十九条の三十一」に改め、「第四十三条ノ十四第一項ニ於テ之ニ同ジ」を削り、同条第三号中「第五十九条ノ二第四項」を「第四十四条第十三項若ハ第五十九条ノ二第四項（此等ノ規定ヲ第六十九条の三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改め、同条第四号中「第五十九条ノ二第七項」を「第四十四条第十三項、第五十九条ノ二第七項及第六十九条の三十一」に改め、「及次条」を削り、同条第六号中「若ハ」の下に「被保険者若ハ」を加える。

第四十三条ノ十三第一号中「第四十三条ノ六第一項」の下に「（第四十四条第十三項及第十三項、第五十九条ノ二第七項並ニ第六十九条の三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加え、同条第二号中「第四十三条ノ十第一項」の下に「（第四十四条第十三項及第十三項、第五十九条ノ二第七項並ニ第六十九条の三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム本号ニ於テ之ニ同ジ）」を加え、「同条同項」を、「第四十三条ノ十第一項」に改める。
第四十三条ノ十四第一項中「第四十三条ノ六

第一項の下に「（此等ノ規定ヲ第四十四条第十三項及第十三項、第五十九条ノ二第七項並ニ第六十九条の三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を、「又ハ」の下に「第四十三条第一項若ハ」を、「第四十三条ノ九第二項」の下に「（此等ノ規定ヲ第六十九条の三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。
第四十三条ノ十五中「登録」の下に「拒ム若ハ其ノ登録ヲ」を加える。

第四十三条ノ十六第二項中「又ハ診療所」を「若ハ診療所又ハ薬局」に改め、同条第三項中「又ハ診療所」を「若ハ診療所又ハ薬局」に、「第四十三条ノ八ニ規定スル一部負担金」を「当該療養ニ要スル費用ノ額ニ第四十三条ノ八ニ規定スル一部負担金ノ割合ヲ乗ジテ得タル」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ニ於ケル一部負担金ノ算定ニ際シ療養ニ要スル費用ヲ算定スルトキハ第四十三条ノ九第二項ノ規定ノ例ニ依ル
第四十三条ノ十六の次に次の一条を加える。
第四十三条ノ十七 第四十三条第一項第五号又ハ第六号ノ給付ヲ受ケタル被保険者ハ当該給付ニ要スル費用ノ額ノ百分ノ二十ニ相当スル額ヲ一部負担金トシテ被保険者ニ支払フベシ

第四十四条ノ三第一項中「受クル者」の下に「又ハ第四十四条第一項ノ規定ニ依ル療養ヲ受クル者」を加え、「一部負担金ニ相当スル」を削り、「（含ム）」を「含ム次項ニ於テ之ニ同ジ」又ハ第四十四条第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額（前条第一項ノ

規定ニ依リ控除セラレタル額ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ）」に改め、同項の次に次の一項を加え、同条を第四十四条ノ四とする。

療養ノ給付ヲ受クル者ガ併セテ第四十四条第一項ノ規定ニ依リ第四十三条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受クルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ノ支払ヒタル一部負担金ノ額ニ第四十四条第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ加ヘタル額著シク高額ナリシトキ高額療養費ヲ支給ス

第四十四条ノ二第一項中「療養ニ要スル費用ヨリ一部負担金ニ相当スル額」を「当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第四十三条ノ八ニ規定スル一部負担金ノ割合ヲ乗ジテ得タル額」に改め、同条第二項本文を次のように改め、同条を第四十四条ノ三とする。

前項ノ療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ療養ノ給付ヲ受クベキ場合ニ於テハ第四十三条ノ九第一項ノ費用ノ算定、特定療養費ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第四十四条第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル

第四十四条中「療養ノ給付ヲ」を「療養ノ給付若ハ特定療養費ノ支給（本条ニ於テ療養ノ給付等ト称ス）」に、「第四十三条第三項各号ニ掲グル病院、診療所若ハ薬局」を「保険医療機関等及特定承認保険医療機関」に、「療養ノ給付ニ」を「療養ノ給付等ニ」に改め、同条を第四十四条ノ二とし、同条の前に次の一条を加える。
第四十四条 被保険者（老人保健法ノ規定ニ依

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ命令ノ定ムル所ニ依リ学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)ニ基ク大学ノ附属施設タル病院其ノ他ノ高度ノ医療ヲ提供スルモノトシテ命令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スル病院若ハ診療所ニシテ都道府県知事ノ承認ヲ受ケタルモノ(以下特定承認保険医療機関ト称ス)ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ療養ヲ受ケタルトキ又ハ第四十三条第三項各号ニ掲グル病院若ハ診療所(特定承認保険医療機関ヲ除ク)若ハ薬局(以下保険医療機関等ト称ス)ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受ケタルトキハ特定療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

特定療養費ノ額ハ当該療養ニ付第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依リ定ラ勘案シテ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額トス但シ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

被保険者ガ特定承認保険医療機関ニ就キ療養ヲ受ケタル場合又ハ第四十三条第三項第一号若ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所(特定承認保険医療機関ヲ除ク)若ハ薬局ニ就キ同条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ保険者ハ其ノ被保険者ガ当該特定承認保険医療機関又ハ病院若ハ診療所若ハ薬局ニ対シ支払フベキ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ被保険者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者ニ代リ当該特定承認保険医療機関又ハ病院若ハ診療所若

ハ薬局ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ特定承認保険医療機関又ハ病院若ハ診療所若ハ薬局ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者ニ対シ特定療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

被保険者ガ特定承認保険医療機関タル第四十三条第三項第三号ニ掲グル病院若ハ診療所ニ就キ療養ヲ受ケタル場合又ハ同号ニ掲グル病院若ハ診療所(特定承認保険医療機関ヲ除ク)若ハ薬局ニ就キ同条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受ケタル場合ニ於テ保険者ガ其ノ被保険者ノ支払フベキ療養ニ要シタル費用ノ中特定療養費トシテ被保険者ニ支給スベキ額ニ相当スル額ノ支払ヲ免除シタルトキハ特定療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ハ第一項ニ規定スル療養ニ要シタル費用ニ付支払フ受ケタル際当該支払ヲ為シタル被保険者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

病院又ハ診療所ハ同時ニ特定承認保険医療機関及保険医療機関タルコトヲ得ズ

特定承認保険医療機関ガ第四十三条ノ三第一項ノ指定ヲ受ケタル場合ニ於テハ特定承認保険医療機関タルコトヲ辞シタルモノト看做ス

保険医療機関ガ第一項ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ保険医療機関タルコトヲ辞シタルモノト看做ス

第四十三条第三項第二号又ハ第三号ニ掲グル病院又ハ診療所ガ第一項ノ承認ヲ受ケタルトキハ同条第三項ノ規定ニ拘ラズ当該病院又ハ

診療所ニ於テハ療養ノ給付ヲ為サズ

厚生大臣第一項ノ規定ニ依リ高度ノ医療ヲ提供スル病院若ハ診療所ノ要件ヲ定ムル命令又ハ第二項ノ規定ニ依リ定ラザルサントスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

第四十三条第二項及第四十三条ノ二乃至第四十三条ノ十五(第四十三条ノ三第六項、第四十三条ノ五、第四十三条ノ八、○第四十三条ノ九第一項及第二項、第四十三条ノ十一第二項、第四十三条ノ十三並ニ第四十三条ノ十四第一項ヲ除ク)ノ規定ハ特定承認保険医療機関並ニ特定承認保険医療機関ニ就キ受ケタル療養及之ニ伴フ特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第四十三条第二項、第四十三条ノ二、第四十三条ノ四第一項、第四十三条ノ六第一項、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第三項乃至第六項、第四十三条ノ九ノ二、第四十三条ノ十及第四十三条ノ十六第一項ノ規定ハ保険医療機関等ニ就キ受ケタル第四十三条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養及之ニ伴フ特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第四十三条ノ八ノ二ノ規定ハ第三項ノ場合ニ於テ第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額)ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス

第四十七条中「傷病手当金」を「前二条ノ傷病手当金」に改める。

第五十五条第一項中「シタル療養費ノ給付」の

下「第四十四条第一項ノ規定ニ依ル療養」を、「関スル療養ノ給付」の下に、「同項ノ規定ニ依ル療養」を、「ヨリ療養ノ給付」の下に、「又ハ特定療養費ノ支給」を加え、同条第二項中「療養ノ給付」の下に、「又ハ特定療養費ノ支給」を加える。

第五十六条第二項中「療養ノ給付」の下に、「又ハ特定療養費ノ支給」を加える。

第五十九条ノ二第一項中「被扶養者」を「被保険者ノ被扶養者」に、「第四十三条第三項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局」を「保険医療機関等又ハ特定承認保険医療機関」に改め、同条第二項中「第二号」の下に、「第四号及第六号」を加え、同項各号を次のように改める。

一 保険医療機関等ニ就キ第四十三条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養(同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ及同項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク)ヲ受ケタル場合 其ノ療養ニ付算定シタル費用ノ額ノ百分ノ七十二ニ相当スル額

二 保険医療機関等ニ就キ第四十三条第一項第四号ニ掲グル療養(同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ除ク)ヲ受ケタル場合 其ノ療養及之ニ伴フ同項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ニ付算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額

三 特定承認保険医療機関ニ就キ第四十三条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養(同項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク)ヲ受ケタル場合又ハ保険医療機関等ニ就キ同項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ニシテ同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ(同項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク)ヲ

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇八六

受クル場合 其ノ療養ニ付算定シタル費用ノ額ノ百分ノ七十二相当スル額

四 特定承認保険医療機関ニ就キ第四十三条第一項第四号ニ掲グル療養ヲ受クル場合又ハ保険医療機関等ニ就キ同号ニ掲グル療養ニシテ同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ受クル場合 其ノ療養及其ノ療養ニ伴フ同項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ニ付算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二相当スル額

五 保険医療機関等ニ就キ第四十三条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養(同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ及同項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク)及同項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ニシテ同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ(同項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク)ヲ受クル場合 第一号及第三号ニ規定スル額ノ合算額

六 保険医療機関等ニ就キ第四十三条第一項第四号ニ掲グル療養(同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ除ク)及同項第四号ニ掲グル療養ニシテ同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ受クル場合 第二号及第四号ニ規定スル額ノ合算額

第五十九条ノ二第三項を次のように改める。
前項第一号乃至第四号ニ規定スル療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ同項第一号及第二号ニ規定スルモノニ於テハ第四十三条ノ九第一項ノ費用ノ算定、前項第三号及第四号ニ規定スルモノニ於テハ第四十四条第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル

第五十九条ノ二第四項中「又ハ第二号」を「若ハ第二号」に、「又ハ薬局」を「若ハ薬局又ハ特定承認保険医療機関」に改め、同条第七項中「第四十四条、第四十四条ノ二」を「第四十四条第六項、第四十四条ノ二、第四十四条ノ三」に改める。同条に次の一項を加える。

第四十三条ノ八ノ二ノ規定ハ第四項ノ場合ニ於テ療養ニ付第二項各号ノ区分ニ従ヒ第三項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超エルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額)ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シテ準用ス

第五十九条ノ二ノ二第一項中「療養ニ要シタル費用ノ」を「療養ニ付前条第二項各号ノ区分ニ従ヒ同条第三項ノ規定ニ依リ算定シタル費用又ハ同条第七項ニ於テ準用スル第四十四条ノ三第二項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ」に改め、同条第二項中「第四十四条ノ三第二項」を「第四十四条ノ四第三項」に改める。

第五十九条ノ四第二項中「育児手当金」を「配偶者育児手当金」に改める。

第五十九条ノ五中「家族療養費」を「被保険者ニ対スル家族療養費」に、「又ハ配偶者分擔費」を「配偶者分擔費又ハ配偶者育児手当金」に、「日雇労働者健康保険法」を「次章」に、「埋葬料」を「分擔費」を「特定療養費、埋葬料、分擔費若ハ育児手当金」に改める。

第五十九条ノ六中「療養ノ給付」の下に、「特定療養費ノ支給」を加える。

第六十二條第二項中「療養ノ給付」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を加える。

第六十六條第一項中「療養費」を「特定療養費、療養費」に、「及育児手当金」を「育児手当金及

配偶者育児手当金」に改める。

第六十七條ノ二第二項中「保険医療機関」の下に「若ハ特定承認保険医療機関」を加え、同条第三項中「支払又ハ」の下に「第四十四条第三項若ハ」を加え、「又ハ保険薬局」を「若ハ保険薬局又ハ特定承認保険医療機関」に改める。

第六十九ノ二中「被扶養者」を「被保険者ノ被扶養者」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 日雇特例被保険者に関する特例

(用語の定義)

第六十九條の四 この章において「日雇労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの。ただし、同一の事業所において、イに掲げる者にあつては一月の期間を超え、ロに掲げる者にあつては所定の期間を超え、引続き使用されるに至つた場合(所在地の一定しない事業所において引き続き使用されるに至つた場合を除く)を除く。

イ 日々雇入れられる者
ロ 二月以内の期間を定めて使用される者
二 季節的業務に使用される者。ただし、継続して四月を超えて使用されるべき場合を除く。

三 臨時的事業の事業所に使用される者。ただし、継続して六月を超えて使用されるべき場合を除く。

2 この章において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問

わず、労働の対価として、事業主が日雇労働者に支払うすべてのものをいう。ただし、三月を超えての期間ごとに支払うものを除く。

(賃金日額)

第六十九條の五 賃金日額は、次の各号によつて算定する。

一 賃金が日又は時間によつて定められる場合、一日における稼ぎ高によつて定められる場合その他日雇特例被保険者が使用された日の賃金を算出することができる場合においては、その額

二 賃金が二日以上以上の期間における稼ぎ高によつて定められる場合その他日雇特例被保険者が使用された日の賃金を算出することができない場合(次号に該当する場合を除く)においては、当該事業所において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者のその前日(その前日において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者がなかつたときは、これに該当する者のあつたその直近の日)における賃金日額の平均額

三 賃金が二日以上以上の期間によつて定められる場合においては、その額をその期間の総日数(月の場合は、一月を三十日として計算する。)で除して得た額

四 前三号の規定により算定することができないものについては、その地方において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者が一日において受ける賃金の額

五 前各号の二以上に該当する賃金を受ける場合においては、それぞれの賃金につき、

前各号によつて算定した額の合算額
六 一日において二以上の事業所に使用される場合においては、初めに使用される事業所から受ける賃金につき、前各号によつて算定した額
2 前項の場合において、賃金のうち通貨以外のものので支払われるものについては、その価

額は、その地方の時価により、都道府県知事が定める。
(標準賃金日額)
第六十九条の六 標準賃金日額は、日雇特別被保険者の賃金日額に基づき次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)による。

標準賃金日額の等級	標準賃金日額	賃 金 日 額
第一 一級	一、三三四円	一、五〇〇円未満
第二 二級	二、〇〇〇円	一、五〇〇円以上 二、五〇〇円未満
第三 三級	三、〇〇〇円	二、五〇〇円以上 三、五〇〇円未満
第四 四級	四、四〇〇円	三、五〇〇円以上 五、〇〇〇円未満
第五 五級	五、七五〇円	五、〇〇〇円以上 六、五〇〇円未満
第六 六級	七、二五〇円	六、五〇〇円以上 八、〇〇〇円未満
第七 七級	八、七五〇円	八、〇〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第八 八級	一〇、七五〇円	九、五〇〇円以上 一二、〇〇〇円未満
第九 九級	一二、二五〇円	一二、〇〇〇円以上 一四、五〇〇円未満
第一〇 一〇級	一五、七五〇円	一四、五〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第一一 一一級	一八、二五〇円	一七、〇〇〇円以上

2 一の年度における標準賃金日額の最高等級に対応する標準賃金日額に係る保険料の延納付日数の当該年度における日雇特別被保険者に関する保険料の総延納付日数に占める割合が百分の三を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、翌年度の十月一日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準賃金日額の等級区分の改

定を行うことができる。ただし、当該一の年度において、改定後の標準賃金日額の最高等級に対応する標準賃金日額に係る保険料の延納付日数の日雇特別被保険者に関する保険料の総延納付日数に占める割合が百分の一を下回つてはならない。
3 第三条ノ二第二項の規定は、前項に規定する政令の制定又は改正について準用する。

(日雇特別被保険者)
第六十九条の七 次の各号のいずれかに該当する事業所に使用される日雇労働者は、健康保険の日雇特別被保険者とする。
一 第十三条各号の事業所
二 第十四条第一項の規定による認可のあつた事業所
三 前二号に掲げる事業所以外の事業所であつて、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)第二条に定める失業対策事業又は公共事業を行うもの
(適用除外)
第六十九条の八 日雇労働者は、前条各号に掲げる事業所において、引き続き二月間に通算して二十八日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき、第二十條の規定による被保険者であるとき、その他特別の事由があるときは、前条の規定にかかわらず、社会保険庁長官の承認を受けて日雇特別被保険者となることが出来る。

い。
3 日雇特別被保険者手帳の交付を受けた者は、その日雇特別被保険者手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白の残存する期間内において第六十九条の七の規定によつて日雇特別被保険者となる見込みのないことが明らかになつたとき、又は前条の規定による承認を受けたときは、保険者に日雇特別被保険者手帳を返納しなければならない。
4 日雇特別被保険者手帳の様式、交付及び返納その他日雇特別被保険者手帳に関して必要な事項は、厚生省令で定める。
(保険者)
第六十九条の十 日雇特別被保険者の保険の保険者は、政府とする。
2 日雇特別被保険者の保険の保険者の事務は、社会保険庁長官が行う。
3 前項の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長に行わせることができる。
(準用)
第六十九条の十一 第二十三条、第二十三条ノ二及び第二十四条ノ二の規定は、日雇特別被保険者に係る健康保険事業に関して準用する。
(療養の給付)
第六十九条の十二 日雇特別被保険者(日雇特別被保険者であつた者を含む。以下この章において同じ。)の疾病又は負傷に関しては、第四十三条第一項各号に掲げる療養の給付(同項に規定する厚生大臣が定める療養に係るものを除く。)を行う。

(日雇特別被保険者手帳)
第六十九条の九 日雇労働者は、第六十九条の七の規定によつて日雇特別被保険者となつたときは、日雇特別被保険者となつた日から起算して五日以内に、保険者に日雇特別被保険者手帳の交付を申請しなければならない。ただし、既に日雇特別被保険者手帳の交付を受け、これを所持している場合において、その日雇特別被保険者手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるときは、この限りでない。
2 保険者は、前項の申請があつたときは、日雇特別被保険者手帳を交付しなければならない。

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

2 日雇特例被保険者が療養の給付を受けるに
は、これを受ける日において次の各号のい
れに該当していなければならない。た
し、第二号又は第三号に該当する場合に
おいては、第一号に該当したことにより療
養の給付を受けた疾病又は負傷及びこれ
により発した疾病以外の疾病又は負傷に
ついては、療養の給付を行わない。

一 当該日の属する月の前二箇月に通算して
二十八日以上又は当該日の属する月の前
六箇月に通算して七十八日以上上の保険料
が、その日雇特例被保険者について、納付
されていること。

二 前号に該当することにより当該疾病（そ
の原因となつた疾病又は負傷を含む。以下
この項において同じ。）又は負傷につき受け
た療養の給付の開始の日（その開始の日前
に当該疾病又は負傷につき特別療養費の支
給又は老人保健法の規定による医療が行わ
れたときは、特別療養費の支給又は同法の
規定による医療の開始の日。次号において
「療養の給付等開始日」という。）から一年
（厚生大臣が指定する疾病に関しては、五
年）を経過していないこと（前号に該当する
場合を除く。）

三 療養の給付等開始日以後の第一号に該当
した日の属する月の前二箇月に通算して二
十箇月以上又はその前六箇月に通算して七
十八日以上上の保険料が、その日雇特例被
保険者について、納付されており、かつ、

療養の給付等開始日から五年を経過してい
ないこと（前二号に該当する場合を除く。）
3 保険者は、日雇特例被保険者が、前項
のいづれかに該当することを、日雇特例被保
険者手帳又は既に発行した受給資格者票によ
つて証明して申請したときは、○これを確認した
ことを表示した受給資格者票を発行し、又は既に発行した
票にこれを確認したことを表示しなければな
らない。

4 日雇特例被保険者が第四十三条第一項第一
号から第四号までに掲げる療養の給付を受け
ようとするときは、受給資格者票を同条第三
項第一号又は第二号に掲げるもののうち自己
の選定するものに提出して、そのものから受
けるものとする。

5 前項の受給資格者票は、第三項の規定によ
る確認を受けたものでなければならず、か
つ、その確認によつて、当該疾病又は負傷に
つき第二項に規定する受給要件が満たされて
いることが証明されるものでなければならな
い。

6 受給資格者票の様式、第三項の規定による
確認その他受給資格者票に關して必要な事項
は、厚生省令で定める。

7 療養の給付は、老人保健法の規定による医
療を受けることができる間は、行わない。
（特定療養費）

第六十九条の十三 日雇特例被保険者が特定承
認保険医療機関のうち自己の選定するものに
受給資格者票を提出して、そのものから療養
を受けたとき、又は第四十三条第三項第一号

若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所
（特定承認保険医療機関を除く。次条、第六
十九条の二十二第一項及び第六十九条の二十
六第一項において同じ。）若しくは薬局のうち
自己の選定するものに受給資格者票を提出し
て、そのものから第四十三条第一項に規定す
る厚生大臣の定める療養を受けたときは、そ
の療養に要した費用について、特定療養費を
支給する。

2 前条第二項、第四項、第五項及び第七項の
規定は、特定療養費の支給について準用す
る。

（療養費）

第六十九条の十四 保険者は、療養の給付若し
くは特定療養費の支給（以下この項において
「療養の給付等」という。）を行うことが困難で
あると認めるとき、又は日雇特例被保険者が
第四十三条第三項第一号若しくは第二号に掲
げる病院若しくは診療所若しくは薬局及び特
定承認保険医療機関以外の病院、診療所、薬
局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは
手当を受けた場合において、保険者がやむを
得ないものと認めるときは、療養の給付等に
代えて、療養費を支給することができる。

2 日雇特例被保険者が、第六十九条の十二第
三項に規定する確認又は第六十九条の二十六
第一項の特別療養費受給票の交付（以下この
項において「確認等」という。）を受けないで、
第四十三条第三項第一号若しくは第二号に掲
げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は特
定承認保険医療機関から診療又は薬剤の支給
を受けた場合において、保険者が、その確認

等を受けなかったことを緊急やむを得ない理
由によるものと認めるときも、前項と同様と
する。

（傷病手当金）

第六十九条の十五 日雇特例被保険者が療養の
給付（特定療養費の支給及び老人保健法の規
定による医療であつて、第六十九条の十二第
三項の受給資格者票（同条第五項の規定に該
当するものに限る。）を有する者に対して行わ
れるものを含む。次項及び次条において同
じ。）を受けている場合において、その療養の
ため労務に服することができないときは、そ
の労務に服することができなくなつた日から
起算して第四日から労務に服することができ
ない期間、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、次の各号の区分に従
い、一日につき、それぞれ当該各号に定める
金額とする。ただし、次の各号のいづれにも
該当するときは、いづれか高い金額とする。

一 当該日雇特例被保険者について、その者
が初めて当該療養の給付を受けた日の属す
る月の前二箇月に通算して二十八日以上
の保険料が納付されている場合 当該期間
において保険料が納付された日に係るその
者の標準賃金日額の合算額の百分の一に相
当する金額

二 当該日雇特例被保険者について、その者
が初めて当該療養の給付を受けた日の属す
る月の前六箇月に通算して七十八日以上
の保険料が納付されている場合 当該期間
において保険料が納付された日に係るその

者の標準賃金日額の合算額の三十分の一に
相当する金額

各月ごとの合算額のうち最大のもの

3 日雇特例被保険者で被扶養者のない者が病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき傷病手当金の額は、一日につき、前項の規定にかかわらず、同項の規定による傷病手当金の額の三分の二に相当する金額とする。

4 日雇特例被保険者に係る傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して六月（厚生大臣の指定する疾病に関しては、一年六月）をもつて限度とする。

5 日雇特例被保険者が、その疾病又は負傷につき、第六十九条の三十の規定により、療養の給付若しくは特定療養費の支給の全部を受けることができない場合又は老人保健法第三十四条の規定により、同法の規定による医療（第六十九条の十二第三項の受給資格者票（同条第五項の規定に該当するものに限り）を有する者に対して行われるものに限る。以下この項において同じ。）の全部を受けることができない場合においては、療養の給付若しくは特定療養費の支給又は同法の規定による医療の給付若しくは特定療養費の支給又は同法の規定による医療とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

（埋葬料）
第六十九条の十六 日雇特例被保険者が死亡した場合において、その死亡の日の属する月の前二箇月に通算して二十八日分以上若しくは当該月の前六箇月に通算して七十八日分以上の保険料がその者について納付されているとき、その死亡の際その者が療養の給付若しくは特定療養費の支給を受けていたとき、又はその死亡が療養の給付若しくは特定療養費の支給を受けなくなった日以後三月以内であつたときは、その者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものに対し、埋葬料を支給する。

前二箇月に通算して二十八日分以上若しくは当該月の前六箇月に通算して七十八日分以上の保険料がその者について納付されているとき、その死亡の際その者が療養の給付若しくは特定療養費の支給を受けていたとき、又はその死亡が療養の給付若しくは特定療養費の支給を受けなくなった日以後三月以内であつたときは、その者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものに対し、埋葬料を支給する。

前二箇月に通算して二十八日分以上若しくは当該月の前六箇月に通算して七十八日分以上の保険料がその者について納付されているとき、その死亡の際その者が療養の給付若しくは特定療養費の支給を受けていたとき、又はその死亡が療養の給付若しくは特定療養費の支給を受けなくなった日以後三月以内であつたときは、その者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものに対し、埋葬料を支給する。

2 埋葬料の額は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額とする。ただし、第一号及び第二号のいずれにも該当するときは、いずれか高い金額とする。
一 当該日雇特例被保険者について、その死亡の日の属する月の前二箇月に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日に係るその者の標準賃金日額の合算額のうち最大のものを二分の一に相当する金額（その金額が第四十九条第一項の政令で定める金額に満たないときは、当該政令で定める金額）
二 当該日雇特例被保険者について、その死亡の日の属する月の前六箇月に通算して七十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間において保険料が納付された日に係るその者の標準賃金日額の合算額のうち最大のものを六分の五に相当する金額（その金額が第四十九条第一項の政令で定める金額に満たないときは、当該政令で定める金額）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 第四十

九条第一項の政令で定める金額
3 第一項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合においては、埋葬を行つた者に対し、前項の規定による埋葬料の額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。
（分べん費）
第六十九条の十七 日雇特例被保険者が分べんした場合において、その分べんの日の属する月の前四箇月に通算して二十八日分以上の保険料がその者について納付されているときは、分べん費を支給する。
2 分べん費の額は、分べんの日の属する月の前四箇月の保険料が納付された日に係る当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の各月ごとの合算額の合計額が最大となるように二月を選んだ場合における当該合計額（次条第二項において「分べんの月前の標準賃金日額の合算額」という。）の四分の一に相当する金額（その金額が第五十条第一項の政令で定める金額に満たないときは、当該政令で定める金額）とする。
（出産手当金）
第六十九条の十八 分べん費の支給を受けることができる日雇特例被保険者には、分べんの日前四十二日以内及び分べんの日以後四十二日以内において労務に服さなかつた期間、出産手当金を支給する。
2 出産手当金の額は、一日につき、分べんの月前の標準賃金日額の合算額二分の五に相当する金額とする。

（出産手当金と傷病手当金との調整）

第六十九条の十九 日雇特例被保険者に対し出産手当金を支給する場合においては、その期間、その者に対し傷病手当金は支給しない。ただし、傷病手当金の額が出産手当金の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

（育児手当金）

第六十九条の二十 分べん費の支給を受けることができる日雇特例被保険者には、育児手当金を支給する。ただし、分べん後引き続きその出生児を育てないときは、この限りでない。

2 育児手当金の額は、第五十条ノ二の政令で定める金額とする。

（産院への収容等）

第六十九条の二十一 保険者は、日雇特例被保険者を産院に収容することができる。

2 日雇特例被保険者で被扶養者のない者が産院又は病院若しくは診療所に収容されている場合に支給すべき出産手当金の額は、一日につき、第六十九条の十八第二項の規定にかかわらず、同項の規定による出産手当金の額の三分の二に相当する金額とする。

（家族療養費）

第六十九条の二十二 日雇特例被保険者の被扶養者が受給資格者票を第四十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は特定承認保険医療機関のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その療養に要した費用について、

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

家族療養費を支給する。

2 第六十九条の十二第二項、第四項、第五項及び第七項並びに第六十九条の十四の規定は、家族療養費の支給に準用する。

(家族埋葬料)

第六十九条の二十三 日雇特例被保険者の被扶養者が死亡したときは、日雇特例被保険者に対し、家族埋葬料を支給する。

2 日雇特例被保険者が家族埋葬料の支給を受けるには、死亡の日の属する月の前二箇月に通算して二十八日以上又は当該月の前六箇月に通算して七十八日以上の保険料が、その日雇特例被保険者について、納付されていなければならない。

3 家族埋葬料の額は、第五十九条ノ三の政令で定める金額とする。

(配偶者分べん費)

第六十九条の二十四 日雇特例被保険者の被扶養者である配偶者が分べんしたときは、日雇特例被保険者に対し、配偶者分べん費を支給する。

2 日雇特例被保険者が配偶者分べん費の支給を受けるには、分べんの日の属する月の前二箇月に通算して二十八日以上又は当該月の前六箇月に通算して七十八日以上の保険料が、その日雇特例被保険者について、納付されていなければならない。

3 配偶者分べん費の額は、第五十九条ノ四第一項の政令で定める金額とする。

(配偶者育児手当金)

第六十九条の二十五 配偶者分べん費の支給を受けることができる日雇特例被保険者には、

配偶者育児手当金を支給する。ただし、分べん後引き続きその出生児を育てないときは、この限りでない。

2 配偶者育児手当金の額は、第五十九条ノ四第二項の政令で定める金額とする。

(特別療養費)

第六十九条の二十六 次の各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)

その該当するに至った日の属する月の初日から起算して三月(月の初日に該当するに至つた者については、二月。第三項において同じ。)を経過しないもの又はその被扶養者(同法の規定による医療を受けることができる者を除く。)

が、特別療養費受給票を第四十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は特定承認保険医療機関のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。ただし、

当該疾病又は負傷につき、療養の給付又は特定療養費若しくは家族療養費の支給(又は老人保健法の規定による医療)を受けることができるときは、この限りでない。

一 初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

二 一月間若しくは継続する二月間に通算して二十八日以上又は継続する三月ないし六月間に通算して七十八日以上の保険料が納付されるに至つた月において日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付ける

べき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第六十九条の九第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納した後、初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

三 前に交付を受けた日雇特例被保険者手帳(前に二回以上にわたり日雇特例被保険者手帳の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた日雇特例被保険者手帳)に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなつた日又は第六十九条の九第三項の規定によりその日雇特例被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を経過した後日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

2 特別療養費の額は、当該療養につき算定された費用の百分の七十に相当する額とする。

ただし、現に療養に要した費用の百分の七十に相当する額を超えることができない。

3 特別療養費受給票は、第一項各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至つた日の属する月の初日から起算して三月を経過していないものの申請により、保険者が交付する。

4 第六十九条の十四の規定は、特別療養費の支給に準用する。この場合において、同条第二項中「第六十九条の十二第三項に規定する療養」と及び「その確認」とあるのは、「特別療養費受給票の交付」と読み替へるものとする。

4 特別療養費受給票の様式及び交付その他特別療養費受給票に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

第六十九条の二十七 特別療養費の支給は、日雇特例被保険者が第六十九条の八の規定によ

る承認を受けたときは、その承認により日雇特例被保険者とならないこととなつた日以後、日雇特例被保険者が第六十九条の九第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行わな

(高額療養費及び家族高額療養費)

第六十九条の二十八 療養の給付又は特定療養費の支給を受ける日雇特例被保険者が支払つた一部負担金(第六十九条の三十一において準用する第四十四条ノ三第一項の規定により控除される額を含む。次項において同じ。)又は第六十九条の三十一において準用する第四十四条第二項に規定する厚生大臣が定めるところにより算定された費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額(第六十九条の三十一において準用する第四十四条ノ三第一項の規定により控除される額を含む。次項において同じ。)が、著しく高額であつたときは、高額療養費を支給する。

2 療養の給付を受ける日雇特例被保険者が、当該疾病又は負傷につき併せて第六十九条の十三第一項の規定により第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けるときは、前項の規定にかかわらず、その者が支払つた一部負担金の額に第六十九条の三十一において準用する第四十四条第二項に規定する厚生大臣が定めるところにより算定された費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額を加えた額が、著しく高額であつた

ときは、高額療養費を支給する。

3 日雇特例被保険者の被扶養者の療養につき第六十九条の三十一において準用する第五十九条ノ二第二項各号の区分に従い同条第三項の規定により算定された費用又は第六十九条の三十一において準用する第四十四条ノ三第二項の規定により算定された費用からその療養に要した費用につき家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額が、著しく高額であつたときは、家族療養費の支給を受けた日雇特例被保険者に対し、家族高額療養費を支給する。

4 日雇特例被保険者又はその被扶養者の療養につき第六十九条の三十一において準用する第五十九条ノ二第三項の規定により算定された費用又は第六十九条の三十一において準用する第四十四条ノ三第二項の規定により算定された費用からその療養に要した費用につき特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額が、著しく高額であつたときは、特別療養費の支給を受けた日雇特例被保険者に対し、高額療養費又は家族高額療養費を支給する。

(支給方法)

第六十九条の二十九 日雇特例被保険者に係る療養費、特定療養費、傷病手当金、埋葬料、分べん費、出産手当金若しくは育児手当金、家族療養費、家族埋葬料、配偶者分べん費若しくは配偶者育児手当金又は特別療養費の支給を受けようとする者は、厚生省令の定めるところにより、支給要件を備えることを証明できる日雇特例被保険者手帳又は支給資格者

票及びその他の書類を添えて、申請しなければならない。

(他の社会保険による給付等との調整)

第六十九条の三十 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は療養費、特定療養費、傷病手当金、埋葬料、分べん費、出産手当金若しくは育児手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、前章の規定、本法以外ノ社会保険各法の規定又は第五十九条ノ六に規定する法令の規定によつてこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

2 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は療養費、特定療養費、埋葬料、分べん費若しくは育児手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、前章の規定又は本法以外ノ社会保険各法の規定によつて、この章の規定による家族療養費、家族埋葬料、配偶者分べん費又は配偶者育児手当金の支給に相当する給付があつたときは、その限度において、行わない。

3 日雇特例被保険者に係る家族療養費、家族埋葬料、配偶者分べん費又は配偶者育児手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、前章の規定又は本法以外ノ社会保険各法の規定によつて、これらに相当する給付又はこの章の規定による療養の給付若しくは療養費、特定療養費、埋葬料、分べん費若しくは育児手当金の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

4 特別療養費の支給は、同一の疾病又は負傷につき、前章の規定、本法以外ノ社会保険各

法の規定又は第五十九条ノ六に規定する法令の規定によつて、この章の規定による療養の給付又は療養費、特定療養費若しくは家族療養費の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

5 日雇特例被保険者に係る傷病手当金、埋葬料、分べん費、出産手当金又は育児手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の規定によつて、これらに相当する給付があつたときは、その限度において、行わない。

て、行わない。

8 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の支給は、同一の疾病又は負傷につき、他の法令の規定によつて、国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給があつたときは、その限度において、行わない。

(準用)
第六十九条の三十一 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

第四十三条第二項、第四十三条ノ二、第四十三条ノ四 第一項、第四十三条ノ六第一項、第四十三条ノ七 ○第四十三条ノ八ノ二、 ○第四十三条ノ九第三項から第六項まで、第四十三条ノ九ノ二、 第四十三条ノ十及び第四十三条ノ十六第一項	療養の給付並びに特定療養費、家族療養費及び特別療養費の支給
第四十三条ノ八、第四十三条ノ九第一項及び第二項、 第四十三条ノ十六第二項、第四十三条ノ十七並びに第四十四条第十項	療養の給付
第四十四条第二項から第五項まで	特定療養費の支給
第四十四条第六項	療養費の額の算定
第四十四条ノ三	療養費の額の算定
第四十四条ノ四第三項	高額療養費及び家族高額療養費
第五十四条第二項、第五十八条及び第五十九条	傷病手当金及び出産手当金の支給
第五十七条ノ三	傷病手当金の支給
第五十九条ノ二第二項	家族療養費の支給
第五十九条ノ二第三項から第五項まで	家族療養費及び特別療養費の支給
第六十条、第六十一条、第六十二条第一項及び第四項並びに第六十三条から第六十五条まで	日雇特例被保険者又はその被扶養者
第六十六条から第六十九条まで	保険給付

第七十条中「(以下老人保健拠出金ト称ス)」の下に「第七十九条ノ八ノ規定ニ依ル拠出金及国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金(以下退職者給付拠出金ト称ス)」を加える。

第七十条ノ三第一項中「費用ノ中」の下に「被保険者(日雇特例被保険者ヲ除ク第七十九条ノ七ヲ除キ本章ニ於テ之ニ同ジ)ニ係ル」を、「並ニ」の下に「特定療養費、療養費」を加え、同条第二項中「医療費拠出金」の下に「(日雇特例被保険者ニ係ルモノヲ除ク)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第七十条ノ四 国庫ハ第七十条及前条ニ規定スル費用ノ外毎年度健康保険事業ノ執行ニ要スル費用ノ中日雇特例被保険者ニ係ル療養ノ給付並ニ特定療養費、療養費、高額療養費、家族療養費、家族高額療養費、傷病手当金、出産手当金及特別療養費ノ支給ニ要スル費用(療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ニ健康保険組合(第十三条ノ二第二項ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタル者ノ国民健康保険ヲ行フ国民健康保険ノ被保険者ヲ含ム第七十九条ノ六第二項及第三項ニ於テ之ニ同ジ)ヲ設立スル事業主以外ノ事業主ヨリ当該年度ニ納付セラレタル日雇特例被保険者ニ関スル保険料ノ総延納付日数ヲ当該年度ニ納付セラレタル日雇特例被保険者ニ関スル保険料ノ総延納付日数ニテ除シテ得タル率ヲ乗ジテ得タル額ノ前条第一項ニ規定スル法令ヲ以テ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ補助ス

国庫ハ第七十条、前条及前項ニ規定スル費用ノ外健康保険ノ被保険者タル政府が拠出スベキ

老人保健法ノ規定ニ依ル医療費拠出金ノ中日雇特例被保険者ニ係ルモノノ納付ニ要スル費用ニ同項ニ規定スル率ヲ乗ジテ得タル額ノ前条第一項ニ規定スル法令ヲ以テ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ補助ス

第七十一条第一項中「老人保健拠出金」の下に「及退職者給付拠出金並ニ健康保険組合ニ於テハ第七十九条ノ八ノ規定ニ依ル拠出金を加え、以下之ニ同ジ」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第七十一条ノ二を第七十一条ノ二とし、第七十一条の次に次の一条を加える。

第七十一条ノ二 被保険者ニ関スル保険料額ハ各月ニ付各被保険者ノ標準報酬月額ニ保険料率ヲ乗ジテ得タル額トス
前項ノ規定ニ拘ラズ前月ヨリ引續キ被保険者タル者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保険料ハ之ヲ算定セズ

第七十一条ノ四第一項中「健康保険」の下に「被保険者ニ関スル」を加え、同条第二項中「ハ保険料」の下に「第七十九条ノ八ノ規定ニ依ル拠出金を加え、及老人保健拠出金を」、老人保健拠出金及退職者給付拠出金」に改め、同条第四項中「老人保健拠出金」の下に「又ハ退職者給付拠出金」を加える。

第七十九条第一項中「毎月」を「被保険者ニ関スル毎月」に改め、同条第二項中「保険料納入」を「被保険者ニ関スル保険料ノ納入」に改め、「納付シタル」の下に「被保険者ニ関スル」を加える。

第五章中第七十九条ノ二を第七十九条ノ七とし、同条の次に次の七条を加える。

第七十九条ノ八 日雇特例被保険者ノ保険ノ被保険者ハ日雇特例被保険者ニ係ル健康保険事業ニ要スル費用(老人保健拠出金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム第七十九条ノ十二於テ之ニ同ジ)ニ充ツル為第七十一条ノ規定ニ依リ保険料ヲ徴収スル外毎年度日雇特例被保険者ヲ使用スル事業主ノ設立スル健康保険組合(以下日雇関係組合ト称ス)ヨリ拠出金ヲ徴収ス
日雇関係組合ハ前項ニ規定スル拠出金(以下日雇拠出金ト称ス)ヲ納付スル義務ヲ負フ

第七十九条ノ九 前条第一項ノ規定ニ依リ日雇関係組合ヨリ徴収スル日雇拠出金ノ額ハ当該年度ノ概算日雇拠出金ノ額トス但シ前年度ノ概算日雇拠出金ノ額ガ前年度ノ確定日雇拠出金ノ額ヲ超ユルトキハ当該年度ノ概算日雇拠出金ノ額ヨリ其ノ超ユル額ヲ控除シテ得タル額トスルモノトシ前年度ノ概算日雇拠出金ノ額ガ前年度ノ確定日雇拠出金ノ額ニ満タザルトキハ当該年度ノ概算日雇拠出金ノ額ニ其ノ満タザル額ヲ加算シテ得タル額トス

第七十九条ノ十 前条ノ概算日雇拠出金ノ額ハ当該年度ノ日雇特例被保険者ニ係ル健康保険事業ニ要スル費用ノ見込額ヨリ当該年度ノ日雇特例被保険者ニ関スル保険料相当額ノ見込額ヲ控除シタル額トシテ命令ヲ以テ算定スル額ニ当該日雇関係組合ヲ設立スル事業主ヨリ前年度ニ納付セラレタル日雇特例被保険者ニ関スル保険料ノ総延納付日数ヲ前年度ニ納付セラレタル日雇特例被保険者ニ関スル保険料ノ総延納付日数ニテ除シテ得タル率ヲ乗ジテ得タル額トス

第七十九条ノ十一 第七十九条ノ九ノ確定日雇拠出金ノ額ハ前年度ノ日雇特例被保険者ニ係ル健康保険事業ニ要スル費用(老人保健拠出金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム)ヨリ前年度ノ日雇特例被保険者ニ関スル保険料相当額ヲ控除シタル額トシテ命令ヲ以テ算定スル額ニ当該日雇関係組合ヲ設立スル事業主ヨリ前年度ニ納付セラレタル日雇特例被保険者ニ関スル保険料ノ総延納付日数ヲ前年度ニ納付セラレタル日雇特例被保険者ニ関スル保険料ノ総延納付日数ニテ除シテ得タル率ヲ乗ジテ得タル額トス

拠出金ノ額ハ前年度ノ日雇特例被保険者ニ係ル健康保険事業ニ要スル費用(老人保健拠出金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム)ヨリ前年度ノ日雇特例被保険者ニ関スル保険料相当額ヲ控除シタル額トシテ命令ヲ以テ算定スル額ニ当該日雇関係組合ヲ設立スル事業主ヨリ前年度ニ納付セラレタル日雇特例被保険者ニ関スル保険料ノ総延納付日数ヲ前年度ニ納付セラレタル日雇特例被保険者ニ関スル保険料ノ総延納付日数ニテ除シテ得タル率ヲ乗ジテ得タル額トス

第七十九条ノ十二 合併又ハ分割ニ因リ成立シタル日雇関係組合、合併又ハ分割後存続スル日雇関係組合及解散シタル日雇関係組合ノ権利義務ヲ承継シタル健康保険組合ニ係ル日雇拠出金ノ額ノ算定ノ特例ニ付テハ老人保健法第五十八条ニ規定スル老人保健拠出金ノ額ノ算定ノ特例ノ例ニ依ル

第七十九条ノ十三 第十一条乃至第十一条ノ四及第七十九条ノ八乃至前条ニ定ムルモノノ外日雇拠出金ノ額ノ決定、納付ノ方法、納付ノ期限、納付ノ猶予其ノ他日雇拠出金ノ納付ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十九条ノ十四 第十三条ノ二第二項ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタル者ノ国民健康保険ヲ行フ国民健康保険ノ被保険者ハ健康保険組合ト看做シテ第七十九条ノ八乃至前条ノ規定ヲ適用ス
第七十九条の次に次の五条を加える。
第七十九条ノ二 日雇特例被保険者ニ関スル保険料額ハ一日ニ付其ノ者ノ標準賃金日額ノ等級ニ応ジ次ノ各号ニ定ムル額ノ合算額ヲ基準

トシテ厚生大臣之ヲ定ム

一 標準賃金日額ニ政府ノ管掌スル健康保険ノ被保険者ノ保険料率(第七十一条ノ四第五項ノ規定ニ依リ其ノ保険料率ガ変更セラレタル場合ニ於テハ其ノ変更後ノ保険料率)ヲ乗ジテ得タル額

二 前号ニ定ムル額ニ百分ノ三十一ヲ乗ジテ得タル額

厚生大臣前項ノ保険料額ヲ定メントストキハ社会保険審議会ノ議ヲ経ルベシ

第七十九条ノ三 日雇特例被保険者ハ前条第一項第一号ノ額ノ二分ノ一ニ相当スル額トシテ

厚生大臣ノ定ムル額ヲ負担シ日雇特例被保険者ヲ使用スル事業主ハ当該厚生大臣ノ定ムル額及同項第二号ノ額ニ相当スル額トシテ厚生大臣ノ定ムル額ノ合算額ヲ負担ス

前条第二項ノ規定ハ前項ノ定ムル額ヲサントスル場合ニ之ヲ準用ス

第七十九条ノ四 事業主(日雇特例被保険者ガ一日ニ於テ二以上ノ事業所ニ使用セラルル場合ニ於テハ初ニ其ノ者ヲ使用スル事業主トス本条、次条第一項及第二項並ニ第七十九条ノ六ニ於テ之ニ同ジ)ハ日雇特例被保険者ヲ使用スル日毎ニ其ノ者及自己ノ負担スベキ保険料ヲ納付スル義務ヲ負フ

前項ノ規定ニ依ル保険料ノ納付ハ日雇特例被保険者ガ提出スル日雇特例被保険者手帳ニ健康保険印紙ヲ貼付シ之ニ消印シテ行フベシ

日雇特例被保険者手帳ヲ所持スル日雇特例被保険者ハ第六十九条ノ七各号ニ掲グル事業所ニ使用セラルル日毎ニ其ノ日雇特例被保険者手帳ヲ事業主ニ提出スベシ

事業主ハ日雇特例被保険者ヲ使用スル日毎ニ日雇特例被保険者ニ其ノ所持スル日雇特例被保険者手帳ヲ提出ヲ求ムベシ

事業主ハ第一項ノ規定ニ依リ保険料ヲ納付シタルトキハ日雇特例被保険者ノ負担スベキ保険料額ニ相当スル額ヲ其ノ者ニ支払フ賃金(第六十九条ノ四第二項ニ規定スルモノヲ謂フ)ヨリ控除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ事業主ハ其ノ旨日雇特例被保険者ニ告グベシ

第七十九条ノ五 事業主ガ前条ノ規定ニ依ル保険料ノ納付ヲ怠リシトキハ保険者ハ其ノ調査ニ基キ其ノ納付スベキ保険料額ヲ決定シ之ヲ事業主ニ告知ス

事業主ガ正当ナル理由ナキモノト認メラルルニ拘ラズ前条ノ規定ニ依ル保険料ノ納付ヲ怠リシトキハ保険者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ決定セラレシ保険料額ノ百分ノ二十五ニ相当スル額ノ追徴金ヲ徴収ス但シ決定セラレシ保険料額千円未満ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

追徴金ヲ計算スルニ当リ決定セラレシ保険料額二千円未満ノ端数アルトキハ其ノ端数ハ之ヲ切捨ツ

第二項ニ規定スル追徴金ハ其ノ決定セラレシ日ヨリ十四日以内ニ保険者ニ納付スベシ

第七十九条ノ六 事業主ハ其ノ事業所毎ニ健康保険印紙ノ受払及前条第一項ニ規定スル告知ニ係ル保険料ノ納付(本項及第三項ニ於テ受払等ト称ス)ニ関スル帳簿ヲ備ヘ付ケ其ノ受払等ノ都度其ノ受払等ノ状況ヲ記載シ且翌月末日迄ニ日雇特例被保険者ノ保険ノ保険者ニ其ノ受払等ノ状況ヲ報告スベシ

前項ノ場合ニ於テ健康保険組合ヲ設立スル事業主ハ併セテ当該健康保険組合ニ同項ノ報告ヲ為スベシ

前項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタル健康保険組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年度日雇特例被保険者ノ保険ノ保険者ニ当該健康保険組合ヲ設立スル事業主ノ前年度ノ受払等ノ報告ヲ為スベシ

第八十七条に次の一号を加える。

五 第七十九条ノ四第一項ノ規定ニ違反シテ保険料ヲ納付セズ又ハ第七十九条ノ六第一項ノ規定ニ違反シテ帳簿ヲ備ヘ付ケズ若ハ同項若ハ同条第二項ノ規定ニ違反シテ報告セズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ

第八十八条ノ二の次に次の三条を加える。

第八十八条ノ二ノ二 第六十九条の九第一項ノ規定ニ違反シテ虚偽ノ申請ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

第八十八条ノ二ノ三 第六十九条の九第一項ノ規定ニ違反シテ申請ヲ為サズ又ハ第七十九条ノ四第三項ノ規定ニ違反シテ日雇特例被保険者手帳ヲ提出セザリシ者ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

第八十八条ノ二ノ四 健康保険組合又ハ第七十九条ノ四第一項ニ規定スル国民健康保険ノ保険者タル国民健康保険組合ノ役員、清算人又ハ職員第七十九条ノ六第三項ノ規定ニ違反シテ報告セズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

附則第三條第一項中「費用」の下に「(老人保健拠出金及退職者給付拠出金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム)」を加え、「及第七十七条乃至第七十九

条ノ二」を「第七十七条乃至第七十九条、第七十九条ノ四、第七十九条ノ五第一項及第七十九条ノ七」に改め、同条に次の一項を加える。

特別保険料ハ第七十九条ノ八第一項、第七十九条ノ十及第七十九条ノ十一ノ規定ノ適用ニ付テハ第七十一条ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ト看做ス

附則第五條第一項中「及第七十七条乃至第七十九条ノ二」を「第七十七乃至第七十九条及第七十九条ノ七」に改め、「例ニ依リ」の下に「健康保険事業ニ要スル費用(老人保健拠出金、退職者給付拠出金及日雇拠出金)ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム」ニ充ツルヲ加える。

附則第六條中「第七十九条ノ二」を「第七十九条ノ七」に改める。

附則第八條第一項中「老人保健拠出金」の下に「日雇拠出金若ハ退職者給付拠出金」を加える。

附則に次の二条を加える。

第九條 命令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スルモノトシテ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル健康保険組合(以下本条ニ於テ特定健康保険組合ト稱ス)ノ組合員タル被保険者タルシ者ニシテ国民健康保険法第八條の二第一項ニ規定スル退職被保険者タルベキモノノ中当該特定健康保険組合ノ規約ヲ以テ定ムルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該特定健康保険組合ノ被保険者トラン

トスル申請ヲ為ストキハ当該特定健康保険組合ノ被保険者(以下本条ニ於テ特例退職被保険者ト稱ス)ト為ルコトヲ得但シ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

特例退職被保険者ハ同時に二以上ノ保険者(国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法及私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)ノ規定ニ依ル組合ヲ含ム)ノ被保険者タルコトヲ得ズ

特例退職被保険者ハ当該申請ヲ受理セラレタル日より其ノ資格ヲ取得ス

特例退職被保険者ノ標準報酬ニ付テハ第三條ノ規定ニ拘ラズ

昭和五十九年七月十三日 衆議院会議録第三十五号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇九三

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保險法等の一部を改正する法律案及び同報告書

当該特定健康保險組合ノ管掌スル前年ノ十月三十一日ニ於ケル特例退職被保險者以外ノ全被保險者ノ同月ノ標準報酬月額ヲ平均シタル額ノ二分ノ一ニ相当スル額ノ範囲内ニ於テ規約ヲ以テ定メタル額トス
第四十五條ノ規定ニ拘ラズ特例退職被保險者ニハ傷病手当金ハ之ヲ支給セズ
特例退職被保險者ハ第二十一條(第一号ノ二及第三号ヲ除ク)、第二十二條、第三十五條第二項、第五十五條第二項、第七十一條ノ二ノ二第二項、第七十二條、第七十七條、第七十九條第一項及附則第五條第一項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルコトトセラレタル附則第三條第二項ノ規定ニ適用ニ付テハ第二十二條ノ規定ニ依リ被保險者ト看做ス此ノ場合ニ於テ第二十一條第一号中「被保險者ト為リタル日より起算シ二年ヲ経過シタル」トアルハ「老人保健法ノ規定ニ依リ医療ヲ受ケルコトヲ得ルニ至リタル」トス
第十條 被保險者ヲ使用スル事業主(健康保險組合ノ組織セラ

レタル事業所ノ事業主ヲ除ク)及当該被保險者ヲ以テ組織スル法人其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムルモノニシテ政令ヲ以テ定ムル要件ニ該當スルトシテ社会保険庁長官ノ承認ヲ受ケタルモノ(以下承認法人等ト稱ス)ハ当該被保險者ノ療養ニ関シ保險給付アリタル場合ニ於テ第四十三條ノ八第一項ノ規定ニ依リ当該被保險者ノ支払ヒタル一部負担金ニ相当スル額ノ範囲内ニ於テ当該被保險者ニ對シ給付ヲ為スコトヲ得
承認法人等ハ前項ノ給付ニ要スル費用ニ充ツル為メ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ事業主又ハ被保險者ヨリ費用ヲ徴収スルコトヲ得
承認法人等ノ事業ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第二條 船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項の表を次のように改める。

標 準	報 酬	報 酬
等 級	月 額	日 額
第一級	六、〇〇〇円	二、〇〇〇円
第二級	五、〇〇〇円	一、六〇〇円
第三級	四、〇〇〇円	一、三〇〇円
第四級	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円
第五級	二、〇〇〇円	六〇〇円
第六級	一、〇〇〇円	三〇〇円
第七級	九、〇〇〇円	三、〇〇〇円
第八級	一〇、〇〇〇円	三、〇〇〇円
第九級	一〇、〇〇〇円	三、〇〇〇円
第一〇級	一〇、〇〇〇円	三、〇〇〇円
第一級	一三、〇〇〇円	四、〇〇〇円
第一二級	一三、〇〇〇円	四、〇〇〇円

第一三級	一三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上	一四、〇〇〇円未満
第一四級	一五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上	一六、〇〇〇円未満
第一五級	一六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
第一六級	一七、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上	一八、〇〇〇円未満
第一七級	一八、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満
第一八級	一九、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上	二〇、〇〇〇円未満
第一九級	二〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満
第二〇級	二〇、〇〇〇円	七、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満
第二一級	二〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
第二二級	二〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	二四、〇〇〇円未満
第二三級	二〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第二四級	二〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	二六、〇〇〇円未満
第二五級	二〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第二六級	二〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	二八、〇〇〇円未満
第二七級	二〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第二八級	二〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	三〇、〇〇〇円未満
第二九級	二〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	三一、〇〇〇円未満
第三〇級	二〇、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	三二、〇〇〇円未満
第三一級	二〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	三三、〇〇〇円未満

第五條第一項中「権利及」の下に「特定療養費、」を加える。
第九條ノ三第二項中「給付又ハ」の下に「特定療養費若ハ」を加える。
第十九條ノ四第一号に次のただし書を加える。
但シ次号ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第十九條ノ四第一号の次に次の一号を加える。
第二十五條ノ三第二項中「診療所ヲ謂フ以下

之ニ同ジ)の下に「若ハ特定承認保険医療機関(同法第四十四条第一項ニ規定スル特定承認保険医療機関ヲ謂フ以下之ニ同ジ)を加え、「健康保険法第四十三条ノ二」を「同法第四十三条ノ二」に改め、同条第三項中「支払又ハ」の下に「第二十九條第四項若ハ」を加え、「又ハ保険薬局」を「若ハ保険薬局に改め、同ジ)の下に「又ハ特定承認保険医療機関」を加える。

第二十八條第一項中「療養ノ給付」の下に「健康保険法第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク」を加える。

第二十八條ノ三第一項及び第二項を次のように改める。

第二十八條第三項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際當該給付ニ付次条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ百分ノ十二相當スル額ヲ一部負担金トシテ當該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法第八十九條ニ規定スル療養補償ニ相當スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ拘ラズ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ガ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ關スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ厚生大臣ノ定ムル額ヲ當該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ

第二十八條ノ三第五項中「保険医療機関」の下に「又ハ保険薬局」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

第二十八條ノ三ノ二 前条第一項ノ規定ニ依リ一部負担金ヲ支払フ場合ニ於テハ当該一部負担金ノ額ニ五円未満ノ端數アル

トキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端數アルトキハ之ヲ十円ニ切上ケルモノトス

第二十八條ノ四第一項中「前条」を「第二十八條ノ三」に改める。

第二十八條ノ六第二項中「又ハ診療所」を「若ハ診療所又ハ薬局」に改める。

第二十八條ノ七を次のように改める。

第二十八條ノ七 第二十八條第一項第五号又ハ第六号ノ給付ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ當該給付ニ要スル費用ノ額ノ百分ノ十二相當スル額ヲ一部負担金トシテ行政庁ニ支払フベシ但シ第二十八條ノ三第一項但書又ハ第二項ノ規定ニ依リ當該給付ヲ受クル場合ニ於テハ夫々此等ノ規定ノ例ニ依ル

第二十九條ノ三を次のように改め、同条を第二十九條ノ五とする。

第二十九條ノ五 船員法第八十九條ニ規定スル療養補償ニ相當スル療養ノ給付及特定療養費又は療養費ノ支給ニ關シテハ第二十八條ノ三、第二十八條ノ六第二項若ハ第二十八條ノ七ノ規定ニ依リ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額(前条第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額療養費ニ相當スル額ヲ除ク)又ハ第二十九條第二項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セラ

ルル額ニ相當スル額ヲ控除シタル額(前条第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額療養費ニ相當スル額ヲ除ク)ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ支払フコトヲ得

前項ノ規定ハ第二十八條ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ關スル療養ノ給付及特定療

養費又ハ療養費ノ支給ニ關シテ準用ス

第二十九條ノ二ノ二第一項中「受クル者」の下に「又ハ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ療養ヲ受クル者」を加え、「一部負担金ニ相當スル」を削り、「含ム」を「含ム本条及次条ニ於テ之ニ同ジ)又ハ第二十九條第二項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セララルル額ニ相當スル額ヲ控除シタル額(前条第一項ノ規定ニ依リ控除セラレタル額ヲ含ム本条及次条ニ於テ之ニ同ジ)に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第二十九條ノ四とする。

療養ノ給付ヲ受クル者ガ併セテ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ健康保険法第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養ヲ受クルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ノ支払ヒタル一部負担金ノ額ニ第二十九條第二項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セララルル額ニ相當スル額ヲ控除シタル額ヲ加ヘタル額著シク高額ナリシトキハ高額療養費ヲ支給ス

第二十九條ノ二第一項中「療養ニ要スル費用ヨリ第二十八條ノ三ニ規定スル一部負担金ニ相當スル額」を「當該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第二十八條ノ三ニ規定スル一部負担金ノ割合ヲ乗ジテ得タル額」に改め、「シタル額」の下に「(同条第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ關スル療養ニ付テハ當該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生大臣ノ定ムル額ニ相當スル額ヲ控除シタル額)」を加え、同条第二項本文を次のように改め、同条を第二十九條ノ三とする。

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ノ規定
スル療養補償ニ相当スル特定療養費ノ額ニ付
テハ同項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ト
シ、第二十八条ノ三第二項ノ規定スル疾病又
ハ負傷ニ付テノ特定療養費ノ額ニ付テハ前項
ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ同条第
二項ノ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ
厚生大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタ
ル額トス第一項ノ場合ニ於テハ行政庁ハ其ノ
療養ヲ受ケタル者ガ当該特定承認保険医療機
関又ハ保険医療機関等ニ対シ支払フベキ療養
ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ被保険
者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額
ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者
ニ代リ当該特定承認保険医療機関又ハ保険医
療機関等ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ特定承認保険医療機関又ハ
保険医療機関等ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合
ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険
者タリシ者ニ対シ特定療養費ヲ支給シタルモ
ノト看做ス
特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ハ
第一項ニ規定スル療養ニ要シタル費用ニ付支
払ヲ受クル際当該支払ヲ為シタル被保険者又
ハ被保険者タリシ者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ
依リ領収証ヲ交付スベシ
第二十八条第三項第二号ニ掲グル病院又ハ診
療所ガ健康保険法第四十四条第一項ノ承認ヲ
受ケタルトキハ第二十八条第三項ノ規定ニ拘
ラズ当該病院又ハ診療所ニ於テハ療養ノ給付
ヲ為サズ
健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ

七、第四十三条ノ九第四項乃至第六項、第四
十三条ノ十並ニ本法第二十八条第二項、第二
十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十
八条ノ六及第二十八条ノ七ノ規定ハ特定承認
保険医療機関ニ就キ受ケタル療養及之ニ伴フ
特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス
健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ
七、第四十三条ノ九第四項乃至第六項、第四
十三条ノ十並ニ本法第二十八条第二項、第二
十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十
八条ノ六及第二十八条ノ七ノ規定ハ保険医療
機関等ニ就キ受ケタル健康保険法第四十三条
第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養及之
ニ伴フ特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス
第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ第四項ノ場合ニ於テ第二項ニ規
定スル厚生大臣ノ定ムル額ニ依リ算定シタル費用ノ額、其ノ額
ガ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養
ニ要シタル費用ノ額ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付特定
療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ
支払ニ関シ之ヲ準用ス
第三十条第二項第二号中「療養ノ給付」の下に
「及第二十九条第一項ニ規定スル療養」を加え
る。
第三十一条第一項中「関スル療養ノ給付」の下
に「又ハ第二十九条第一項ニ規定スル療養」を、
「其ノ給付」の下に「若ハ療養」を、「相当スル療
養ノ給付」の下に「又ハ第二十九条第一項ニ規定
スル療養」を加える。
第三十一条ノ二第一項及び第二項中「第二十
八条第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ
診療所又ハ薬局」を「保険医療機関等又ハ特定承
認保険医療機関」に改め、同条第三項中「第二
号」の下に「第四号及第六号」を加え、同項各号

を次のように改める。

一 保険医療機関等ニ就キ第二十八条第一項
第一号乃至第三号ニ掲グル療養（健康保険
法第四十三条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ
定ムルモノ及第二十八条第一項第四号ニ掲
グル療養ニ伴フモノヲ除ク）ヲ受クル場
合、其ノ療養ニ付算定シタル費用ノ額ノ百
分ノ七十二ニ相当スル額
二 保険医療機関等ニ就キ第二十八条第一項
第四号ニ掲グル療養（健康保険法第四十三
条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ
ヲ除ク）ヲ受クル場合、其ノ療養及其ノ療
養ニ伴フ第二十八条第一項第二号乃至第三
号ニ掲グル療養ニ付算定シタル費用ノ額ノ
百分ノ八十二ニ相当スル額
三 特定承認保険医療機関ニ就キ第二十八条
第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養（同
項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク）
ヲ受クル場合又ハ保険医療機関等ニ就キ同
項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ニシテ健
康保険法第四十三条第一項ニ規定スル厚生
大臣ノ定ムルモノ（第二十八条第一項第四
号ニ掲グル療養ニ伴フモノヲ除ク）ヲ受ク
ル場合、其ノ療養ニ付算定シタル費用ノ額
ノ百分ノ七十二ニ相当スル額
四 特定承認保険医療機関ニ就キ第二十八条
第一項第四号ニ掲グル療養ヲ受クル場合又
ハ保険医療機関等ニ就キ同号ニ掲グル療養
ニシテ健康保険法第四十三条第一項ニ規定
スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ受クル場合
其ノ療養及其ノ療養ニ伴フ第二十八条第一
項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ニ付算定

一〇九六

シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額
五 保険医療機関等ニ就キ第二十八条第一項
第一号乃至第三号ニ掲グル療養（健康保険
法第四十三条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ
定ムルモノ及第二十八条第一項第四号ニ掲
グル療養ニ伴フモノヲ除ク）及同項第一号
乃至第三号ニ掲グル療養ニシテ同法第四十
三条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモ
ノ（第二十八条第一項第四号ニ掲グル療養
ニ伴フモノヲ除ク）ヲ受クル場合、第一号
及第三号ニ規定スル額ノ合算額
六 保険医療機関等ニ就キ第二十八条第一項
第四号ニ掲グル療養（健康保険法第四十三
条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ
ヲ除ク）及第二十八条第一項第四号ニ掲グル
療養ニシテ同法第四十三条第一項ニ規定
スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ受クル場合
第二号及第四号ニ規定スル額ノ合算額
第三十一条ノ二第四項を次のように改める。
前項第一号乃至第四号ニ規定スル療養ニ付テ
ノ費用ノ算定ニ関シテハ同項第一号及第二号
ニ規定スルモノニ於テハ第二十八条ノ四第一
項ノ費用ノ算定、前項第三号及第四号ニ規定
スルモノニ於テハ第二十九条第二項ノ費用ノ
算定ノ例ニ依ル
第三十一条ノ二第七項中「第二十九条、第二
十九条ノ二」を「第二十九条第六項、第二十九
条ノ二、第二十九条ノ三」に改める。
第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ第五項ノ場合ニ於テ療養ニ付第
三項各号ノ区分ニ従ヒ第四項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ
額（其ノ額ガ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当

該項ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付家賃療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ノ額ニシテ適用ス

第三十一条ノ第三項中「療養ニ要シタル費用ノ」を「療養ニ付前条第三項各号ノ区分ニ從ヒ同条第四項ノ規定ニ依リ算定シタル費用又ハ同条第七項ニ於テ準用スル第二十九条ノ第三項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ」に改め、同条第二項中「第二十九条ノ二ノ第三項」を「第二十九条ノ四第三項」に改める。

第三十三条第二項中「育児手当金」を「配偶者育児手当金」に改める。

第五十条ノ九第一項第三号中「療養ノ給付」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を加え、同項第四号中「療養ノ給付」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を、「其ノ給付」の下に「又ハ当該特定療養費ノ支給ニ係ル療養」を加え、同条第二項中「関シ療養ノ給付」の下に「特定療養費ノ支給」を加える。

第五十一条第一項中「療養ノ給付又ハ」の下に「特定療養費」を加える。

第五十二条中「療養ノ給付」の下に「若ハ特定療養費ノ支給」を加える。

第五十三条第一項中「期間療養ノ給付」の下に「特定療養費」を加え、同条第二項中「療養ノ給付」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を加える。

第五十六条ノ三中「配偶者分娩費」の下に「配偶者育児手当金」を加え、「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)を健康保険法第四章の二に改め、「療養ノ給付」の下に「若ハ特定療養費ノ支給」を、「分娩費」の下に「育児手当金」を加える。

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第五十八条第一項中「療養ノ給付」の下に「特定療養費」を、「配偶者分娩費」の下に「配偶者育児手当金」を加え、同条第三項中「付療養ノ給付」の下に「又ハ第二十九条第一項ニ規定スル療養」を、「於ケル療養ノ給付」の下に「特定療養費」を加え、同条第四項中「(以下老人保健拠出金ト称ス)の下に」及「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)ノ規定ニ依リ拠出金(以下退職者給付拠出金ト称ス)」を加える。

老齡、職務外ノ事由ニ因リ障害若ハ死亡又ハ脱退ニ関スル保険給付ニ要スル費用ノ予想額並ニ予定運用収入及国庫負担ノ額ニ照シ將來ニ亘リ財政ノ均衡ヲ保ツコトヲ得ルモノタルベク且少クとも五年毎ニ此ノ基準ニ從ヒ再計算サルベキモノトス

附則第十二項及び第十三項中「第五十九条ノ二」を「第五十九条ノ二ノ二」に改める。
附則第十八項中「第五十九条第七項及第八項」を「第五十九条第六項及第七項」に改める。
附則第十九項中「第五十九条第九項」を「第五十九条第八項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。
附則第二十項中「第五十九条第九項」を「第五十九条第八項」に改める。
附則に次の三項を加える。
被保険者ヲ使用スル船舶所有者及当該被保険者ヲ以テ組織スル法人其ノ他ノ法令ヲ以テ定ムルモノニシテ政令ヲ以テ定ムル要件ニ該當スルトシテ社会保険庁長官ノ承認ヲ受ケタルモノ(以下承認法人等ト称ス)ハ当該被保険者ノ療養ニ関シ保險給付ノ付与ノ場合ニ於テ第二十八条ノ第三項ノ規定ニ依リ当該被保険者ノ支払ヒタル一部負担金ニ相当スル額ノ範圍内ニ於テ当該被保険者ニ對シ給付ヲ為スコトヲ得
承認法人等ノ前項ノ給付ニ要スル費用ニ充テル為メ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ船舶所有者又ハ被保険者ヨリ費用ヲ徴取スルコトヲ得承認法人等ノ事業ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九条第一項中「老人保健拠出金」の下に「及退職者給付拠出金」を加え、同条第五項第一号中「千分ノ二百五十五災害保険料率」を「千分ノ九十二年金保険料率及災害保険料率」に改め、同項第二号中「千分ノ九十六災害保険料率」を「千分ノ七十一年金保険料率及災害保険料率」に改め、同項第四号中「千分ノ百二十五」を「年金保険料率」に改め、同条第六項中「療養ノ給付」の下に「特定療養費」を、「配偶者分娩費」の下に「配偶者育児手当金」を加え、「及老人保健拠出金」を、「老人保健拠出金及退職者給付拠出金」に改め、同条第八項中「老人保健拠出金」の下に「又ハ退職者給付拠出金」を加え、「第六項」を「第五項」に改め、同条第九項中「第六項」を「第五項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第十項及び第十一項中「第五項第一号」を「第四項第一号」に改め、同条第十二項中「第九項」を「第八項」に改め、同条第四項及び第十三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五十九条ノ二 前条第四項ノ年金保険料率ハ老齡、職務外ノ事由ニ因リ障害若ハ死亡又ハ脱退ニ関スル保險給付ニ要スル費用ノ予想額並ニ予定運用収入及国庫負担ノ額ニ照シ將來ニ亘リ財政ノ均衡ヲ保ツコトヲ得ルモノタルベク且少クとも五年毎ニ此ノ基準ニ從ヒ再計算サルベキモノトス

附則第十二項及び第十三項中「第五十九条ノ二」を「第五十九条ノ二ノ二」に改める。
附則第十八項中「第五十九条第七項及第八項」を「第五十九条第六項及第七項」に改める。
附則第十九項中「第五十九条第九項」を「第五十九条第八項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。
附則第二十項中「第五十九条第九項」を「第五十九条第八項」に改める。
附則に次の三項を加える。
被保険者ヲ使用スル船舶所有者及当該被保険者ヲ以テ組織スル法人其ノ他ノ法令ヲ以テ定ムルモノニシテ政令ヲ以テ定ムル要件ニ該當スルトシテ社会保険庁長官ノ承認ヲ受ケタルモノ(以下承認法人等ト称ス)ハ当該被保険者ノ療養ニ関シ保險給付ノ付与ノ場合ニ於テ第二十八条ノ第三項ノ規定ニ依リ当該被保険者ノ支払ヒタル一部負担金ニ相当スル額ノ範圍内ニ於テ当該被保険者ニ對シ給付ヲ為スコトヲ得
承認法人等ノ前項ノ給付ニ要スル費用ニ充テル為メ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ船舶所有者又ハ被保険者ヨリ費用ヲ徴取スルコトヲ得承認法人等ノ事業ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九条ノ二 前条第四項ノ年金保険料率ハ老齡、職務外ノ事由ニ因リ障害若ハ死亡又ハ脱退ニ関スル保險給付ニ要スル費用ノ予想額並ニ予定運用収入及国庫負担ノ額ニ照シ將來ニ亘リ財政ノ均衡ヲ保ツコトヲ得ルモノタルベク且少クとも五年毎ニ此ノ基準ニ從ヒ再計算サルベキモノトス

第六十条第一号中「被保険者」を「被保険者」に改め、同号に次のただし書を加える。
ただし、同法第六十九条の七の規定によ

る日雇特例被保険者を除く。
第六十条第四号中「被扶養者」を「被扶養者」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、健康保険法第六十九条の七の規定による日雇特別被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。

第六条第五号中「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第八号」を「健康保険法第六十九条の九に、「日雇労働者健康保険被保険者手帳を「日雇特別被保険者手帳」に、「日雇労働者健康保険印紙を「日雇特別被保険者印紙」に、「第七号」を「第六十九号の八」に、「同法の規定による被保険者」を「同法第六十九条の七の規定による日雇特別被保険者」に、「第八号第三項」を「第六十九号の九第三項」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

(退職被保険者等)

第八条の二 市町村が行う国民健康保険の被保険者(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療を受けることができる者を除く。)のうち、次に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付を受けることができる者であつて、これらの法令の規定による被保険者若しくは組合員であつた期間(当該期間に相当するものとして政令で定める期間を含む。)又はこれらの期間を合算した期間(以下この項において「年金保険の被保険者等であつた期間」という。)が二十年(その受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二十年未満である当該年金たる給付を受けることができる者にあつては、当該年金たる給付の区分に応じ政令で定める期間)以上であるか、又は四十歳に達した月以後の年金保険の被保険者等であつた

期間が十年以上であるものは、退職被保険者とする。ただし、当該年金たる給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額につき停止されている者については、この限りでない。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)

二 船員保険法

三 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)

四 国家公務員等共済組合法

五 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)

六 地方公務員等共済組合法

七 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百十三号)

八 私立学校教職員共済組合法

九 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)

十 地方公務員の退職年金に関する条例

十一 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)

十二 市町村が行う国民健康保険の被保険者であつて、次の各号のいずれかに該当するものは、退職被保険者の被扶養者とする。ただし、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。

一 退職被保険者の直系尊属、配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事

情にある者を含む。以下この項において同じ。その他三親等内の親族であつて、その退職被保険者同一の世帯に属し、主としてその者により生計を維持するもの

二 退職被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子であつて、その退職被保険者と同一の世帯に属し、主としてその者により生計を維持するもの

三 前号の配偶者の死亡後における父母及び子であつて、引き続きその退職被保険者と同一の世帯に属し、主としてその者により生計を維持するもの

第三十六条第一項中「(昭和五十七年法律第八十号)」を削り、「療養の給付」の下に「(その者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生大臣が定める療養に係るものを除く。)」を加える。

第三十九条第四項中「二年」を「二年」に改め、「ものであるとき」の下に「その他国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師として若しくは不適当であると認めるとき」を加える。

第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

五 都道府県知事は、前項の規定により国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録を拒み、又はその登録があつたものとみなさないこととするには、地方社会保険医療協議会の議によらなければならない。

第四十二条第一項を次のように改める。

第三十六条第五項の規定により療養取扱機関について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付につき第四十五条第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合

を乗じて得た額を、一部負担金として、当該療養取扱機関に支払わなければならない。

一 次号又は第三号に掲げる者以外の被保険者 十分の三

二 退職被保険者 十分の二

三 退職被保険者の被扶養者

イ 第三十六条第一項第一号から第三号までに定める給付(同項第四号に定める給付に伴うものを除く。)を受ける場合 十分の三

ロ 第三十六条第一項第四号に定める給付(同号に定める給付に伴う同項第一号から第三号までに定める給付を含む。)を受ける場合 十分の二

第四十二条第二項中「次条」を「第四十三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

第四十三条中「前条」を「第四十二条」に改め、同条に次の一項を加える。

六 前条の規定は、第二項の場合における一部負担金の支払について準用する。

第四十四条第一項中「前二条」を「第四十二条又は前条」に改め、同条に次の一項を加える。

四 第四十二条の二の規定は、第二項の場合における一部負担金の支払について準用する。

第四十五条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

六 前項の規定による委託を受けた国民健康保険団体連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうち厚生大臣の定める診療報酬請

求書の審査に係るものを、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、審査に関する組織その他の事項につき厚生省令で定める要件に該当し、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生大臣が指定する者に委託することができる。

7 前項の規定により厚生大臣の定める診療報酬請求書の審査に係る事務の委託を受けた者は、当該診療報酬請求書の審査を厚生省令で定める要件に該当する者に行わせなければならない。

第四十六条第一項中「ときは、療養取扱機関の下に」若しくは療養取扱機関の開設者若しくは管理者、国民健康保険医、国民健康保険薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）を、「従業者の下に」（開設者であつた者等を含む。）を加える。

第五十条第一項中「第四十条の下に」（第五十条第三項及び第十一項において準用する場合を含む。）を、「とき」の下に、又は第三十六条第一項の規定により療養を定めようとするときを加える。

第五十一条第二項中「国民健康保険薬剤師の下に」登録を拒み、若しくはその登録があつたものとみなさないこととし、又はそのを加える。

第五十二条第一項中「当該給付に要する費用の額の十分の三に相当する額」を「第四十二条第一項各号の区分に従ひ、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額」に改める。

第五十三条を次のように改める。

（特定療養費）

第五十三条 保険者は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の附属施設である病院その他の高度の医療を提供するものとして厚生省令で定める要件に該当する病院若しくは診療所であつて都道府県知事の承認を受けたもの（以下「特定承認療養取扱機関」という。）のうち自己の選定するものについて療養を受けたとき、又は療養取扱機関のうち自己の選定するものについて第三十六条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。

2 特定療養費の額は、当該療養につき健康保険法第四十四条第二項の規定による厚生大臣の定めにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付について第四十四条第一項各号の措置がとられるべきときは、当該措置がとられたものとした場合の額とする。）を控除した額とする。

3 被保険者が特定承認療養取扱機関について療養を受け、又は療養取扱機関について第三十六条第一項に規定する厚生大臣の定める療

養を受けたときは、保険者は、その世帯主又は組合員が当該特定承認療養取扱機関又は療養取扱機関に支払うべき療養に要した費用について、特定療養費として世帯主又は組合員に対し支給すべき額の限度において、世帯主又は組合員に代わり、当該特定承認療養取扱機関又は療養取扱機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、世帯主又は組合員に対し特定療養費の支給があつたものとみなす。

5 特定承認療養取扱機関又は療養取扱機関は、第一項に規定する療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に対し、厚生省令の定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

6 病院又は診療所は、同時に特定承認療養取扱機関及び療養取扱機関たることができな

7 特定承認療養取扱機関が第三十七条第一項の申出を受理されたときは、特定承認療養取扱機関たることを辞したものとみなす。

8 療養取扱機関が第一項の承認を受けたときは、療養取扱機関たることを辞したものとみなす。

9 厚生大臣は、第一項の規定による厚生省令を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

10 第三十六条から第五十一条まで（第三十六条第一項、第三十七条第五項、第三十九条、第四十二条から第四十四条まで、第四十五条第一項及び第二項、第四十七条第二項、第五

十条第一項並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、特定承認療養取扱機関並びに特定承認療養取扱機関について受けた療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

11 第三十六条第二項から第六項まで、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条から第七項まで、第四十六条、第四十八条並びに第四十九条の規定は、療養取扱機関について受けた第三十六条第一項に規定する厚生大臣の定める療養及びこれに伴う特定療養費の支給並びに当該療養取扱機関について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

12 第四十二条の二の規定は、第三項の場合において第二項に規定する健康保険法第四十四条第二項の規定による厚生大臣の定めにより算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）から当該療養に要した費用について特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額を支払うについて準用する。

第五十四条第一項中「療養の給付を」を「療養の給付若しくは特定療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を」に改め、「療養取扱機関」の下に「及び特定承認療養取扱機関」を加え、「療養の給付に」を「療養の給付等」に改め、同条第二項中「療養取扱機関の下に」又は特定承認療養取扱機関を加え、「療養の給付」を「療養の給付等」に改め、同条第三項中「療養に要する費用の額から、その額に一部負担金の」を「当該療養について算定した費

用の額から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる」に改め、同条第四項中「療養に要する費用の額の算定については、」を「療養についての費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においてはは、」に改め、「の規定を」の下に、「特定療養費の支給を受けるべき場合においては第五十三条第二項の規定を」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(退職被保険者等に係る特例療養費)

第五十四条の二 市町村は、退職被保険者又はその被扶養者が療養取扱機関について療養の給付を受け、その際、当該給付に要する費用の額に第四十二条第一項第一号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として当該療養取扱機関に支払った場合において、退職被保険者又はその被扶養者である旨が記載された被保険者証を提出しなかつたことがやむを得ない理由によるものと認めるときは、同項第二号又は第三号の区分に従い、既に支払われた一部負担金の額から当該給付に要する費用の額に同項第二号又は第三号に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額を、特例療養費として支給するものとする。

第五十五条第一項中「現に療養の給付」の下に「若しくは第五十三条第一項に規定する療養」を、「から療養の給付」の下に「又は特定療養費の支給を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「療養の給付」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同項第一号中「日雇労働者健康保険法」を「健康保険法第四章の二」に改め、「療養の給付」の下に「若しくは特定療養費」を加え、同条

第三項中「療養の給付」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、「日雇労働者健康保険法の規定」を「健康保険法第四章の二の規定」に、「日雇労働者健康保険法第十七条の四第一項」を「健康保険法第六十九条の二十六第一項」に改める。

第五十六条第一項中「療養の給付」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、「日雇労働者健康保険法」を削り、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「療養費」を「特定療養費又は療養費」に改め、同条第三項中「被保険者が療養取扱機関」の下に「又は特定承認療養取扱機関」を加え、「代つて療養取扱機関」を「代わつて療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関」に改め、同条第四項中「療養取扱機関」の下に「又は特定承認療養取扱機関」を加える。

第五十七条中「及び療養費」を「並びに療養費及び特例療養費」に、「又は療養費」を「療養費又は特例療養費」に改める。

第五十七条の二第一項中「療養の給付」の下に「特定療養費の支給」を加える。

第五十九条から第六十三条までの規定中「療養の給付」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第六十五条第二項中「療養取扱機関」の下に「又は特定承認療養取扱機関」を加え、同条第三項中「療養取扱機関」の下に「又は特定承認療養取扱機関」を、「費用の支払」の下に「又は第五十三条第三項の規定による支払」を加える。

第五章 費用を「第五章 費用等」に改める。

第一節 費用の負担

第七十条を次のように改める。

第七十条 国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、療養の給付並びに特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金(以下「老人保健医療費拠出金」という。)の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の四十を負担する。

一 第四十二条第一項第一号に掲げる被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に七分の十を乗じて得た額に、すべての市町村の前号に掲げる額の合算額をすべて市町村の第四十二条第一項第一号に掲げる被保険者に係る療養の給付に要する費用の額並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の額の合算額で除して得た率を乗じて得た額

2 第四十三条第一項又は第五十二条第二項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び都道府県又は市町村が被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとして、市町村に対する前項の規定の適用については、同項第一号及び第二号に掲げる額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担の措

置が講ぜられないものとして、政令の定めるところにより算定した同項第一号及び第二号に掲げる額に相当する額とする。

第七十二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、第七十条第一項各号に掲げる額(同条第二項の規定を適用して算定する額を含む。)の合算額の見込額の百分の十に相当する額とする。

(療養給付費交付金)

第七十二条の二 市町村が負担する費用のうち、退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額から、退職被保険者等に係る保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。)に相当する額の合算額を控除した額(以下「被用者保険等拠出対象額」という。)については、政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)が市町村に対して交付する療養給付費交付金をもつて充てる。

2 前項の療養給付費交付金は、第八十一条の二の規定により基金が徴収する療養給付費拠出金をもつて充てる。

(療養給付費交付金の減額)

第七十二条の三 厚生大臣は、市町村の退職被保険者等に係る国民健康保険事業の運営に関し、市町村が確保すべき収入を不当に確保し

なかつた場合又は市町村が支出すべきでない経費を不当に支出した場合においては、政令の定めるところにより、基金に対し、前条第一項の規定により当該市町村に対して交付する同項の療養給付費交付金の額を減額することとを命ずることができる。

2 前項の規定により減額する額は、不当に確保しなかつた額又は不当に支出した額を超えることができない。

第七十三条を次のように改める。

(組合に対する補助)

第七十三条 国は、政令の定めるところにより、組合に対し、療養の給付並びに特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十二を補助することができる。

一 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に七分の十を乗じて得た額に、すべての組合の前号に掲げる額の合算額をすべての組合の療養の給付に要する費用の額並びに特定療養費及び療養費の支給について療養につき算定した費用の額の合算額で除して得た率を乗じて得た額

2 第四十三条第一項又は第五十二条第二項の規定により一部負担金の割合を減じている組合及び組合員の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとして、同項第一号及び第二号に掲げる額に相当する額とする。

3 国は、第一項の補助をする場合において、政令の定めるところにより、組合の財政力等を勘案して、同項の補助の額を増額することができる。

4 前項の規定により増額することができる補助の額の総額は、第一項各号に掲げる額(第二項の規定を適用して算定する額を含む。)の合算額の見込額の百分の十五に相当する額の範囲内の額とする。

第七十四条中「及び前二条を」と、「第七十二条及び前条」に改める。

第七十六条中「費用を」の下に「含み、第八十一条の二第一項の規定により厚生大臣が定める組合にあつては、同条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用を、健康保険法第七十九条ノ十四に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を」を加え、「(昭和二十五年法律第二百二十六号)」を削る。

第七十八条中「徴収金」の下に「(第八十一条の二第一項に規定する拠出金を除く。)」を加える。

第五章中第八十一条の次に次の二節を加える。

第二節 退職被保険者等に係る被用者

保険等被保険者の拠出金

(拠出金の徴収及び納付義務)

第八十一条の二 基金は、第八十一条の十第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)ごとに、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、第六条第三号に規定する共済組合及び健康保険法第十三条ノ二第二項の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする組合であつて厚生大臣が定めるもの(以下「被用者保険等被保険者」という。)から、療養給付費拠出金及び事務費拠出金(以下「拠出金」という。)を徴収する。

2 被用者保険等被保険者は、拠出金を納付する義務を負う。

(療養給付費拠出金の額)

第八十一条の三 前条第一項の規定により被用者保険等被保険者から徴収する療養給付費拠出金の額は、当該年度の概算療養給付費拠出金の額とする。ただし、前々年度の概算療養給付費拠出金の額が前々年度の確定療養給付費拠出金の額を超えるときは、当該年度の概算療養給付費拠出金の額からその超える額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算療養給付費拠出金の額が前々年度の確定療養給付費拠出金の額に満たないときは、当該年度の概算療養給付費拠出金の額にその満たない額を加算して得た額とする。

(概算療養給付費拠出金)

第八十一条の四 前条の概算療養給付費拠出金の額は、被用者保険等被保険者ごとの当該年度の標準報酬総額(健康保険法の規定による被保険者又は船員保険法の規定による被保険者にあつては、被保険者ごとのこれらの法律に規定する標準報酬月額額の当該年度の合計額の総額とし、第六条第三号に規定する共済組合にあつては、組合員ごとの同号に規定する法律に規定する俸給、給料又は標準給与の月額の当該年度の合計額の総額を、組合にあつては、組合員ごとのこれらの報酬に相当するものとして厚生省令で定めるもの)の当該年度の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。以下同じ。の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額に概算拠出率を乗じて得た額とする。

2 前項の概算拠出率は、厚生省令で定めるところにより、当該年度の各市町村における被用者保険等拠出対象額の見込額の合計額を当該年度の被用者保険等被保険者の標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率とする。

(確定療養給付費拠出金)

第八十一条の五 第八十一条の三の確定療養給付費拠出金の額は、各被用者保険等被保険者の前々年度の標準報酬総額に確定拠出率を乗じて得た額とする。

2 前項の確定拠出率は、厚生省令で定めるところにより、前々年度の各市町村における被用者保険等拠出対象額の合計額を前々年度の被用者保険等被保険者の標準報酬総額の合計額

第三節 社会保険診療報酬支払基金の退職者医療関係業務

で除して得た率とする。
(事務費拠出金の額)
第八十一条の六 第八十一条の二第一項の規定により各被用者保険等保険者から徴収する事務費拠出金の額は、厚生省令で定めるところにより、当該年度における第八十一条の十第一項に規定する基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額に前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額を前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の合計額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(基金の業務)

第八十一条の十 基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十三条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 被用者保険等保険者から拠出金を徴収すること。
二 市町村に対し第七十二条の二第一項の療養給付費交付金を交付すること。
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する業務は、退職者医療関係業務という。
(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)
第八十一条の十一 第七十二条の三第一項に規定する命令は、社会保険診療報酬支払基金法第二十二條の規定の適用については、同法第二十一條第一項に規定する命令とみなし、退職者医療関係業務は、同法第二十三條第二項の規定の適用については、同法第十三條に規定する業務とみなす。

(老人保健法の適用)
第八十一条の八 老人保健法第五十八條から第六十二條まで、第七十九條第三項及び第四項並びに第八十條の規定は、拠出金に關して準用する。この場合において、これらの規定中「保険者」とあるのは、「被用者保険等保険者」と読み替へるものとする。

(社会保険審議会の意見聴取等)
第八十一条の九 厚生大臣は、被用者保険等保険者の提出金等に関する重要事項について、社会保険審議会の意見を聴くものとする。

2 社会保険審議會は、社会保険審議會及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)第二条の規定にかかわらず、前項の規定により意見を求められた事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生大臣に文書をもつて建議することができ

項」とあるのは「国民健康保険法第八十一条の十第一項第二号」と、同法第七十六条第一項中「第六十五條」とあるのは「国民健康保険法第八十一条の十二において準用する第六十五條」と読み替へるものとする。

第八十九條第一項中「療養取扱機関」の下に「若しくは特定承認療養取扱機関を加え、同条第二項中「療養取扱機関」の下に「又は特定承認療養取扱機関」を加える。

第九十一条第一項中「徴収金」の下に「拠出金を除く。」を加える。

第九十條第二項中「保険者の行う」を削る。
第九十四條第二項中「療養の給付」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。
第九十條中「受理」の下に「特定承認療養取扱機関の承認」を加える。
第九十一條中「療養取扱機関」の下に「若しくは特定承認療養取扱機関」を加え、同条に次の一項を加える。
2 職務上前項の秘密を知得した第四十五條第七項の規定により厚生大臣の定める診療報酬請求書の審査を行う者又はこれを行つていた者が、正当な理由なしに、その秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。
第九十一條の次に次の一條を加える。
第九十二條の二 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした健康保険法による保険者たる健康保険組合、第六條第三号に規定する共済組合又は組合の役員、清算人又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十一条の八において準用する老人保健法第七十九條第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第八十一条の十二において準用する老人保健法第六十七條の規定による報告若しくは

は文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出したとき。

2 第八十一条の十二において準用する老人保健法第七十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附則に次の五項を加える。
6 健康保険法附則第九條第一項に規定する健康保険の被保険者(次項から第九項までにおいて「特例退職被保険者」という。)及びその被扶養者同一の世帯に属さない者を除く。以下同じ。は、第八十一条の四の規定による当該年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額及び被用者保険等拠出対象額の見込額、第八十一条の五の規定による前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額及び被用者保険等拠出対象額並びに第八十一条の六の規定による前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の算定に当たっては、退職被保険者等とみなす。

7 健康保険法附則第九條第一項に規定する健康保険組合(次項及び第九項において「特定健康保険組合」という。)は、厚生省令で定めるところにより、基金に対し、各年度における特例退職被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付その他医療に關する給付に要した費用その他厚生省令で定める事項を通知しなければならない。

8 特定健康保険組合が納付する療養費給付費拠出金の額は、第八十一条の四第一項の規定により算定した額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額と算する。

一 当該特定健康保険組合が負担する特例退職被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付に要する費用の額の見込額から当該給付に係る一部負担金に相当する額の見込額を控除した額並びに特定療養費、療養費、高額療養費、家族療養費及び家族療養費の支給に要する費用の額の見込額の合算額

二 特例退職被保険者及びその被扶養者が退職被保険者等であり、かつ、これらの者からこれらの者を管掌する国民健康保険の退職被保険者等に係る平均の保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次項において同じ。)の額を徴収した場合における当該保険料の額の特例退職被保険者及びその被扶養者に係る合算額の見込額として厚生省

From

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

「標準報酬」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)」

第二項の規定による改正前の船員保険法第四

第十二条 新船保法第二十八條ノ三第一項及び第

二十八條ノ七に規定する一部負担金の割合は、
これらの規定にかかわらず、昭和六十一年三月

大臣の告示する日
三十一日までの間は百分の十とする。

2 前項の場合において、都道府県知事に届け出た保険医療機関
又は保険薬局について療養の給付を受ける際に支払う一部負担

金の額は、新船保法第二十八條ノ三第一項の規定にかかわ

ず、当該給付について同法第二十八條ノ四第二項又は第三項の

規定により算定した額が、千五百円以下であるときは百円、千

五百円を超え千五百円以下であるときは二百円、二千五百円

を超え三千五百円以下であるときは三百円とする。

第十三条 新船保法第二十九條第二項に規定する

特定療養費の割合は、同項の規定にかかわら

ず、昭和六十一年三月三十一日までの間は百分

の九十とする。

第二十一条 この法律の施行の際現に旧日雇健

法の規定により傷病手当金又は出産手当金を受

けることができる者に対し、同一の疾病若しくは

は負傷又は出産に關し引き続き新健保法の規定

により支給する傷病手当金又は出産手当金につ

いては、新健保法第六十九條の十五第二項第一

号中「標準賃金日額の合算額の百分の十」とある

分の「標準賃金日額の合算額が最大となるよう

に二十八の日を選んだ場合における当該合算額

の二百八十分の六」と、同項第二号中「標準賃金

日額の合算額の百分の十」とあるのは「標準賃

金日額の合算額が最大となるように七十八の日

を選んだ場合における当該合算額の七百八十分

の六」と、新健保法第六十九條の十八第二項中

「分べんの月前の標準賃金日額の合算額二分

の百分の一」とあるのは「分べんの日の属する月

の前四月間の保険料が納付された日のうちから

の百分の一」とあるのは「分べんの日の属する月

の前四月間の保険料が納付された日のうちから

その納付された日に係る当該日雇特例被保険者
の標準賃金日額の合算額が最大となるように二

十八の日を選んだ場合における当該合算額の二

百八十分の六」とする。

(厚生保険特別会計法の一部改正)
第三十一条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法

律第三十條)の一部を次のように改正する。

第一条中「老人保健法(昭和五十七年法律第八

十号)ノ規定ニ依ル提出金」の下に「及国民健康

保険法(昭和三十三年法律第九十二号)ノ規定

ニ依ル提出金」を加え、「日雇労働者健康保険

事業(同法ノ規定ニ依ル提出金ノ納付ヲ含ム以

下ニ同ジ)」を削る。

第二条中「日雇健康勘定」を削る。

第三条中「一般会計ヨリノ受入金」を「一般会

計及郵政事業特別会計ヨリノ受入金、健康保険

法(大正十一年法律第七十号)ノ規定ニ依ル提出

金」に改め、「老人保健法ノ規定ニ依ル提出金」

の下に「国民健康保険法ノ規定ニ依ル提出金」

を、「保健施設費」の下に「福祉施設費」を加え

る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条中「保健施設費又ハ」を「保健施設費、

福祉施設費又ハ」に改め、「日雇労働者健康保

険事業ノ保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツル為

ノ日雇健康勘定ヨリノ受入金」を削り、「日雇

労働者健康保険事業及厚生年金保険事業」を「及

厚生年金保険事業」に改め、「日雇労働者健康

保険事業ノ保健施設費及福祉施設費」を削る。

第七条ノ二を削る。

第九条中「日雇健康勘定」を削る。

第十條第二項中「及老人保健法ノ規定ニ依ル

提出金」を「老人保健法ノ規定ニ依ル提出金及

国民健康保険法ノ規定ニ依ル提出金」に、「又ハ

保健施設費」を「保健施設費又ハ福祉施設費」に

改める。

第十一条を次のように改める。

第十二条第二項及び第十三條中「日雇健康勘

定」を削る。

第十八條ノ二中「日雇健康勘定」及び「日雇

労働者健康保険事業」を削る。

第十八條ノ五を次のように改める。

第十八條ノ六中「並ニ日雇健康保険事業ノ保

健施設費及福祉施設費」を削る。

第十八條ノ八第一項中「第七項」を「第八項」に

改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改

め、「(大正十一年法律第七十号)を削り、同条

第五項中「前三項」を「第二項乃至前項」に改め、

同条第三項の次に次の一項を加える。

政府ハ健康保険法等の一部を改正する法律

(昭和五十九年法律第 号)以下五十九年

改正法ト称ス。附則第三十二條第五項ノ規定

ニ依リ健康勘定ニ歸屬シタル五十九年改正法

附則第三十一條ノ規定ニ依リ改正前ノ第二條

ニ規定スル日雇健康勘定(以下旧日雇健康勘

定ト称ス)ノ昭和五十九年度末ニ於ケル借入

金及健康勘定ニ於テ生ジタル旧日雇労働者健

康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)ニ基

ク日雇労働者健康保険事業ニ係ル損失ニ相当

スル額トシテ政令ヲ以テ定ムルモノニ係ル債

務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同勘定ノ負

担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

第十八條ノ九の次に次の一項を加える。

第十八條ノ十 政府ハ旧日雇労働者健康保険法

ニ基ク日雇労働者健康保険事業ニ係ル損失ノ

相当額トシテ政令ヲ以テ定ムルモノニ対応スル借

入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ政

令ヲ以テ定ムルモノノ支払ノ財源ニ充ツルタ

メ当分ノ間一般会計ヨリ予算ニ定ムル金額ヲ

限リ健康勘定ニ繰入ルコトヲ得

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第四十五條 国家公務員等共済組合法(昭和三十

三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改

正する。

第四十七條第二項中「保険医療機関」の下に

「又は第五十五條の二第二項に規定する特定承

認保険医療機関を加え、同条第三項中「又は保

險薬局」を「若しくは保険薬局又は第五十五條

の二第一項に規定する特定承認保険医療機関

が」に、「又は保険薬局」を「若しくは保険薬局

又は特定承認保険医療機関」に改める。

第五十一條第一号中「療養の給付」の下に「特

定療養費」を加える。

第五十四條第一項中「及び第五十六條」を「か

ら第五十六條まで」に改め、「療養の給付」の下

に「(健康保険法大正十一年法律第七十号)第四

十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養

に係るものを除く。」を加える。

第五十五條第一項第三号中「(大正十一年法律

第七十号)」を削り、同条第二項中「医療機関」

の下に「又は薬局を加え、「療養」を「療養の給付」

に、「一部負担金(以下「一部負担金」という。)に

相當する金額を」を「金額を一部負担金として

に、「一部負担金を」を「当該一部負担金を」に改

め、同条第三項中「保険医療機関」の下に「又は

保険薬局」を加え、「一部負担金の支払」を「前項

に規定する一部負担金の支払」に、「一部負担

金の全部」を「当該一部負担金の全部」に改め、

同条第四項中「一部負担金」を「第二項に規定す

る一部負担金」に改め、同条に次の一項を加え

る。

6 前条第一項第五号又は第六号に掲げる療養

の給付を受けた組合員は、健康保険法第四十

三條ノ十七の規定の例により算定した金額を

一部負担金として組合に支払うものとする。

7 第二項の規定により一部負担金を支払う場合において、

当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを

切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十

円に切り上げるものとする。

第五十五條の次に次の一項を加える。

(特定療養費)

第五十五条の二 組合員が健康保険法第四十四

条第一項に規定する特定承認保険医療機関

(以下「特定承認保険医療機関」という。)から

療養を受けたとき、又は前条第一項各号に掲

げる医療機関若しくは薬局(特定承認保険医

療機関を除く。以下「保険医療機関等」とい

う。)から健康保険法第四十三条第一項に規定

する厚生大臣の定める療養を受けたときは、

その療養に要した費用について特定療養費を

支給する。

2 特定療養費の額は、当該療養について健康

保険法第四十四条第二項の規定により厚生大

臣が定めるところによりされる算定の例によ

り算定した費用の額の百分の八十に相当する

金額とする。ただし、現に療養に要した費用

の額の百分の八十に相当する金額を超えるこ

とができない。

3 組合員が特定承認保険医療機関である前条

第一項第一号に掲げる医療機関から療養を受

けた場合又は同号に掲げる医療機関若しくは

薬局(特定承認保険医療機関を除く。)から健

康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大

臣の定める療養を受けた場合において、組合

員がその組合員の支払うべき療養に要した費用

のうち特定療養費として組合員に支給すべき

金額の支払を免除したときは、組合員に対し

て特定療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が特定承認保険医療機関(前条第一

項第一号に掲げる医療機関を除く。)から療養

を受けた場合又は同項第二号若しくは第三号

に掲げる医療機関若しくは薬局(特定承認保

険医療機関を除く。)から健康保険法第四十

三条第一項に規定する厚生大臣の定める療

養を受けた場合には、組合は、その組合員が

当該特定承認保険医療機関又は当該医療機関

若しくは薬局に支払うべき療養に要した費用

について特定療養費として組合員に支給すべ

き金額に相当する金額を、組合員に代わり、

当該特定承認保険医療機関又は当該医療機関

若しくは薬局に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組

合員に対し特定療養費を支給したものとみな

す。

6 特定承認保険医療機関又は保険医療機関等

は、第一項に規定する療養に要した費用につ

いて支払を受ける際に、その支払をした組合

員に対し、領収証を交付しなければならない。

7 前条第一項第一号又は第二号に掲げる医療

機関が健康保険法第四十四条第一項の承認を

受けたときは、前条第一項の規定にかかわら

ず、当該医療機関においては療養の給付を行

わない。

8 前条第七項の規定は、第四項の場合において第二項の規定

により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の

額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当

該療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額

に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

第五十六条第一項中「前条の規定により療養の

給付」を「療養の給付若しくは特定療養費の支給

(以下この項において「療養の給付等」という。)」

に、「同条第一項各号に掲げる医療機関及び薬

局を「保険医療機関等及び特定承認保険医療機

関」に、「療養の給付」を「療養の給付等」に

に改め、同条第二項中「前条第一項第二号」を

「第五十五条第一項第二号」に改め、同条第三項

中「療養に要する費用から一部負担金に相当す

る金額」を「当該療養について算定した費用の額

からその額に健康保険法第四十三条ノハの規定

による一部負担金の割合を乗じて得た額」に、

「こえる」を「超える」に改め、同条第四項を次

のように改める。

4 前項の療養についての費用の額の算定に関

しては、療養の給付を受けるべき場合には第

五十五条第五項の療養に要する費用の額の算

定、特定療養費の支給を受けるべき場合には

前条第二項の療養についての費用の額の算定

の例による。

第五十六条の二 第二項中「療養の給付を受け

た組合員の支払つた一部負担金」を「療養の給付

(療養の給付に代えて行われた療養費の支給を

含む。次項において同じ。)を受けた組合員又は

特定療養費の支給(特定療養費の支給に代えて

行われた療養費の支給を含む。)を受けた組合員

の支払つた第五十五条第二項若しくは第六項に

規定する一部負担金」に改め、「一部負担金に相

当する」を削り、「含む。」を含む。次項におい

て同じ。又は第五十五条の二第二項の規定によ

り算定した費用の額からその療養に要した費用

につき特定療養費として支給される金額に相当

する金額を控除した金額(前条第三項の規定に

より控除された金額を含む。次項において同

じ。)」に改め、同条第二項を同条第三項とし、

同条第一項の次に次の一項を加える。

2 療養の給付を受けた組合員が併せて健康保

険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の

定める療養を受けたときは、前項の規定にか

かわらず、その組合員が支払つた一部負担金

の額に第五十五条の二第二項の規定により算

定した費用の額からその療養に要した費用に

ついて特定療養費として支給される金額に相

当する金額を控除した金額を加えた額が著し

く高額であるときは、高額療養費を支給す

る。

第五十七条第一項中「第三項及び第四項」を

「第四項及び第五項」に、「第五十五条第一項各

号に掲げる医療機関又は薬局」を「保険医療機

関等又は特定承認保険医療機関」に改め、同条第

二項各号列記以外の部分中「第二号」の下に、「第

四号及び第六号」を加え、同項各号を次のよう

に改める。

一 保険医療機関等から第五十四条第一項第

一号から第三号まで、第五号又は第六号に

掲げる療養(健康保険法第四十三条第一項

に規定する厚生大臣の定める療養及び第五

十四条第一項第四号に掲げる療養に伴う療

養を除く。)を受ける場合(第五号に掲げる

場合を除く。)その療養について算定した

費用の額の百分の七十に相当する金額

二 保険医療機関等から第五十四条第一項第

四号に掲げる療養(健康保険法第四十三条

第一項に規定する厚生大臣の定める療養を

除く。)を受ける場合(第六号に掲げる場合

を除く。)その療養及びその療養に伴う第

五十四条第一項第一号から第三号まで、第

五号又は第六号に掲げる療養について算定

した費用の額の百分の八十に相当する金額

三 特定承認保険医療機関から第五十四条第

一項第一号から第三号まで、第五号若しく

は第六号に掲げる療養(同項第四号に掲げ

る療養に伴う療養を除く。)を受ける場合又

は保険医療機関等から同項第一号から第三

号まで、第五号若しくは第六号に掲げる療

養であつて健康保険法第四十三条第一項に

規定する厚生大臣の定める療養に該当する

もの第五十四条第一項第四号に掲げる療

養に伴う療養を除く。)を受ける場合(第五

号に掲げる場合を除く。)その療養につ

いて算定した費用の額の百分の七十に相当す

る金額

四 特定承認保険医療機関から第五十四条第

一項第四号に掲げる療養を受ける場合又は

保険医療機関等から同号に掲げる療養であ

つて健康保険法第四十三条第一項に規定す

る厚生大臣の定める療養に該当するもの

を受ける場合(第六号に掲げる場合を除

く。)その療養及びその療養に伴う第五十

四条第一項第一号から第三号まで、第五号

又は第六号に掲げる療養について算定した

費用の額の百分の八十に相当する金額

五 保険医療機関等から第五十四条第一項第

一号から第三号まで、第五号又は第六号に

掲げる療養(健康保険法第四十三条第一項

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

に規定する厚生大臣の定める療養及び第五十四条第一項第四号に掲げる療養に伴う療養を除く。及び同項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するもの(第五十四条第一項第四号に掲げる療養に伴う療養を除く)を受ける場合 第一号及び第三号に規定する金額の合算額

六 保険医療機関等から第五十四条第一項第四号に掲げる療養(健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養を除く)及び第五十四条第一項第四号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するものを受ける場合 第二号及び第四号に規定する金額の合算額

第五十七條第六項中「及び第五項を」を「第五十五條の二第六項及び第七項に」療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を、当該療養について算定した費用の額からその額に健康保険法第四十三條ノハの規定による一部負担金の割合を乗じて得た額に改め、「同条第二項第二号」の下に「第四号及び第六号」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は薬局」を「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」に、「代り」を「代わり」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号から第四号までに規定する療養についての費用の額の算定に關しては、同項第一号及び第二号に規定するものにあつては第五十五條第五項の療養に要する費用の額の算定、前項第三号及び第四号に規定するものにあつては第五十五條の二第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

8 第五十五條第七項の規定は、第五項の場合において療養につき第三項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

第五十八條中「若しくは保険薬局」を「保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」に、「基づく」を「基づく」に、「当たらなければ」を「当たらない」に改める。

第五十九條第一項中「療養の給付」の下に「特定療養費」を加え、「その他健康保険又は」を「健康保険の被保険者健康保険法第六十九條の七に規定する日雇特別被保険者を除く。」及び「に改める。」

第六十條第一項中「療養費若しくは家族療養費を」特定療養費、療養費、高額療養費若しくは家族療養費に改め、同条第二項中「療養の給付又は」の下に「特定療養費若しくは」を加え、「行なわれる」を「行われる」に、「行なわれない」を「行わない」に改める。

第六十條の二第二項中「療養に要した費用の額を」療養につき第五十七條第三項の規定により算定した費用の額に改め、同条第二項中「第五十六條の二第二項」を「第五十六條の二第三項」に改める。

第六十四條第三項中「若しくは療養費」を「特定療養費若しくは療養費」に改める。

第六十五條の見出しを「日雇特別被保険者に係る給付との調整」に改め、同条中「又は家族埋葬料」を「育児手当金又は家族埋葬料」に、「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)」を「健康保険法第四章の二に」、「又は分べん費」を「又は特定療養費、分べん費、育児手当金」に改める。

第八十一條第二項並びに第八十七條第一項及び第二項中「療養の給付」の下に「特定療養費」を加える。

「及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による拠出金」を加える。

第百十七條第一項中「若しくは保険薬局から」を「保険薬局若しくは特定承認保険医療機関若しくは当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者(以下「開設者であつた者等」という。)から」に、「若しくは保険薬局」を「保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」に改め、「従業者」の下に「開設者であつた者等を含む。」を加え、「若しくは保険薬局」を「保険薬局若しくは特定承認保険医療機関」に改める。

第百二十條及び第百二十三條中「第二十九條ノ三」を「第二十九條ノ五」に改める。

第百二十六條の五第二項中「拠出金」の下に「及び国民健康保険法の規定による拠出金」を加え、同条第四項第四号中「その他健康保険又は」を「健康保険の被保険者健康保険法第六十九條の七に規定する日雇特別被保険者を除く。」及び「に改める。」

一の二 五十五條に達した後六十條に達する前に任意継続組合員となつた者にあつては、六十條に達したとき又は六十條に達する前に任意継続組合員の資格を有しないものとなつたならば国民健康保険法第八條の二第一項に規定する退職被保険者となるべき場合には当該退職被保険者となるべきとき(いずれのときにおいても、任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過していないときを除く)。

第百二十六條の五第四項第四号中「その他健康保険又は」を「健康保険の被保険者健康保険法第六十九條の七に規定する日雇特別被保険者を除く。及び」に改める。

附則第八條中「一部負担金を」を「第五十五條第二項に規定する一部負担金を」、「一部負担金の払戻」を「同項に規定する一部負担金の払戻」に改める。

附則第十二條を次のように改める。

第十二條 大蔵省令で定める要件に該当するものとして大蔵大臣の認可を受けた組合(以下この条において「特定共済組合」という。)の組合員であつた者で国民健康保険法第八條の二第一項に規定する退職被保険者であるべきものうち当該特定共済組合の定款で定めるものは、大蔵省令で定めるところにより、当該特定共済組合の組合員として短期給付を受けることを希望する旨を当該特定共済組合に申し出ることができ

る。ただし、第百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員であるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により申出をした者は、この法律の規定中短期給付に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、当該特定共済組合の組合員であるものとみなす。

3 前項の規定により特定共済組合の組合員であるものとみなされた者(以下この条において「特別退職組合員」という。)は、第一項の申出が受理された日からその資格を取得するものとす。

4 特別退職組合員は、同時に二以上の組合の組合員(他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員及び健康保険の被保険者(健康保険法第六十九條の七に規定する日雇特別被保険者を除く)を含む)となることのできない。

5 特別退職組合員は、当該特定共済組合が、その者の短期給付に係る給金及び国又は公共企業体の負担金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金を併合して算定する金額)以下この項において「拠出金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、当該特定共済組合に払い込まなければならない。この場合における特別退職組合員の標準となるべき給金は、特別退職給金を徴収すべき月の属する年(当該月が一月から三月までの場合には、前年)の一月一日における当該特別退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に關する規定の適用を受ける組合員の給金の標準となつた給金の合計額を当該組合員の総数で除して得た額の二分の一に相当する額の範囲内で定款で定める額とする。

6 第六十六條、第六十八條、第七十條及び第七十一條の規定にかかわらず、特別退職組合員については、療養手当金、休業手当金、弔慰金及び家族弔慰金並びに災害見舞金は、支給しない。

7 特別退職組合員は、第百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項並びに第四項第一号、第二号及び第四号の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第十二條第一項」と、同条第四項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過した」とあるのは「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つた」と読み替へるものとする。

8 特別退職組合員に対する短期給付の支給の特例その他特例退職組合員に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第十四條の二第二項中「拠出金」の下に「及び国民健康保険法の規定による拠出金」を加

える。

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 この法律による改正後の国家公務員等共済組合法第五十五条の二第二項に規定する特定療養費の割合は、同項の規定にかかわらず、昭和六十一年三月三十一日までの間は百分の九十とする。

2 附則第三条第一項及び前項の規定は、この法律による改正後の国家公務員等共済組合法附則第十二条第三項に規定する特例退職組合員については、適用しない。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四十七条 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改める。

第四十九条第二項中「保険医療機関」の下に「又は第五十七条の二第二項に規定する特定承認保険医療機関を加え、」を行なわれた」を「若しくは保険薬局又は第五十七条の二第二項に規定する特定承認保険医療機関が、」又は「又は保険薬局に、」若しくは「又は保険薬局又は特定承認保険医療機関に」に改める。

第五十三条第一号中「療養の給付」の下に「特定療養費」を加える。

第五十五条の二中「次条第一項又は」の下に「第五十七条の二」を加え、「療養費」を「特定療養費、療養費に、」を行なわれる」を「行われる」に、「行なわれない」を「行われない」に改める。

第五十六条第一項中「及び第五十八条」を「から第五十八条まで」に改め、「療養の給付」の下に「(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に係るものを除く。)」を加える。

第五十七条第一項第二号中「行なう」を「行い」に改め、同項第三号中「(大正十一年法律第七十号)」を削り、同条第二項中「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、「一部負担金(以下「一部負担金」という。))に相当する金額を」を「金額を一部負担金として、」に改め、同条第三項中「保険医療機関」の下に「又は薬局」を加え、「一部負担金の支払」に、「一部負担金の全部」を「当該一部負担金の全部」に改め、同条第四項中「一部負担金」を「第二項に規定する一部負担金」に改め、同条に次の一項を加える。

「第二項に規定する一部負担金」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前条第一項第五号又は第六号に定める給付を受けた組合員は、健康保険法第四十三条ノ十七の規定の例により算定した金額を一部負担金として組合に支払うものとする。

7 第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

第五十七条の次に次の一条を加える。

(特定療養費)
第五十七条の二 組合員が健康保険法第四十四条第一項に規定する特定承認保険医療機関(以下「特定承認保険医療機関」という。))から療養を受けたとき、又は前条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局(特定承認保険医療機関を除く。以下「保険医療機関等」という。))から健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費を支給する。

2 特定療養費の額は、当該療養について健康保険法第四十四条第二項の規定により厚生大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額の百分の八十に相当する金額とする。ただし、現に療養に要した費用の額の百分の八十に相当する金額を超えることができない。

3 組合員が特定承認保険医療機関である前条第一項第一号に掲げる医療機関から療養を受けた場合又は同号に掲げる医療機関若しくは薬局(特定承認保険医療機関を除く。))から健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けた場合において、組合員がその組合員の支払うべき療養に要した費用のうち特定療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し特定療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が特定承認保険医療機関(前条第一項第一号に掲げる医療機関を除く。))から療養を受けた場合又は同項第二号若しくは同項第三号に掲げる医療機関若しくは薬局(特定承認保険医療機関を除く。))から健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けた場合は、組合は、その組合員が当該特定承認保険医療機関又は当該医療機関若しくは薬局に支払うべき療養に要した費用について特定療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該特定承認保険医療機関又は当該医療機関若しくは薬局に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し特定療養費を支給したものとみなす。

6 特定承認保険医療機関又は保険医療機関等は、第一項に規定する療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

7 前条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関が健康保険法第四十四条第一項の承認を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該医療機関においては療養の給付を行われない。

前条第七項の規定は、第四項の場合において第二項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当

該療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

第五十八条第一項中「前条の規定により療養の給付」を「療養の給付若しくは特定療養費の支給(この項において「療養の給付等」という。))」に、「同条第一項各号に掲げる医療機関及び薬局」を「保険医療機関等及び特定承認保険医療機関」に、「療養の給付に」を「療養の給付等」に改め、同条第二項中「前条第一項第二号又は第三号」を「第五十七条第一項第二号又は第三号」に改め、同条第三項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する金額を」を「当該療養費について算定した費用の額からその額に健康保険法第四十三条ノ八の規定による一部負担金の割合を乗じて得た額に、」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項の療養についての費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には第五十七条第五項の療養に要する費用の額の算定、特定療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

第五十八条の二第二項中「療養の給付を受けた組合員の支払った一部負担金」を「療養の給付(療養の給付に代えて行われた療養費の支給を含む。次項において同じ。))を受けた組合員又は特定療養費の支給(特定療養費の支給に代えて行われた療養費の支給を含む。))を受けた組合員の支払った第五十七条第二項若しくは第六項に規定する一部負担金」に改め、「一部負担金に相当する」を削り、「含む。」を含む。次項において同じ。又は第五十七条の二第二項の規定により算定した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額(前条第三項の規定により控除された金額を含む。次項において同じ。))に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

1107

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

2 療養の給付を受けた組合員が併せて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その組合員が支払った一部負担金の額に第五十七条の二第二項の規定により算定した費用の額からその療養に要した費用について特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額を加えた金額が著しく高額であるときは、高額療養費を支給する。

第五十九条第一項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に、「第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局」を「保険医療機関等又は特定承認保険医療機関」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「費用」を「費用の額」に改め、「第二号」の下に、「第四号及び第六号」を加え、同項各号を次のように改める。

一 保険医療機関等から第五十六条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養(健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養及び第五十六条第一項第四号に掲げる療養に伴う療養を除く。)を受ける場合(第五号に掲げる療養を除く。)その療養について算定した費用の額の百分の七十に相当する金額

二 保険医療機関等から第五十六条第一項第四号に掲げる療養(健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を除く。)を受ける場合(第六号に掲げる療養を除く。)その療養及びその療養に伴う第五十六条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養について算定した費用の額の百分の八十に相当する金額

三 特定承認保険医療機関から第五十六条第一項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる療養(同項第四号に掲げる療養に伴う療養を除く。)を受ける場合又

は保険医療機関等から同項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するもの(第五十六条第一項第四号に掲げる療養に伴う療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するものを除く。)を受ける場合(第五号に掲げる療養を除く。)その療養について算定した費用の額の百分の七十に相当する金額

四 特定承認保険医療機関から第五十六条第一項第四号に掲げる療養を受ける場合又は保険医療機関等から同号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するものを除く。)を受ける場合(第六号に掲げる療養を除く。)その療養及びその療養に伴う第五十六条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養について算定した費用の額の百分の八十に相当する金額

五 保険医療機関等から第五十六条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養(健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養及び第五十六条第一項第四号に掲げる療養を除く。)及び同項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するもの(第五十六条第一項第四号に掲げる療養に伴う療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するものを除く。)を受ける場合 第一号及び第三号に掲げる金額の合算額

六 保険医療機関等から第五十六条第一項第四号に掲げる療養(健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を除く。)を受ける場合 第一号及び第三号に掲げる金額の合算額

除く。)及び第五十六条第一項第四号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するものを受ける場合 第二号及び第四号に掲げる金額の合算額

第五十九条第六項中「第五十七条第一項及び第五項」を「第五十七条第一項、第五十七条の二第六項及び第七項」に、「療養に要する費用から一部負担金に相当する金額」を「当該療養について算定した費用の額からその額に健康保険法第四十三条ノ八の規定による一部負担金の割合を乗じて得た額」に改め、「同条第二項第一号」の下に、「第四号及び第六号」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は薬局」を「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号から第四号までに規定する療養についての費用の額の算定に関しては、同項第一号及び第二号に規定するものにあつては第五十七条第五項の療養に要する費用の額の算定、前項第三号及び第四号に規定するものにあつては第五十七条の二第二項の療養について算定した費用の額の算定の例による。

第五十九条に次の一項を加える。
第五十七条第七項の規定は、第五項の場合において療養につき第三項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

第六十条中「若しくはは保険薬局」を「保険薬局若しくはは特定承認保険医療機関」に改める。
第六十一条第一項中「療養費」を「特定療養費、療養費」に、「その他健康保険又は」を「健康保険の被保険者(健康保険法第六十九條の七に規定する日雇特例被保険者を除く。)及び」に改める。

第六十二条中「療養の給付又は」の下に「特定療養費」を加え、「行なわれない」を「行わない」に改める。

第六十二条の二第一項中「療養に要した費用の額」を「療養について第五十八條第三項の規定により算定した費用の額」に改め、同条第二項中「第五十八條の二第二項」を「第五十八條の二第三項」に改める。

第六十六條第三項中「若しくはは療養費」を「特定療養費若しくはは療養費」に改める。

第六十七條の見出しを「(日雇特例被保険者に係る給付との調整)」に改め、同条中「又は家族埋葬料」を「育児手当金又は家族埋葬料」に、「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)」を「健康保険法第四二章の二」に、「又は分べん費」を「又は特定療養費、分べん費、育児手当金」に改める。

第八十六條第二項並びに第九十二條第一項及び第二項中「若しくはは療養費」を「特定療養費若しくはは療養費」に改める。

第百三十三條第二項第一号中「提出金」の下に「及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による提出金」を加える。

第百三十六條第一項中「第二十九條ノ三」を「第二十九條ノ五」に改め、同条第二項中「第二十九條ノ三」を「第二十九條ノ五」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百三十九條中「第二十九條ノ三」を「第二十九條ノ五」に改める。

第百四十四條の二第二項中「提出金」の下に「及び国民健康保険法の規定による提出金」を加え、同条第四項第四号中「その他健康保険又は」を「健康保険の被保険者(健康保険法第六十九條の七に規定する日雇特例被保険者を除く。)及び」に改める。

一の二 五十五歳に達した後六十歳に達する前に任意継続組合員となつた者にあつては、六十歳に達したとき又は六十

歳に達する前に任職経験者の資格を有しないものとしたら国民健康保険法第八條の二第一項に規定する退職被保険者となるべき場合には当該退職被保険者となるべきとき(いずれのときにおいても、任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過していないときを除く。)

第百四十四條の二第四項第四号中「その他健康保険又は健康保険の被保険者(健康保険法第六十九條の七に規定する日雇特別被保険者を除く。及びに改める。

第百四十四條の三第一項第三号中「昭和三十三年法律第九十二号」を削り、同条第二項の表の第八十六條第二項及び第九十二條第一項の項中「若しくは療養費」を「特定療養費若しくは療養費に改める。

第百四十四條の二十八第一項中「若しくは保険薬局から」を「保険薬局若しくは特定承認保険医療機関若しくは当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)から」に、「若しくは保険薬局の」を「保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の」に改め、「従業者」の下に「(開設者であつた者等を含む。)」を加え、「若しくは保険薬局に」を「保険薬局若しくは特定承認保険医療機関に」に改める。

附則第十四條の三第一項中「提出金」の下に「及び国民健康保険法の規定による提出金」を加える。

附則第十七條を削る。

附則第十八條中「一部負担金を」を「第五十七條第二項に規定する一部負担金を」に、「一部負担金の払い戻し」を「同項に規定する一部負担金の払い戻し」に、「行なう」を「行」に改め、同条を附則第十七條とし、同条の次に次の一条を加える。

第十八條 主務省令で定める要件に該当するものとして主務大臣の認可を受けた組合(以下この条において「特定共済組合」という。)の組合員であつた者が国民健康保険法第八條の二第一項に規定する退職被保険者であるべきものうち当該特定共済組合の定款で定め、主務省令で定めるところにより、当該特定共済組合の組合員として短期給付を受けることを希望する旨を当該特定共済組合に申し出ることができ、ただし、第百四十四條の二第二項に規定する任意継続組合員であるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により申出をした者は、この法律の規定中短期給付に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、当該特定共済組合の組合員であるものとみなす。

3 前項の規定により特定共済組合の組合員であるものとみなされた者(以下この条において「特例退職組合員」という。)は、第一項の申出が受理された日からその資格を取得するものとす。

4 特例退職組合員は、同時に二以上の組合の組合員(他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うもの組合員及び健康保険の被保険者(健康保険法第六十九條の七に規定する日雇特別被保険者を除く。を含む。))となることできない。

5 特例退職組合員は、当該特定共済組合が、その者の短期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金(老人保健法の規定による提出金及び国民健康保険法の規定による提出金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額(以下この項において「特例退職掛金」という。を、毎月、政令で定めるところにより、当該特定共済組合に払い込まなければならない。この場合における特例退職掛金の標準となるべき給料は、特例退職掛金を徴収すべき月の属する年(当該月が一月から三月までの場合には、前年)の一月一日における当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員の掛金の標準となつた給料の合計額を当該組合員の総数で除して得た額の二分の一に相当する額の範囲内で定款で定める額とする。

6 第六十八條、第七十條、第七十二條及び第七十三條の規定にかかわらず、特例退職組合員については、傷病手当金、休業手当金、甲類金及び家族手当並びに災害見舞金は、支給しない。

7 特例退職組合員は、第百四十四條の二第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項並びに第四項第一号、第二号及び第四号の規定を適用する。この場合において、同条第三項第一号第一項とあるのは「附則第十八條第一項」と、同条第四項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過した」とあるのは「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つた」と読み替へるものとする。

8 特例退職組合員に対する短期給付の支給の特例その他特例退職組合員に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四條 地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置

第四十八條 この法律による改正後の地方公務員等共済組合法第五十七條の二第二項に規定する特定療養費の割合は、同項の規定にかかわらず

附則第三條第一項の厚生大臣の告示する日、昭和六十一年三月三十一日までの間は百分の九十とする。

2 附則第三條第一項及び前項の規定は、この法律による改正後の地方公務員等共済組合法附則第十八條第三項に規定する特例退職組合員については、適用しない。

第四十九條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條第一項		附則第十二條第五項	
大蔵省令で定める要件	大蔵大臣の認可を受けた	掛金及び国又は公共企業体の負担金(老人保健法の規定による提出金及び国民健康保険法の規定による提出金に係る掛金及び国又は公共企業体の負担金を含む。)の合算額	標準給付の月額
大蔵省令で定めるところ	文部大臣の認可を受けた場合には、当該	掛金(老人保健法の規定による提出金及び国民健康保険法の規定による提出金に係る掛金を含む。)	

第二十五條の二第二項中「第五十六條第一項」を「第五十五條の二第二項、第五十六條第一項」に、「療養費」を「特定療養費、療養費」に改める。

第四十六條第一項中「保健給付についての」を「療養に關する保健給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該給付に係る療養を行つた保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関(以下「療養施設」という。)に、」に改め、同条第三号を「第五十五條第一項第三号」に、「に對して」を「又は同法第五十五條の二第二項に規定する特定承認保険医療機関をいう。以下この条において同じ。若しくは当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者に対して」に、同号の規定による療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局について」を「当該保険医療機関、保険

第十八條第二項中「提出金」の下に「及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による提出金」を加える。

第二十五條第一項の表第二百二十六條の五第二項の項中「提出金」の下に「及び国民健康保険法の規定による提出金」を加える。

第六十一條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第八十一号及び第八十六号中「日雇労働者健康保険」を削り、同条第九十七号を次のように改める。

第六十六條第六十六號中「療養に要する費用」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條九第一項の療養に要する費用及び同法第四十四條第二項に規定する療養についての費用」に改め、同条第六十七号及び第七十一号中「日雇労働者健康保険」を削る。

第十一條中「日雇労働者健康保険事業」を削る。

昭和五十九年七月十三日 衆議院會議録第三十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(給付の公平化に関する措置)

第六十二条 政府は、新健康保険法施行後の医療費の動向、国民負担の推移、財政事情等各般の状況を勘案し、健康保険制度の全般に関する検討を行い、その結果に基づいて、社会保険各法に規定する被扶養者及び国民健康保険の被保険者の医療に係る給付の割合を百分の八十とするよう必要な措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔別紙〕

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 高額療養費支給制度については、高額な医療費負担による家計への影響を緩和するため、家計の負担能力に適切に対応した仕組みとなるよう所要の改善を図るとともに、血友病等長期高額医療費の疾病については、患者負担の軽減等に努めること。また、融資制度の導入・活用等、現行給付方式の改善を図るよう配慮すること。

二 国民健康保険の運営については、退職者医療制度の創設に伴う国庫補助の引下げ及び国庫補助基準の変更により安定的な事業運営が損なわれることのないよう配慮すること。

三 退職者医療制度の運営に当たっては、被用者保険の負担が過重とならないよう適切な配慮を行うとともに、市町村においては国民健康保険事業の運営について一層の経営努力を行うこと。

四 日雇労働者の健康保険については、政府管掌健康保険の健全な運営に支障をきたすことのないよう適切な配慮をするとともに、日雇労働者の就労の特性に配慮しつつ、一般の被保険者との均衡に欠けることのないよう留意すること。

五 特定療養費制度の運用に当たっては、自由診

療の大幅な拡大や保険診療の後退をもたらすことのないよう細心の配慮をもつて運用し、高度医療についても、適正な保険医療の確保を図ること。

また、従来から指摘している差額ベッド等に見られる不当な保険外負担について、一層の適正化を図ること。特に、私立医科大学における問題の解決を図ること。

六 診療報酬については、技術重視の診療報酬体系を確立し、その合理化を図ること。また、家庭医の特性に応じた診療報酬について検討すること。

七 薬価基準の適正化、医療機関に対する指導監査の徹底、医療費通知の充実等の医療費適正化対策を積極的に推進することにより、不適切な医療を排除し、医療費及び医療内容の適正化を図ること。

八 診療報酬支払基金等におけるレポート審査のコンピュータ化の推進等、支払審査事務全般にわたる合理化を推進すること。

九 医薬分業については、その基盤づくりに努めるとともに、分業実現に向けて具体的計画の策定に努めること。

十 成人病の予防その他国民のライフサイクルに応じた健康づくり対策の積極的推進を図るため、保健所及び市町村の保健活動の強化に努めること。

十一 地域医療の確保のため、へき地等における関係従事者及び関係施設の確保に努めるとともに、家庭医の標ぼうを認める等プライマリ・ケアについてはその制度化を含めた充実を図り、地域の実情に即した医療供給体制の体系的整備を推進すること。

十二 医師、歯科医師、薬剤師及びその他の医療従事者については、今後の医療需要の動向等を踏まえて、養成確保対策を見直すこととし、適正な水準を確保すること。

十三 医療機関における健全かつ安定的な経営の

確保のため、経営基盤及びその環境の条件整備に努めることとし、医療経営が薬価差益に依存することのないよう関連制度の改善に努めること。

十四 保険財政の状況等を勘案し分岐費等現金給付の改善を図るとともに、傷病手当金と障害年金等との併給調整について検討すること。

十五 退職者の任意継続加入者の保険料納入方法に関し、前納制の導入について検討すること。

衆議院會議録第三十三号中正誤

ページ 段行 誤
103 一七 逐次 逐次 正

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五五二二(大代)
定価 一〇〇円

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可